

令和2年 第1回定例会

喜界町議会会議録

令和2年3月3日 開会

令和2年3月13日 閉会

喜 界 町 議 会

令和2年第1回定例会会議録目次

第1号（3月3日）（火曜日）

1、開 会	5
1、開 議	5
1、会議録署名議員の指名	5
1、会期の決定	5
1、諸般の報告	5
1、施政方針	7
1、諮問第1号上程	16
（提案理由説明、質疑、討論、採決）	
1、諮問第2号上程	17
（提案理由説明、質疑、討論、採決）	
1、議案第1号～7号上程	18
（提案理由説明、総括質疑、委員会付託）	
1、議案第8号～21号上程	25
（提案理由説明、総括質疑、委員会付託）	
1、議案第22号～28号上程	27
（提案理由説明、質疑、討論、採決）	
1、発委第1号上程	30
（質疑、討論、採決）	
1、陳情第1号上程	30
（委員会付託）	
1、議員派遣報告について	31
1、散 会	33

第2号（3月11日）（水曜日）

1、開 議	36
1、一般質問	36
1. 良岡理一郎議員	36
【新型コロナウイルス感染症対策について】	
【シカ・カラスの鳥獣害対策について】	
【イヌ・ネコ出張診療について】	
【マイナンバーについて】	
【町長選について】	
2. 生駒 弘議員	58
【町民生活の安心安全について】	
【プログラミング教育について】	

3. 安田英次郎君	63
【公衆トイレの設置について】	
【遊具の設置について】	
【大朝戸・西目地区の畑総事業について】	
4. 峰山恵喜光君	69
【ふるさと納税について】	
5. 幸 一美君	84
【町道の整備について】	
6. 野間弘也君	86
【防災対策について】	
【環境問題について】	
7. 上間一寛君	97
【国民の祝日に各家庭での日の丸掲揚の推進について】	
【町長の進退について】	
1、散 会	101
第3号（3月13日）（金曜日）	
1、開 議	105
1、報告第1号	105
（市長報告）	
1、予算審査特別委員長報告	105
（議案第1号～7号）	
1、総務文教常任委員長報告	111
（議案第8号～16号）	
1、総務文教常任委員長報告	114
（陳情第1号）	
1、産業福祉常任委員長報告	116
（議案第17号～21号）	
1、発委第2号上程	118
（質疑、討論、採決）	
1、議員派遣の件について	119
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	119
1、閉 会	120

令和 2 年第 1 回喜界町議会定例会

令和 2 年 3 月議会

令和2年第1回喜界町議会定例会会期日程

3月3日開会～3月13日閉会 会期11日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
3	3	火	本会議（開 会）	施政方針・議案上程	
	4	水	予算審査特別委員会	付託議案審査	
	5	木	予算審査特別委員会	付託議案審査	
	6	金	予算審査特別委員会	付託議案審査	
	7	⊕	休 日		
	8	⊕	休 日		
	9	月	各常任委員会	付託議案審査	
	10	火	休 会		
	11	水	本会議	一般質問	
	12	木	休 会		
13	金	最終本会議	委員長報告・他		

令和 2 年第 1 回喜界町議会定例会

令和 2 年 3 月 3 日

(第 1 日)

令和2年第1回喜界町議会定例会

令和2年3月3日（火曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - (1) 議長報告
 - (2) 行政報告
- 日程第4 施政方針
 - 町長
 - 教育長
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第1号 令和2年度喜界町一般会計予算について
- 日程第8 議案第2号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第9 議案第3号 令和2年度喜界町介護保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第4号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第5号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第6号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第7号 令和2年度喜界町水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第8号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第9号 喜界町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 喜界町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 喜界町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 財産の無償貸付契約の変更について
- 日程第20 議案第14号 財産の無償譲渡について
- 日程第21 議案第15号 喜界町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第16号 喜界町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 喜界町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第18号 喜界町水道事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第25 議案第19号 喜界町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第20号 喜界町屠畜場事業財政調整基金条例を廃止する条例について
- 日程第27 議案第21号 喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第28 議案第22号 令和元年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第23号 令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第30 議案第24号 令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 議案第25号 令和元年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第26号 令和元年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第33 議案第27号 令和元年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第34 議案第28号 令和元年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第35 発委第1号 喜界町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書について
- 日程第37 議員派遣報告について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
8番	榮 哲治君	9番	生駒 弘君
10番	安田 英次郎君	11番	里村 忠弘君
12番	上間 一寛君	13番	外内 千里君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 幸田 勝光君 事務局 長 補 佐 沖 康仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	副 町 長	隈崎 悦男君
教 育 長	久保 康治君	総 務 課 長	吉沢 伸一君
企画観光課長	富 充弘君	住 民 課 長	秋田 達磨君
税 務 課 長	岩松 利和君	保健福祉課長	吉行 進君
農業振興課長	武藤 裕和君	建 設 課 長	加島 英郎君
水環境課長	竹内 功君	会 計 管 理 者	徳 勝志君
教委総務課長	菊地 典子君	生涯学習課長	來 和法君
あゆみ幼稚園長	乾 みち子君	喜界分署長	松元 秀雄君
行政 管理 監	中村 幸雄君		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。ただいまから、令和2年第1回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

○議長（外内千里君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（外内千里君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、峰山恵喜光君及び河上弘仁君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（外内千里君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から13日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から13日までの11日間に決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（外内千里君）

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長報告を行います。5点ございます。

1点目、1月5日、奄美市において公明党奄美ティダ委員会新春懇談会が開催され、町長と子ども出席いたしました。それぞれの市町村長、議長から各市町村長が抱える問題点の聞き取りがあり、解決策について助言がありました。本町からは、空港の荷物受け渡し時の場所が手狭であり、解決策の意見を求めましたところ、公明党鹿児島本部幹事長の県議の松田氏より、湾港空港課の答弁として、喜界町空港ターミナルビルは（株）奄美航空が所有、管理しており、空港ターミナルビルの整備は所有者が対応していただくことが基本であるため、手荷物受け渡しの要望については、（株）奄美航空に情報提供するとの文書をいただいております。

2点目、1月28日、鹿児島市において、鹿児島県町村議会議長会主催の町村議会議長研修会

が開催されました。ジャーナリストの須田慎一郎氏の「どうなる政治・経済～日本の再生のために何が必要か～」の演題で講演と、スポーツジャーナリストの二宮清純氏に「二宮清純が語る「スポーツのチカラ」」の演題で講演をしていただきました。議員全員が出席しておりましたため、内容については割愛させていただきます。

3点目、1月29日から2月1日まで東京において、議会議員全員による所管事務調査を行ってまいりました。後ほどそれぞれの委員長より報告があります。また、その機会を利用し、東京インタープレイ株式会社の議会・自治体向けICT推進セミナーに出席してまいりました。タブレットを活用し、議会資料のペーパーレス化を目指すもので、飯能市議会議員にICTの取り組み、現状について説明していただきました。東日本大震災をきっかけに資源を大切にすることの原点に帰り、議会の全ての会議をペーパーレス化、日常・緊急時の情報伝達の連絡をタブレットで行い、各種資料も閲覧できるもので、現在は決算システムを検討しているそうです。

次に、パートナー企業の株式会社ドコモの法人ビジネス戦略営業企画担当から、5G時代のビジネスの競争に向けた取り組みの題材で講話があり、ドコモが取り組む今後について、5G、AIとビッグデータ、IoTを活用した経済成長の実現、自治体との連携協定による地域活性化の取り組みの紹介がありました。現在、奄美市への指導、導入運営や、与論町、知名町、和泊町、伊仙町への説明会がなされているとのことでした。現在、220の自治体に取り組んでおり、今後は本町議会や町行政においても、各方面におけるICT化が進んでいくものと思われます。

4点目、2月13日、奄美市において各種協議会が開催されました。市町村議長会での主な内容は、第63回奄美群島市町村議会議員大会が5月28日、奄美市で開催されることが決定し、提出議題は、各地区分については3月19日まで、議長会提出議題は、4月に開催されます議長事務局合同会で協議することになりました。議事では、平成30年度会務報告がなされ、決算審査が認定され、令和2年度事業計画会計予算案が承認されております。

奄美群島広域事務組合議会においては、主に令和2年度奄美群島広域事務組合一般会計、奄美TIDAネシア基金特別会計予算、奄美パーク事業特別会計予算が承認されております。今回、TIDAネシア事業においては、首里城再建支援負担金として、各市町村から総額2,000万円が計上されております。

市町村長・議会議長合同会では、平成30年度振興開発対策決算審査の承認、令和2年度予算案が承認され、奄振予算の要請活動に第三班に大和村、喜界町、与論町、第四班に宇検村、瀬戸内町、徳之島町が担当となっております。与論での開催予定の、天候の影響で延び延びとなっております令和元年度奄美・やんばる広域圏交流推進協議会総会は、一堂に会することはできず、今回、奄美、沖縄と別々の開催となり、議案が承認されております。

5点目、2月18日、鹿児島市において県離島振興町村議会議長会が開催されました。令和元年度会務報告、平成30年度決算認定がなされ、令和2年度事業計画、予算案が承認されて、空席であった副会長に南種子町の広浜議長が選任されております。

また、同日開催されました第71回鹿児島県町村議会議長会では、来賓の三反園知事、県議の外菌議長、伊集院町村会長の祝辞の後、鹿児島県町村議会議長会より歴代会長への感謝状の贈

呈、議員25年以上、15年以上の在職者表彰、さらに全国議長会から議長会表彰が伝達されました。その後、令和元年度会務報告、平成30年度決算が認定され、令和2年度事業計画、予算案が承認されました。3月に町村議会として、地方創生のさらなる推進ほか9目の決議案を採択しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

おはようございます。

行政報告ですが、新型コロナウイルスによる肺炎が拡大している問題につきまして、現在の本町での対応等について報告申し上げます。

中国湖北省武漢を中心に発生し、短期間で世界に広まっている新型コロナウイルス感染症は、3月1日現在、国内感染者数241人、死亡者5人となっており、国内での新たな感染者が確認される中、現在のところ鹿児島県内での感染者は確認されておられません。

本町では、2月7日に、感染症対策とし、新型コロナウイルスにかかわるチラシを全戸に配布し、注意を呼びかけております。また、2月27日には、役場内に新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を設置し、今後の対策を協議したところでございます。感染拡大を防止するためには、ここ数週間の取り組みが重要だと言われております。

現時点での本町における施設等の対応につきましては、まず、政府の要請を受け、小学校、中学校、喜界高校が3月15日まで臨時休業、保育所、幼稚園は通常どおり、放課後児童クラブにつきましては夏休みなどと同様の対応、高齢者の入所施設などでは面会禁止などの対策をしております。

新型コロナウイルス感染症の治療方法は、現時点では確立されておられません。現在のところ、感染が疑われた場合は最寄りの保健所に連絡をして指示に従うことになっておりますが、検査体制の拡充に伴い変更されることも予想されております。感染の拡大に伴い、状況が日々変化し、国の対応も変わってきていることから、今後も国の動向を注視しながら情報の収集と共有を図り、今後発生する事態へ迅速に対応してまいる所存でございます。

終わります。

○議長（外内千里君）

以上で、行政報告を終わります。

△ 日程第4 施政方針

○議長（外内千里君）

日程第4、施政方針を行います。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

本日ここに、令和2年第1回喜界町議会定例会が開催され、令和2年度一般会計予算を初め、その他の案件の御審議をお願いするに当たり、私の町政に対する基本方針と施策の概要について所感を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解とより一層の御協力をお願い申し上げます。

昨年は日本各地で大災害に見舞われ、いまだに避難所生活を余儀なくされている方もおり、まことに気の毒であります。幸いにも我が島は災害もなく、おおむね平穏な1年となりました。

さて、今年、令和2年は、夏には56年ぶりのオリンピックが東京を中心に開催され、秋には48年ぶりに本県で国民体育大会が開催されるなど、慌ただしい1年となりそうです。

景気は、消費税アップの影響もあり行き先は不透明であります。こうした中でも我が喜界島は、「すばらしい自然の中で、心豊かに穏やかに暮らす」という島本来の持ち味を維持、発展させていきたいものと考えております。

しかしながら、全国の地方圏と同様、島の人口減少は続いており、既に7,000人を切っております。この人口減少による影響を最小限にするためには、島人一人一人が役割分担をし、全員参加の島づくりをする必要があります。

月日がたつのは早いもので、平成24年に町民の皆様の信任を得て町政を預かり、今年で8年目を迎えます。就任当初から、財政難問題など重要な課題が山積する大変動期でしたが、身の丈に合った財政運営と地についた行政運営を心がけてまいりました。厳しい財政状況の中で、住民サービスを低下させることなく行財政改革を進め、老人ホーム喜界園の民営化、組織改革による職員定数の削減、補助金の見直し等を行い、一定の成果が出ているものと認識しております。

本町が健全財政を維持できるのも、職員の努力はもちろん、町民の皆様並びに議員各位の御理解があつてのことだと思っております。今後も、さらなる行財政改革を推進し、生産性向上、働き方改革、女性活躍推進等による多様化する住民ニーズに対応するとともに、本町の地域特性や可能性をしっかりと生かした行財政運営に取り組んでまいります。

国の経済財政の状況と地方財政の動向、本町の財政状況を踏まえ、第5次喜界町総合振興計画、喜界町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、若年層や子育て世代の定住を図ることで生産年齢人口、将来を担う年少人口を維持し、町民力が結集された「小粒でもきらりと輝くいい島」を目指してまいります。

それでは、主な施策について申し上げます。

まず1、地域を支える基盤づくり、そのうちの農業、林業の振興です。

本町の農業分野においては、農家の高齢化や後継者不足、農地の貸し借りなど課題を抱えながら、新たな水資源の確保に向けた取り組みが重要であります。

その中で、新規就農者支援につきましては、町単独事業の研修制度や国の支援事業を活用し、後継者並びに新規就農者の確保、育成に努めてまいります。また、相続未登記地並びに農地の貸し借りについても、改正されました農業経営基盤強化促進法等を活用し、農地の利用権設定を推進してまいります。あわせて、基幹作物であるさとうきびを中心として、収益性の高い園

芸作物並びに畜産との複合農業を推進し、農家所得並びに農業生産額向上を関係機関一体となって図ってまいります。こうした地元の取り組みを背景に、いわゆる第2地下ダムの国営による整備が図られるよう県や国に働きかけてまいります。

糖業の振興につきましては、平成30年産は、相次ぐ台風被害により過去3番目に低い6万1,000トン台となりましたが、今年産においては、台風被害もほぼなく、高品質での取引が続いており、昨年期と比較して、生産量並びに生産額とあわせて農家所得の向上が期待されているところであります。町といたしましても、自然災害による不作への備えとして、農業共済や収入保険制度の加入へのさらなる推進を引き続き図ってまいります。

また、生産向上に向けて、土づくり対策や優良種苗の供給、管理機械、収穫機械の機能向上、害虫対策の農薬助成なども継続して行います。さらに、国の基金事業を活用した生産者への支援を町の増産計画に基づき、収穫面積の確保並びに反収向上のため、各関係機関、団体と連携し、一体となって取り組んでまいります。

ゴマの振興につきましては、令和元年産については、不作であった前年の約2倍の40トン台の生産量となりました。ゴマは気象条件により生産量が不安定な品目ではありますが、夏季時期の重要な品目でありますので、例年のとおり継続的に支援事業を行い、面積拡大と品質向上を図ってまいります。また、喜界島白ゴマのブランド化を目指し、GI（地理的表示保護制度）の取得に向けた取り組みを、その他の在来作物とあわせて進めてまいります。

畜産の振興につきましては、令和元年は前年と比較し、取引価格は下がっている状況ではありますが、依然として高値で取引されている状況であります。そのような中、畜産クラスター事業を活用しながら、飼料収穫機械の更新及び導入を進め、粗飼料自給率を高めるなど生産コストの削減や、育種価の高い牛への更新を図りながら、課題であります農家所得、農家戸数並びに飼養頭数の増加に取り組んでまいります。また、今後も増頭を目的とした推進事業を行うことで、産地間競争に負けない足腰の強い肉用牛農家の強化を図ってまいります。

農業農村整備につきましては、農作業の効率化並びに農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するための整備や、農村地域の防災・減災を図るための整備を行ってまいります。

営農支援センターにつきましては、園芸振興を柱とした農業振興の拠点として、推進露地品目の栽培実証や苗の生産供給体制の確立、さとうきび、一芽苗の生産とあわせて在来かんきつ苗木の増殖による種の保存を引き続き行ってまいります。また、新規農業研修生受け入れによる後継者の育成並びに家庭菜園講習会を継続的に開催し、農業振興を幅広く町民に理解していただく取り組みを行ってまいります。

園芸振興につきましては、近年、面積や生産者が急増しておりますが、カボチャやブロッコリー、トウガラシを中心とした露地振興策を推進し、施設品目につきましても、温暖な気候を生かしたトマト、マンゴーやパッションフルーツ並びに花卉について定期的な講習会を開催することで、品質向上並びに生産安定を図ってまいります。あわせて各種事業を活用し、農家への支援を図ってまいります。

かんきつ類につきましては、ゴマダラカミキリムシの島内一斉防除が今年度で終了し、島内全域において一定の効果が見られておりますが、一部地域については、いまだ発生が多くみられております。そのため別の防除対策を検討し、タンカンを中心に、花良治ミカンや島ミカン

などの在来かんきつ類についての振興を図ってまいります。

特殊病虫害防除対策につきましては、アリモドキゾウムシ根絶事業が、平成22年度より喜界町全体を調査範囲とし、不妊虫放飼、密度抑圧防除、トラップ調査と段階的に行っており、平成30年から新たな取り組みとして、アリモドキコール粒剤を使って密度抑圧防止を行っており、令和4年度の根絶に向けてスピードアップを図ってまいります。また、ミバエ類やカンキツグリーニング病についても、引き続き侵入警戒に努めながら、現地調査とあわせて実施してまいります。

農産物加工センターにつきましては、喜界島の在来作物である白ゴマ、ソラマメ、かんきつ類などは魅力と可能性を秘めております。これらを農産加工の原料として活用し、商品開発の拠点として、喜界島の農産物加工の推進を図ってまいります。さらには島内外の生産者や加工業者と連携し、喜界島しかできないオリジナル性の高い加工品開発や、観光資源の一つとして活用していく体制づくり並びに新規加工業者の育成に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、水源涵養林として広域的機能を高め、また、台風等での被害軽減を目的とした防災林を整備してまいります。さらに、新たに制定された森林環境譲与税による森林管理並びに普及啓発をあわせて行ってまいります。

また、鳥獣害防除対策につきましては、引き続き、鹿やカラスの対策を行ってまいります。

水産業の振興につきましては、離島漁業の活性化を図るために離島漁業再生事業を継続してまいります。また、車エビ、海ブドウ等の水産物の本土への輸送運賃を補助する輸送コスト支援事業を活用し、漁業従事者の経営安定、所得向上に努めてまいります。今年度も、漁協及び漁業従事者が中心となって、漁獲高向上、経営安定、島産の水産物の宣伝活動等に取り組むために水産業活性化事業を実施し、支援します。

商工業の振興につきましては、事業所の経営安定と基盤強化を図るため、商工等資金利子補給補助の支援を継続してまいります。新たに販路拡大等のための各種事業に参加し、小さなコストで効果的な支援を行ってまいります。

観光につきましては、観光振興基本計画に基づく事業を推進するとともに、喜界島観光物産協会の強化と連携を図り、奄美らしい観光推進事業計画を活用しながら、さらなる関係人口の増加により観光客を取り込んでまいります。

航路対策につきましては、鹿児島—喜界—知名航路は町民にとって欠くことのできない重要な生活航路であります。しかしながら、航路距離が長いことなどから費用が増大し、構造的に欠損額が高くなっており、事業者が単独で航路を維持していくことは困難な状況になります。そのため、国、県、奄美群島市町村の援助を受けながら、航路の維持、運営が継続できるようにしてまいります。

地方創生につきましては、「喜界馬復活プロジェクト事業」等の継続、また、空き家対策などによるIターン、Uターンの移住支援を行うとともに、新たに関係人口の視点を加えるなど、事業の見直しも行ってまいります。

大きな2番の生活と福祉の充実したまちづくりの中の公営住宅につきましては、湾宮戸団地の建てかえ事業を引き続き継続し、本年度は1棟5戸の整備を行います。また、公営住宅長寿命化計画に沿って住宅の改修を行い、長寿命化を図り、さらなる住宅管理の経費削減に努めて

まいります。

水道事業につきましては、法令に基づき水質検査を実施し、町民に安心安全な水を維持して供給いたします。また、国の指針に基づき、昨年度までの簡易水道事業から、経営状況の明確化を図るため、今年度より地方公営企業として水道事業に移行しました。西部地区については今年度も引き続き給水管接続工事を進め、速やかに全戸供給を行います。

農業集落排水事業につきましては、老朽化した施設の更新を行って、長寿命化を図ってまいります。

公共下水道事業につきましては、ストックマネジメント計画を策定し、施設の老朽化の状況を把握しながら、計画的な施設の長寿命化を図ってまいります。また、合併処理浄化槽整備事業については、引き続き実施してまいります。

ごみの分別及びリサイクルは、ペットボトル、ビン類、缶類、金属類、蛍光管、家電類等の分別を行っており、平成31年度からは段ボールのリサイクルにも取り組んでおります。引き続き分別及びリサイクルを促進し、循環型社会形成の推進に努めてまいります。現在建設中の新焼却施設は、令和2年度完了となります。

屠畜場につきましては、老朽化が懸念されているところであります。本町の伝統的な食文化であるヤギ料理には必要不可欠な施設であることから、食肉の適正処理確保に必要な措置を講じながら、施設の維持管理に努めてまいります。

火葬場につきましては、築40年が経過し、老朽化が懸念されているところであります。本町でも重要な施設であることから、定期的な点検、維持補修等を行いながら、施設の安全と延命化に努めてまいります。

防災対策につきましては、平成30年の台風災害、令和元年の豪雨災害を初め、全国各地で発生しているさまざまな災害を教訓にして、避難施設や防災備蓄品等の整備を計画的に実施してまいりました。本年度は、自主防災組織を中心として、図上訓練のほか、海拔表示板の新規設置を含む取りかえを行うことにより、町民の自助、共助の重要性と防災意識の向上を図ってまいります。

社会福祉全般につきましては、少子高齢化の進行、生活習慣病の増加など、近年、家庭や地域を取り巻く環境は急激に変化しております。このような中であって、健康づくりや子育て支援、高齢者、障がい者の支援など、安心して暮らせる地域づくりを推進するため、医療、福祉連携のもと施策充実に努めております。

高齢者福祉事業につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、敬老パス事業や食の自立支援事業、いわゆる配食サービス、特定高齢者福祉用具購入扶助事業を引き続き実施してまいります。

障がい者福祉につきましては、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画が最終年度を迎えます。関係機関と検証、協議を行い、次期計画を策定してまいります。また、重度心身障害者医療費助成事業、バス利用券、おでかけパスの発行等で障がい者の支援を図ります。

子ども医療費助成事業につきましては、鹿児島県の助成制度以外においても、本町の単独事業部分である小・中・高校生への助成を継続実施し、子育て家庭の医療費軽減を図ります。また、未就学児の窓口負担無料化、いわゆる子ども医療給付事業の周知を図り、経済的負担の低

減に努めます。

母子保健事業につきましては、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりのため、不妊治療や妊婦健診、妊婦健康診査及び出産時の医療費助成などによる経済面の負担軽減、また、新生児訪問、乳幼児健診の実施、両親学級や親子教室等を開催していきます。

健康増進事業につきましては、町民の健康づくりの指針、「健康きかい21」に沿って、生活習慣病予防のための普及啓発、重症化予防に取り組みます。また、各種がん検診を実施し、早期発見、早期治療につなげていきます。心の健康に関しましては、喜界町自殺対策計画に沿って、ゲートキーパーの養成や各関係機関の連携体制の構築に取り組みます。

児童福祉事業につきましては、保育施設の環境改善を促進するため、ひまわり第一保育園の移転整備を支援するとともに、同敷地に併設予定の子育て支援センター建てかえ事業に着手します。また、療育を必要とする未就学児から児童までの支援をするため、通園事業及び放課後等デイサービスを実施し、「てくてく教室」の充実に努めます。

青少年問題及び児童虐待、DV防止につきましては、教育委員会並びに関係機関との連携を一層強め、対応します。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から鹿児島県国民健康保険として新たな制度が始まりました。国保財政の安定化を図るもので、県と市町村で制度を運用しています。本町でも、資格適正化、AIを活用した特定健診の受診率向上など、保険者機能をさらに強化することで安全な財政運営に努めます。

国民健康保険診療所につきましては、令和元年度に引き続き、毎月第2、第4の日曜日から水曜日まで、月2回、内科診療を実施いたします。

介護保険事業につきましては、第7期介護保険事業計画の最終年度を迎えます。これらに伴い、本町においても高齢者保健福祉計画等運営協議会で慎重な御審議をいただき、第8期の介護保険事業計画を策定し、令和3年度から3年間の保険料や事業計画などを見直します。

包括支援センターにつきましては、地域包括ケア体制の確立を目指します。身近な地域における介護予防、生活支援体制の整備、認知症支援体制の強化に努めてまいります。また、日常生活において支援を必要とする高齢者等の総合相談窓口として虐待、権利擁護の対応や包括的、継続的なマネジメントを行います。

後期高齢者医療につきましては、今後も国の動向を注視し、適切に対応します。また、収納率についても低下することがないように努めます。

以下、学校教育、社会教育につきましては、後ほど教育長から申し上げます。

私のほうは、続きまして22ページをお願いします。

大きな4番の地域発展の基礎づくりでございます。

農用地につきましては、地域に根差した意欲と能力のある担い手への農地等の利用の集積、集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を図るとともに、農地基本台帳の整備、農地地図システムの充実、的確な農地情報の提供などにより、農地利用の最適化の推進を図ってまいります。また、農業者の老後の生活安定及び福祉の向上に資するため、農業者年金の加入推進活動にも努めてまいります。

地籍調査事業につきましては、本年度は大朝戸、湾、手久津久の各一部の調査をいたします。

地籍調査の成果である地籍図、地籍簿については各種公共事業等の基礎であり、多方面から早急な整備が望まれているところがございます。平成30年度末における進捗率は、土地改良事業と合わせて全体で60.45%でございます。

各公園施設や公共施設につきましては、快適かつ安全で各年代の方々が楽しめる施設を念頭に、計画的な整備、改修を行ってまいります。

交通通信体系ですが、港湾整備につきましては、船舶の安全な航行や係留等を図るために、沖防波堤の整備を行っております。喜界島港浦原地区の沖防波堤を前年度に引き続き整備してまいります。

町道等交通基盤整備につきましても、前年に引き続き前満盛線の幹線道路整備、また集落内の道路整備を行ってまいります。

共生・協働ですが、町の維持発展のためには、集落を元気にする地域の活性化施策が欠かすことのできないものの一つだと認識しております。地域おこしの基本は集落です。引き続き集落活性化交付金事業を継続してまいります。また、人材スキルアップ事業を活用することで、地域課題の解決を図るとともに、活性化に資することを期待しております。

広報誌につきましては、町民への施策の周知や島外の出身者への情報提供のため、親しまれる誌面づくりに努め、本年度も常に新鮮な情報発信を念頭に、広い視野で取材し、的確な情報を提供いたします。

ふるさと納税につきましては、ザラメ、牛肉の取り扱い等もあり、年々右肩上がりに件数、金額ともに増加している中で、商工業の振興や観光を含めた返礼品のさらなる拡充に努めてまいります。

最後の5番の行財政合理化。

窓口業務につきましては、正確、迅速、懇切を基本理念として、特に町民の身分及び行政サービスの基礎となる戸籍事務などについて、職員の研さんに取り組みます。また、マイナンバーカードの普及・促進を図り、町民にとって利用しやすいワンストップ行政にも努めてまいります。

組織の改革ですが、今年度より組織体制の見直しを行い、これまでの係制を廃止し、チーム制を導入いたします。また、課の再編、統合を行い、行政のスリム化を図ります。

以上、令和2年度の町政運営につきまして、「心豊かで活力に満ちたうるおいの町」を基本理念とし、平成23年度より10年計画として策定されました第5次喜界町総合振興計画の五つの基本目標に沿って所見を申し上げます。

本町がより一層飛躍できるよう、創意工夫による自主自立のまちづくりに気概を持って取り組み、「小粒でもきらりと輝くいい島」を目指し、全ての町民の皆様が将来に明るい希望を持てる地域社会を構築してまいります。

どうか議員各位を初め、町民の皆様の変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

続いて教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

令和2年度の教育行政について方針等を説明させていただきます。

全国的に少子高齢化社会が進展する中で人口が減少している本町にとって、町の豊かな未来を築く上から、教育による人材育成は重要な課題でございます。一方で、高度情報化やグローバル化の進展など激しく変化する社会への対応も、全国的な今日的教育課題であります。さらに、長寿社会の到来に伴い、生きがいづくりを支援する生涯学習の充実も不可欠でございます。

生涯学習の推進では、町民が心身ともに健康で生涯にわたり生きがいを持って充実した人生が送れるよう、学びの場づくり、スポーツ活動の充実等に向けた環境づくりを支援してまいります。また、長寿者学級や成人教育の普及・充実に努め、活力ある地域づくりを支援してまいります。

さらに、本町には先人の残した数々の文化遺産が多くありますが、文化財の保護や活用、埋蔵文化財の発掘、伝統文化の継承活動等の文化活動の充実についても支援をしてまいります。

具体的に説明いたします。

学校教育の重点施策の推進については、まず初めに、令和2年度は新学習指導要領が全面実施となる年であるとともに、本町においても、行政組織の改革や会計年度任用職員制度の導入、喜界町教育大綱の見直しの年であり、令和3年度は学校再編10周年が控えるなど、変革期を迎えることとなります。

そのことを踏まえ令和2年度は、新学習指導要領への対応の一部を除き、おおむねこれまでの基本理念や方針等を継承しつつ、本町教育行政全般にわたって成果と課題等を検証し、先を見据えた総合的な見直しを図る年にするとともに、次のような施策等を推進してまいります。

1、ふるさとと自らの未来を拓く教育の推進を基本理念とし、やる気に満ちたグローバル人材の育成という基本方針のもと、「命を守る教育」「力をつける教育」「夢や志を育む教育」を推進し、「確かな学力」と「豊かな心」「健やかな体」の育成に努めてまいります。そのために幼稚園、小学校の連携、小学校、中学校の連携、連携型中高一貫教育の推進など、幼小中高がそれぞれの発達段階に応じた教育活動を展開するとともに、校種間の円滑な接続を図り、一体となった取り組みの推進に努めてまいります。

2、命を守る教育を推進し、安心安全な学校づくりに努めてまいります。

社会や地域の宝である子供たちの安心安全の確保は教育の第一義的な責務であることを徹底してまいります。具体的には、道徳教育や人権同和教育の充実、特別支援教育や安全教育の推進などに積極的に取り組み、自他を尊重し、共生・協働する精神やみずからの命を大切にする態度の育成に努めてまいります。

また、全国的にいじめ問題が提起されています。国のいじめ防止対策推進法にのっとり、本町でも「喜界町いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止や早期発見、早期解決に努めてまいります。不登校問題についても、個に応じた対応や居場所づくりなどを進め、学校、家庭、地域が連携した取り組みに努めてまいります。

3、力をつける教育を推進してまいります。

子供たちに生きる力を身につけさせることは、学校教育のゆるぎない使命であると捉えてい

ます。生きる力は、確かな学力はもちろん、豊かな心や健やかな体など知、徳、体、全ての力です。自らの自己実現を図り、変化の激しい社会の中で豊かな未来を切り開いていくためには、この生きる力が不可欠であり、全ての子供たちに身につけさせることに努めてまいります。そのためには、指導法の工夫・改善、各種研修会の充実、教員一人年1回研究授業の実施、諸検査、諸調査等の有効活用など教職員の資質向上に努めてまいります。

4、夢や志を育む教育を推進してまいります。

やればできる可能性への挑戦を合言葉に、児童生徒一人一人がみずからの可能性に挑戦し、より高い自分を目指す向上心の育成を図ってまいります。具体的には、毎年5月に実施している「夢育て強調月間」の取り組み等による夢や目標の育成と、それに向かって粘り強く努力する強い志を育み、生涯にわたって学び続ける向上心あふれる人材の育成に努めてまいります。

5、グローバル化や高度情報化に対応した外国語教育やICT教育を推進します。

令和2年度から全面実施となる小学校の新学習指導要領では、5、6年生で英語が教科化され、これまでの外国語活動が3年生、4年生に引き下げられます。中学校の英語教育との連携や接続を含めて、取り組みの充実を図ってまいります。また、新学習指導要領では、新たにプログラミング教育の実施が導入されます。計画的にプログラミング教育を実施するとともに、教職員の指導力向上に努めてまいります。

6、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実に努めてまいります。

その一環として、基本的な生活習慣の鍛錬、主体性を重視した体験的な学びである自由保育の実践、小学校との交流学习などを推進してまいります。

7、町図書館、中央公民館の歴史民俗資料室及び埋蔵文化財センター等を利用して、ふるさととの産業・歴史・文化などの調べ学習や、伝統文化の積極的な継承活動など、郷土教育を中心とした「喜界島らしい教育」を推進し、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つ子供の育成に努めます。一例として、今年から早町小学校が国立教育政策研究所の教育課程研究指定校事業の指定を受けて、郷土の伝統文化を教育課程に組み入れた研究実践に取り組んでいるところでございます。

8、特色ある教育の一環として、キャリア教育の推進に努めてまいります。

単なる職業教育としてのキャリア教育にとどまることなく、生き方指導や人格形成を含めた幅広いキャリア教育の実践を図ってまいります。また、大島地区の重点施策である家庭学習60・90運動、ともに親しむ読書活動、島唄・島口、美ら島運動の推進・充実に努めてまいります。

社会教育においては、いつでも誰でも学べる生涯学習の充実に基本方針に、心豊かで活力に満ちた潤いのまちづくりを支援してまいります。町民が心身ともに健康で、生涯にわたり生きがいを持って充実した人生を送れるよう学びの場の提供に努め、全ての人々が気軽に文化活動やスポーツ活動に親しむことができる生涯学習のまちづくりに取り組んでまいります。

具体的には、1、町民の学びの場の提供、生きがいづくりの支援の観点から、公民館講座、地域講座などの拡充や読書活動の充実に図り、各年齢層に応じた学習機会の拡充に努めてまいります。

2、総合型地域スポーツクラブの推進、各種スポーツ競技大会の支援などに努め、心身とも

に健やかな人生が送れるよう、生涯スポーツへの活動支援と町民の健康増進の場の提供等に取り組んでまいります。また、本町で7月に開催される県民体育大会大島地区大会サッカー競技やスポーツ少年団交換大会サッカー競技は、競技団体と連携しながら運営に万全を期して取り組んでまいります。

3、青少年活動の充実を図るため、リーダー育成サマーキャンプの実施や子ども会活動の支援に取り組んでまいります。青少年健全育成では、青少年育成町民会議や校外生活指導連絡会と連携を図りながら、地域総ぐるみで健全育成の環境づくりに努めてまいります。

4、家庭教育・成人教育の充実を図るために、家庭教育学級、地区長寿者学級を開設し、学習機会の拡充や学習内容の充実に努めてまいります。

5、文化財の発掘管理・活用や、島唄、八月踊りの保存・継承など、先人が守り育ててきた豊かな文化や伝統の保存・継承、文化財の活用等に努めてまいります。いずれにしましても、生涯学習の一層の充実を図るために、関係機関相互の連携強化や生涯学習情報の提供、促進等に努めてまいりたいと考えております。

以上で、令和2年度の教育行政に関する方針等の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（外内千里君）

これで施政方針を終わります。

△ 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（外内千里君）

日程第5、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、お願いたします。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字荒木1237番地55。氏名、碓山典子。生年月日、昭和25年12月11日生まれでございます。お手元に履歴書を添付してございます。

同氏は、平成26年7月から人権擁護委員として活動されておまして、今回は再任の形で推薦を考えているところでございます。なお、任期は令和2年7月からですが、手続に3カ月ほど期間を要しますので今回提案させていただきました。令和2年7月1日から令和5年6月30日までの任期となります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

お諮りします。本件については、意見を求めることについては、適任と認めるものと答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任と認めるものと答申することに決定いたしました。

△ 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（外内千里君）

日程第6、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてお願いいたします。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字大朝戸118番地。氏名、体岡光子。生年月日、昭和31年7月9日生まれでございます。お手元に履歴書を添付してございます。

同氏のこれまでの実績、識見を通じて適任と思いますので推薦を考えているところでございます。なお、任期は、諮問第1号の碓山氏と同じく令和2年7月1日から令和5年6月30日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

お諮りします。本件については、意見を求めることについては、適任と認めるものと答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任と認めるものと答申することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。時間は10時40分から再開いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時40分

○議長（外内千里君）

会議を再開いたします。

-
- △ 日程第7 議案第1号 令和2年度喜界町一般会計予算について
 - △ 日程第8 議案第2号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計予算について
 - △ 日程第9 議案第3号 令和2年度喜界町介護保険特別会計予算について
 - △ 日程第10 議案第4号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算について
 - △ 日程第11 議案第5号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算について
 - △ 日程第12 議案第6号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計予算について
 - △ 日程第13 議案第7号 令和2年度喜界町水道事業会計予算について

○議長（外内千里君）

日程第7、議案第1号、令和2年度喜界町一般会計予算についてから日程第13、議案第7号、令和2年度喜界町水道事業会計予算について、以上7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

予算編成の説明を行います。

国の令和2年度の概算要求に当たっての基本的な方針において、「経済財政運営と改革の方針2019」を踏まえまして、前年度の基本方針で示された新経済財政再生計画の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む中で、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、大胆に重点化することが国のほうで示されたところであります。

また、鹿児島県におきましては、令和2年度当初予算の編成に当たっては、「行財政運営戦略」を踏まえた行財政改革を着実に進めながら、子育て支援や高齢者の生きがい支援など、県民福祉の向上に資する施策をさらに充実させ、鹿児島だから幸せを実感できる社会につなげるための予算を編成したとしております。

こうしたことを踏まえまして、本町もこうした国、県の状況を踏まえ、令和2年度の予算編

成に臨みました。高齢化の進行などによる扶助費の増加、また、今年度から会計年度任用職員制度による人件費の増加の影響など厳しい財政状況であります。これらの認識のもと、財源の確保及び経費の削減に努め、全ての事業において最小の経費で最大の効果を得られるよう、あらゆる視点で検討を行いました。

財政が厳しい中でも住民サービスを停滞させることなく、令和2年度が最終年度であります第5次喜界町総合振興計画に基づき、「心豊かで活力に満ちたうらおいのある町」を実現するための予算として編成を行いました。

それでは、令和2年の各会計の概要を申し上げます。

議案第1号、令和2年度喜界町一般会計予算についてでございますが、令和2年度喜界町一般会計の予算規模は70億2,723万6,000円となり、前年度に比べまして4.1%、2億7,363万6,000円の増額となりました。

歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。

歳入予算の町税につきましては、町が課税権に基づいて賦課する税で、町財政運営上、極めて重要な財源であります。町税の計上額は5億722万8,000円で、前年度当初予算と比較して0.5%、231万3,000円の増額となりました。固定資産税の増額が主な要因でございます。

地方交付税の「普通交付税」につきましては、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、住民が標準的なサービスを受けられるようにするため、国が徴収した税の一定割合を地方自治体に配分するものでございます。普通交付税28億円、特別交付税が1億8,000万円、合計29億8,000万円を計上いたしました。歳入における構成比は42.4%となっております。

「国庫支出金」は、特定の事務事業の財源に充てるため国から交付されるものでございます。8億663万9,000円で、前年度当初予算と比較して3.7%、2,849万円の増額となります。

主なものは、地方改善施設整備事業費補助金、保育所等整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金、社会資本整備総合交付金、港湾やら住宅やら道路等の交付金でございます。

「県支出金」は、国庫支出金同様、特定の事務事業の財源に充てるために県から交付されるものでございます。6億2,217万8,000円で、前年度当初予算と比較して6.6%、3,833万円の増額となります。

主なものは、基幹水利施設管理事業補助金、農業次世代人材投資事業補助金、農林水産物輸送コスト支援事業交付金、農業基盤整備促進事業補助金、奄美群島移動規制害虫特別防除事業委託金、埋蔵文化財発掘調査委託金等でございます。

「繰入金」は、財源補填のため、財政調整基金より3億8,313万2,000円、庁舎施設改修工事及び国営水利事業所改修工事費等へ公共施設整備基金より1億7,140万3,000円、町債元利償還金へ町営住宅基金より1,000万円をそれぞれ繰り入れいたしました。

「町債」は、焼却施設整備、農地整備、道路、港湾、住宅等の事業費の財源に充てるため借り入れる長期の借入金でございます。町債の計上額は10億5,800万円で、前年度当初予算と比較して2.8%、3,020万円の減額となりました。

次に、歳出予算の目的別で御説明を申し上げます。

議会費につきましては、人件費と経常経費が主でございます。本年度は総額8,694万8,000円で、前年度比3.1%、278万6,000円の減額となりました。構成比は1.2%となっております。

総務費につきましては、職員給与等経常経費、庁舎維持管理費、電算管理費、地方創生関連事業、ふるさと寄附金事業等、総額9億2,137万4,000円で、前年度比3.6%、3,170万円の増額となりました。構成比は13.1%となっております。

民生費につきましては、扶助費、保育所整備負担金、子育て支援センター整備事業費、特別会計への繰出金等、総額15億5,729万8,000円で、前年度比23.3%、2億9,458万8,000円の増額となりました。構成比は22.2%となっております。

衛生費につきましては、火葬場費、塵芥処理費、一般廃棄物焼却施設整備事業費等、総額10億9,803万7,000円で、前年度比17.5%、2億3,344万2,000円の減額となりました。構成比は15.6%となっております。

農林水産業費につきましては、糖業振興費、園芸振興費、畜産振興費、水産業振興費、国営水利事業所改修整備事業費等、総額8億8,334万8,000円で、前年度比10.2%、8,210万6,000円の増額となりました。構成比は12.6%となっております。

商工費につきましては、観光費、ジオパーク推進費、公園管理費等、総額7,115万8,000円で、前年度比86.1%、3,293万円の増額となりました。構成比は1.0%となっております。

土木費につきましては、道路改良舗装工事費、喜界島港改修工事費、湾宮戸団地新築工事費等、総額7億4,567万3,000円で、前年度比1.1%、794万1,000円の増額となりました。構成比は10.6%となっております。

消防費につきましては、常備・非常備消防費、防災災害対策費など、総額1億7,265万8,000円で、前年度比4.2%、691万7,000円の増額となりました。構成比は2.5%となっております。

教育費につきましては、小中高等学校入学祝金、就学支援金、各種検定トライ促進事業、埋蔵文化財発掘調査費等、総額7億1,251万4,000円で、前年度比3.1%、2,113万円の増額となりました。構成比は10.1%となっております。

公債費につきましては、総額7億7,322万8,000円を計上いたしました。前年度に比べ4.4%、3,255万2,000円の増額となりました。構成比は11.0%となっております。

予備費につきましては500万円を計上しております。

次に、各特別会計及び企業会計について説明申し上げます。

議案第2号、令和2年度喜界町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、事業勘定につきましては、町民の医療と健康増進に極めて重要な役割を果たしております。誰もが安心して良質な医療サービスを受けられる制度の安定的運営を行うよう努めてまいります。

今年度の予算総額は、前年度に比べ2.0%、1,985万7,000円増の10億2,549万7,000円を計上いたしました。

直診勘定につきましては、これまで同様に診療回数を月2回実施してまいります。本年度の予算総額は、前年度に比べ0.5%、13万5,000円増の2,628万1,000円を計上いたしました。

議案第3号、令和2年度喜界町介護保険特別会計予算についてでございますが、第7期介護保険事業計画に基づき、円滑運営に努めてまいります。本年度は前年度に比べ2.8%、2,673万8,000円減の9億1,674万1,000円を計上いたしました。

議案第4号、令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例の見直しが行われますので、適切に対応してまいります。

本年度は昨年度に比べ14.3%、1,386万2,000円増の1億1,105万5,000円を計上いたしました。

議案第5号、令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、施設の長寿命化計画を活用し、施設の延命化に努めてまいります。本年度は前年度に比べ9.8%、1,043万1,000円増の1億1,637万7,000円を計上いたしました。

議案第6号、令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、引き続き接続率の向上に努め、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ってまいります。本年度は前年度に比べ1.6%、334万8,000円減の2億138万1,000円を計上いたしました。

議案第7号、令和2年度喜界町水道事業会計予算についてでございますが、本年度より水道事業は特別会計から企業会計へ移行します。独立採算制を保持しながら、健全財政の運営を基本に努めてまいります。本年度は、収益的支出と資本的支出の合計額7億7,587万6,000円を計上いたしました。

以上、令和2年度の一般会計、特別会計、企業会計について概要を申し上げました。詳細につきましては、後日開催されます予算審査特別委員会にて、予算説明資料等に基づき説明させていただきますと存じます。

一般会計70億2,723万6,000円、特別会計、企業会計合計31億7,320万8,000円、総額102億44万4,000円で、前年度に比べまして5.8%、5億5,607万6,000円の増額となりました。

引き続き厳しい財政状況の中ではございますが、積極的に財政改革を推進し、行政のスリム化を図りながら、多様化する町民ニーズを的確に把握し、対応してまいりたいと存じます。

以上で説明を終わります。

○議長（外内千里君）

これから総括質疑を行います。

上間一寛君。

○12番（上間一寛君）

おはようございます。冒頭に町長より行政報告でありましたように、世界を震撼させている新型コロナウイルス感染は日本でも拡大する一方であり、一刻も早く終息することをお祈りいたしております。

それでは、令和2年第1回喜界町議会定例会で審議される議案全般にわたっての総括質疑を行います。

ただいま町長、教育長より施政方針及び予算編成説明がありましたが、4日から予定している予算審査特別委員会の審議の中で、一般会計、特別会計、企業会計総額102億44万4,000円については、所管課のほうから具体的な説明を求めることといたします。

町長の町政に対する基本方針と施策の概要の御所見に対しお尋ねしてまいります。

方針の中で示されておりますように、川島町長就任時の平成24年は、学校再編により、あゆみ幼稚園、のぞみ幼稚園の開園、喜界小学校、早町小学校、喜界中学校の開校といった喜界島にとっては百十数年来の大変動期の年でありました。川島カラーとして「小粒でもきらりと輝くいい島」を目指し、身の丈に合った財政運営と行政運営を心がけ、その運営姿勢については理解するものであります。町政を担い、8年間、行財政改革や老人ホーム喜界園の民営化など、その功績を評価するところであります。

そこでお伺いいたしますが、これまでを振り返って最も記憶に残る町政上の出来事、特筆すべきは何であるかをお聞かせください。

次に、今年度2020年4月1日から会計年度任用職員制度が新設され、制度的な均衡を図る観点から、常勤職員と同様に給料及び手当の支給対象となります。勤務時間によりフルタイム、パートタイムに分かれますが、制度導入で人件費が大幅増になるということではありますが、その場合、国からの財政措置があるのかどうかお伺いいたします。また、任用職員数は何名で、令和2年度の人件費は前年度と比較してどのくらいの増額になるのか明確な答弁を求めます。

次に、地方創生についてお伺いいたします。

地方創生は、町の人口減少に歯どめをかけ、島全体の活力を上げるための政策だと理解しており、それには喜界島の特徴を生かし、自立的で持続的な施策としての一つに喜界馬復活プロジェクト事業があり、かつて喜界島に存在した喜界馬の子孫でもあるグラッシーはグローリー牧場で大切に飼育されており、この1年間に島内外から1,300の方が見学、面会に来たと聞いております。

同時に、今年度は、空き家対策等による移住支援と新たに関係人口の視点を加えるとしております。そういう中であって、先日の新聞で、移住テーマによるイベントが開催され、家族連れなど90名の参加があったと資料で承知いたしました。イベントのみにとどめず、定住されることを大いに期待したいと思っております。

そこで伺いますが、これまでの地方創生関連の取り組みの中で、Iターン、Uターン、交流人口、関係人口の実績をお尋ねいたします。あわせて、今後の見通し、予測についての御見解をお聞かせください。

最後に、水道事業についてであります。

水は住民の日常生活に直結し、健康を守るために欠くことのできないものであり、常に良質で安全で衛生的な水を供給していただいております。本町の簡易水道は、平成9年度にそれぞれの組合経営から町に移管され、平成12年に簡易水道の普及率が100%となり、それを踏まえて、今年度から地方公営企業としての水道事業に移行するに当たり、町民の皆様には不安のないように、わかりやすく丁寧に説明していただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

総括質疑について、全体的な話を私のほうから。

私は、加藤前町長の再三にわたる要請を受けて町長に就任したこともありまして、基本的には加藤町政を引き継ぐことを念頭に、例えば第2地下ダムの関係、フェリー新造船の関係など、それから光通信の導入、民営化の推進による行政のスリム化、喜界馬の復活など全て加藤町政からの課題でございましたが、これらについては一定の結果を得ることができましたが、やはり最大の課題であります人口減少のスピードを和らげる、何らかの形で、減少は避けられませんが、そのスピードを和らげるという点につきましては、残念ながら成果を上げることができておりません。

昨今の世界の激動の中、それから、国のほうでも人口減少や国民1人当たり880万円とか言われる借金の問題、財政問題など厳しい課題を世界も我が国も抱えておりまして、行く末を見るとき、今までどおりのグローバル化、あるいは金融資本主義というのが大丈夫かなという懸念が大きくあります。

しかしながら、こうした荒波の中でも、いざとなれば、我が喜界島は食料の自給率を高め、生活を簡素化するなどしていけば、やはりそれなりの暮らしができるんじゃないかと。まさに豊かな自然の中で住民がお互いに助け合い、心豊かに生きてゆける、小粒でもきらりと輝く島になれるんじゃないかと思っておりますが、今の時点では、世界がどう動くか、我が国は大丈夫かというのが最大の懸念で、その中で我々がどう生き残るか。意外と喜界島は世界の中でも生き残れる有力な地域じゃないかと考えております。

以上で終わります。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

会計年度任用職員の件につきましては、私のほうでお答えをします。

まず、国の財政措置があるかどうかということでございますが、国の財政措置はございます。ただし、国の財政措置というのは、会計年度任用職員にこちらからお支払いをする期末手当の支給分については交付税で見ますということが今明示をされております。

それから、会計年度任用職員の数についてでございますが、99名を予定しております。内訳は、一般事務が34名、一般事務以外の職員で65名、合わせて99名です。一般事務以外の職員と申しますと、学校の学校主事、学校支援員、それから保育士、保健師等がそれに該当をいたします。

それから、人件費全体としての比較についてでございますが、今回の機構改革等による事務見直しによって職員が減っているところもございます。それから、制度上委託に移行するところもございます。そういったところも理解をいただきながら、比較ということで了承していただきたいと思いますが、今年度はほぼ実績ベースでの数字、それから、来年度につきましては当初予算ベースの数字ということでの比較をさせていただきたいと思っております。

数字でいきますと、今年度が2億600万円、それから、来年度が1億9,000万円を見込んでいます。職員の数が減った分、直接の人件費だけを見れば減額ということになりますけれども、今申し上げましたように委託へ移行した分を4,500万円ほど見込んでいますので、それを含めて考えますと、約3,000万円ほど増額ということになるかと思っております。

以上です。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

上間議員の御質問にお答えいたします。

まずIターン、Uターン、交流人口、関係人口の実績でございますが、なかなか正しい数字をつかむのは難しいところでありましてけれども、昨年の4月から住民課の窓口におきまして転

入者の方にアンケートをとっております。

アンケートの回収率はそんなに高くはないんですけども、その中でIターンが7名おります、回答者の中ですね。それから、Uターンが23名なんですけど、Iターンで見ますと、大体40代から50代がそのうちの70%を占めます。また、Uターンのほうは20代が40%、それから、60代が40%ということで、島を出てすぐ帰ってくる若者と、それから、都会で会社を退職した後帰ってこられる方というような特徴が出ているかと思えます。

それから、交流人口のほうですけども、平成27年以降、約4,000人ほど入込客数は増えておりますが、ここ3年間は約6万人前後で推移をしているところであります。

それから、関係人口、これは観光客でありますとか、入込客数プラス島外の郷友会関係の方とか、それから、転勤された方とか、そういった島とのかかわりのある方を関係人口を申しませうけれども、広報きかいで言えば約1,100部を島外のほうに発送をしております。それから、関東、関西でイベントがあるときには、SNSを通じてその青年部のほうに連絡をとっておりますので、そういったところでもかなりの数に上ると思えます。

今後の見通しなんですけれども、Iターン、Uターンについては、どれほど入ってくるかという数字の予測は難しいんですけども、その受け皿としての住宅整備とか、そういったところに力を入れてまいりたいと思っております。今、空き家バンクのほうもホームページのほうに3件ほど載せております。1件は決まっておりますが、2件は今交渉中でございます。

それから、交流人口につきましては、奄美・沖縄の世界自然遺産の登録がございますので、確実に増えてくると思っております。

それから、関係人口のほう、先ほど上間議員からもございましたイベントを先月やりましたけれども、あの方は加計呂麻島に在住の移住者でイラストレーターの方なんですけど、その方に、島での暮らしの感動とか、あるいは驚きとか、あるいは困ったこととか、そういったことを彼女は発信していらっしゃると思いますので、そういったところを主にインスタグラムを通じて発信していただきたいと思って、先月イベントをしたところです。彼女のフォロワーが約10万人おりますので、そういったところで関係人口を広げることに貢献できているのではないかなと感じております。今後もSNSを通じて情報発信に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

水環境課長、竹内 功君。

○水環境課長（竹内 功君）

水道事業ですが、公営事業へ移行しましても、町民の皆様が水道を利用する上で何ら変わることはございません。今までどおり安心安全な水を御利用いただけます。

変わるのは会計方法で、複式簿記へと移行されます。総務大臣通知により、令和2年度までに企業会計へ移行する方針が示され、それに基づき移行するもので、事業の経営等について現状把握を行った上、基盤の強化、持続的な経営確保のために行うものでございます。

以上です。

○議長（外内千里君）

上間一寛君。

○12番（上間一寛君）

ありがとうございました。川島町長、吉沢課長、富課長、竹内課長、明快なる答弁をいただきありがとうございました。

以上で総括質疑を終わります。

○議長（外内千里君）

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

これで総括質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第7号までは、議長を除く11名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。本件については、11名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

これより予算審査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。委員会の場所を議会控室と定めます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 時 分

再開 午前 時 分

○議長（外内千里君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が決定しました旨、通知がありましたので報告します。

委員長に上間一寛君、副委員長に榮 哲治君と決定しました。

△ 日程第14 議案第8号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

△ 日程第15 議案第9号 喜界町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

△ 日程第16 議案第10号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

△ 日程第17 議案第11号 喜界町特別会計条例の一部を改正する条例について

△ 日程第18 議案第12号 喜界町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

△ 日程第19 議案第13号 財産の無償貸付契約の変更について

△ 日程第20 議案第14号 財産の無償譲渡について

△ 日程第21 議案第15号 喜界町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

△ 日程第22 議案第16号 喜界町営住宅条例の一部を改正する条例について

- △ 日程第23 議案第17号 喜界町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第24 議案第18号 喜界町水道事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について
- △ 日程第25 議案第19号 喜界町給水条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第26 議案第20号 喜界町屠畜場事業財政調整基金条例を廃止する条例について
- △ 日程第27 議案第21号 喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（外内千里君）

日程第14、議案第8号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第27、議案第21号、喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで、以上14件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

それでは、条例関係でございますが、初めに議案第8号から12号まで御説明申し上げます。

町長等の給与の特例に関する条例、喜界町職員の給与に関する条例、報酬及び費用弁償条例、喜界町特別会計条例、喜界町職員のサービスの宣誓に関する条例、以上の5件について、それぞれ一部を改正するものでございます。

次に、議案第13号、財産の無償貸付契約の変更について御説明申し上げます。

平成27年9月17日議決の株式会社南西テレワークとの旧志戸桶小学校の無償貸付契約の一部を変更するものでございます。当該物件の1階の部分を埋蔵文化財センター現場事務所として利用するため、1階を含めた面積での契約となっている現契約を2階部分のみの契約に変更するものでございます。

次に、議案第14号、財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

無償譲渡をする財産は、大島郡喜界町大字赤連69番地、旧特別養護老人ホーム喜界園発電機室、構造はRC構造、面積8.91平米であります。無償譲渡の相手方は、鹿児島県鹿児島市永吉2丁目37番14号、社会福祉法人城西福祉会理事長、日高憲太郎であります。

本施設については建物附属設備として認識しておりましたが、固定資産税の建物評価時に建物として別途評価するとのことでありましたので、本施設を旧老人福祉施設の移譲先である社会福祉法人城西福祉会へ無償譲渡するものであります。

次に、議案第15号から17号までの3件につきましては、喜界町都市計画審議会条例、喜界町営住宅管理条例、喜界町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例について、それぞれ一部を改正するものでございます。

次に、議案第18号、喜界町水道事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

令和2年4月1日から上水道事業へ移行することに伴い、関係条例を整備するものでござい

ます。

次に、議案第19号は、喜界町給水条例の一部を改正するものでございます。

次の議案第20号は、喜界町屠畜場事業財政調整基金が令和2年4月1日から一般会計に移行することに伴い、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第21号は、喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第8号から21号まで一括して説明いたしました但、委員会等を通じて議決していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第8号から議案第21号については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

-
- △ 日程第28 議案第22号 令和元年度喜界町一般会計補正予算（第4号）について
 - △ 日程第29 議案第23号 令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
 - △ 日程第30 議案第24号 令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
 - △ 日程第31 議案第25号 令和元年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - △ 日程第32 議案第26号 令和元年度喜界町老人福祉施設事業会計補正予算（第1号）について
 - △ 日程第33 議案第27号 令和元年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
 - △ 日程第34 議案第28号 令和元年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（外内千里君）

日程第28、議案第22号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第34、議案第28号、令和元年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまで、以上7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第22号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第4号）ほか6件について一括して提案

理由の説明を申し上げます。

まず、議案第22号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億8,414万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億3,742万3,000円とするものでございます。

それでは、2ページから4ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各項の増減について申し上げます。

歳入の増額ですが、2ページをお願いします。

使用料及び手数料65万8,000円、国庫支出金2,736万1,000円、県支出金1億7,640万5,000円、寄附金1,200万円が増額でございます。

歳入の減額ですが、繰入金2,877万8,000円、町債350万円が減額でございます。

続きまして歳出の増額でございますが、3ページをお願いします。

総務費9万9,000円、民生費2,131万5,000円、農林水産業費1億7,715万2,000円、商工費18万円、4ページに行きまして、消防費421万2,000円、公債費96万1,000円が増額でございます。

歳出の減額でございますが、3ページをお願いします。

議会費6万2,000円、衛生費164万2,000円、土木費1,568万5,000円、4ページをお願いしまして、教育費238万4,000円が減額でございます。

次に、5ページの第2表、繰越明許費をお願いします。

農業集落排水事業80万円、産地パワーアップ事業1億3,563万3,000円、奄美農業創出支援条件整備事業5,565万円、国営水利事業諸改修工事実施設計業務390万円、公共下水道事業1,000万円、社会資本整備総合交付金事業（道路）5,498万5,000円、不発弾処理費500万円、埋蔵文化財発掘調査事業900万円、以上8件につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越しをするものでございます。

次に、6ページの第3表、地方債補正をお願いします。

一般廃棄物処理整備事業債の減額でございます。

今回の補正予算の主なものを御説明申し上げます。

国民健康保険特別会計繰出金、産地パワーアップ事業補助金、奄美農業創出支援条件整備事業補助金等の増額が主なものでございます。

次に、特別会計にまいりまして、議案第23号、令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ1,500万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,502万1,000円とするものでございます。

主な増額の理由は、一般被保険者療養給付費保険者負担金、一般被保険者高額療養費の増に伴うものでございます。

次に、議案第24号、令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出4,070万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,586万円とするものでございます。

主な減額の理由は、保険給付費の減によるものでございます。

議案第25号、令和元年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3万円とするも

のでございます。

増額の理由は、後期高齢者保険料返還付金の増によるものでございます。

議案第26号、令和元年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ2,379万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,527万9,000円とするものでございます。

主な増額の理由は、老人福祉施設民営化に伴い一般会計へ繰り出すものでございます。

議案第27号、令和元年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ2,539万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,149万9,000円とするものでございます。

2ページから3ページにおける第1表、歳入歳出予算補正につきましては、総務管理費の農業集落排水基金積立金、施設整備費の農業集落排水事業工事費を増額するものでございます。

4ページの第2表、繰越明許費は、総務管理費339万円、施設整備費2,280万円につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度へ繰り越すものでございます。

5ページの第3表、地方債補正は、下水道事業債を増額するものでございます。

議案第28号、令和元年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ3,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,630万9,000円とするものでございます。

2ページから3ページにおける第1表、歳入歳出予算補正につきましては、都市計画費の公共下水道事業設計委託料を減額するものでございます。

4ページの第2表、繰越明許費は、都市計画費の公共下水道事業2,000万円について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第22号から議案第28号までの以上7件については、委員会規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号から議案第28号まで、以上7件について一括採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第4号）についてから議案第28号、令和元年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの7件は原案のとおり可決されました。

△ 日程第35 発委第1号 喜界町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（外内千里君）

日程第35、発委第1号、喜界町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発委第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号については、提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号、喜界町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

△ 日程第36 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情について

○議長（外内千里君）

日程第36、陳情第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第37 議員派遣報告について

○議長（外内千里君）

日程第37、議員派遣報告についてを議題とします。

まず初めに、総務文教常任委員長より議員派遣報告の申し出がありますので、発言を許可します。

総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

総務文教常任委員会の防衛省所管事務調査の報告をいたします。

参加者は、議員12名全員と事務局2名の計14名であります。

去る1月29日午後3時より午後3時45分まで、東京市ヶ谷の防衛省本省地方協力局地方協力企画課の担当者と、顔の見える意見交換を念頭に事務調査を行いました。

事務調査の趣旨は、喜界島通信所の所在する自治体として、国防の前線を担う防衛省、自衛隊の関係各位の方々と多面的な質疑や応答を通わせることで、喜界島に住む人々が今後も普遍的かつ安定的な生活ができるよう、適時的確な相互の情報交換と相談支援のラインづくりの考察であります。

事前問い合わせ済みの5項目の事務調査の概要について報告いたします。

1項目、平成30年10月18日に発生した爆発物の事例について。11月26日、27日と調査したが、不発弾とは断定できなかった。

2項目、不発弾による爆発事故が発生した際の処遇について。爆発事故への対応は警察の仕事で、自衛隊は不発弾の処理が仕事である。

3項目、把握されていない不発弾の実態調査や探索事業について。事前調査は総務省の窓口である。

4項目目、基地交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金の概要について。自衛隊が使用する施設が所在する市町村へ、財政上の影響等を考慮して、用途が制限されない一般財源として毎年交付される財政補助金であります。基地交付金は、固定資産税の代替的なものとして交付されます。

5項目、地震・津波有事発生における衣食住の支援範囲について。救急移送や入浴設備等で対応するとのことである。

また、今後の懸案事項であります喜界島への隊員増員、住民の安全に関する協定、通信所施設の相互活用は、時間の制限もあり、今後の課題として残りました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

続いて、産業福祉常任委員長より議員派遣報告の申し出がありますので、発言を許可します。

産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

総務文教常任委員長に引き続き、報告を申し上げます。

行政視察二日目の1月30日、東京都羽村市議会において研修会を行ったところであります。

羽村市は、都心部から西に45キロ、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置しておりますが、行政面積は9.9キロ平方メートルで、一部米軍施設横田基地が占めております。全国の市で7番目に小さく、人口は東京都の市で最も少ないところでありますが、昭和37年、市街地開発区域に指定され、土地区画整理事業を進めるとともに工場誘致を行い、産業形態が一変し、工業都市と住宅都市が調和した職住近接の近代都市で、活況を呈しております。

令和元年度の人口として5万5,565人で、年少人口が6,908人、生産年齢人口が3万4,326人、老年人口（65歳以上）1万4,331人、世帯数2万5,817世帯で、その中で外国人の住民人口が1,397人、世帯数651世帯であります。

玉川上水でも有名な玉川上水の起点であります羽村市の飲料水は、100%地下水で供給されております。

今回、視察事項としまして羽村市議会に案内を行ったのは、AZEMSプロジェクト全般についてと、はむらん、羽村市の名称をとった電気バスについてであります。

AZEMSとは、All Zero Emission Mobile Systemの略称で、地球にやさしいスマートなまちづくりで移動をエコにということ、羽村市の環境保全課と地元企業の日野自動車の電気バス開発に伴い、官民一体で申請事業を行い、通常は3カ月以上の審査期間を要するところありますが、1カ月で許認可されております。

AZEMSプロジェクト総事業費1億8,161万9,000円、AZEMS事業で9,493万2,000円のうち補助金6,301万2,000円、電気バスはむらん事業費で8,668万7,000円のうち補助金が8,511万8,000円、補助金は環境省、経済産業省、国土交通省のほか、地球温暖化対策等推進のための区や市町村補助金で、羽村市の場合は東京都環境局から出ております。

市庁舎に太陽光パネルの発電設備を設置し、その電力を二次電池に蓄電した上で、電気バスはむらん用のEV用急速充電器へと供給するシステムを構築しており、バスの電力は太陽光発電で全て賄っています。あわせて、充電器の購入費用も100%補助であります。

羽村市のコミュニティバスでは、市民の利用度が高まり、年間100トン近いCO₂削減をしております。乗車料金は1回100円で、6歳未満は無料です。

庁舎に太陽光パネルの設置とリチウムイオン電池バッテリーの併設により、市庁舎の電力供給25%を確保するとともに、電気バス、また、市民一般の電気自動車に無料で供給しております。

自然エネルギーを活用した電力体系、交通体系は、将来的には、今、ガソリン車やディーゼル車等の燃料から電気自動車関係に普及していることを考え合わせますと、将来的には喜界町でも検討してもよいかと思われま。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これで議員派遣報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は3月11日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午前11時45分

令和 2 年第 1 回喜界町議会定例会

令和 2 年 3 月 11 日

(第 2 日)

令和2年第1回喜界町議会定例会

令和2年3月11日（水曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

通告順

1. 良岡理一郎君

【新型コロナウイルス感染症対策について】

【シカ・カラスの鳥獣害対策について】

【イヌ・ネコ出張診療について】

【マイナンバーについて】

【町長選について】

2. 生駒 弘君

【町民生活の安心安全について】

【プログラミング教育について】

3. 安田英次郎君

【公衆トイレの設置について】

【遊具の設置について】

【大朝戸・西目地区の畑総事業について】

4. 峰山恵喜光君

【ふるさと納税について】

5. 幸 一美君

【町道の整備について】

6. 野間弘也君

【防災対策について】

【環境問題について】

7. 上間一寛君

【国民の祝日に各家庭での日の丸掲揚の推進について】

【町長の進退について】

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
8番	榮 哲治君	9番	生駒 弘君
10番	安田 英次郎君	11番	里村 忠弘君
12番	上間 一寛君	13番	外内 千里君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 幸田 勝光君 事務局 長 補 佐 沖 康仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	副 町 長	隈崎 悦男君
教 育 長	久保 康治君	総 務 課 長	吉沢 伸一君
企画観光課長	富 充弘君	住 民 課 長	秋田 達磨君
税 務 課 長	岩松 利和君	保健福祉課長	吉行 進君
農業振興課長	武藤 裕和君	建 設 課 長	加島 英郎君
水環境課長	竹内 功君	会 計 管 理 者	徳 勝志君
教委総務課長	菊地 典子君	生涯学習課長	來 和法君
あゆみ幼稚園長	乾 みち子君	喜界分署長	松元 秀雄君
行政 管理 監	中村 幸雄君		

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（外内千里君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

新型コロナウイルス感染症対策についてほか4件、良岡理一郎君の発言を許可します。

良岡理一郎君。

[良岡理一郎君登壇]

○3番（良岡理一郎君）

皆さん、おはようございます。日本共産党の良岡理一郎です。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策を中心として質問をさせていただきたいと思っております。

まず、喜界町で、これほど感染症により町民の健康と命、そして、暮らしと経営が危機に直面したことはかつてなかったんだろうというふうに思います。現時点で、幸いにしまして喜界町では、新型コロナは確認されておりませんが、国内では、新型コロナウイルスの感染症拡大、そして蔓延の瀬戸際にあります。

国外でも、多くの国々が危機に瀕しております。WHO——国際保健機構は、パンデミック、これは世界的流行という意味合いのようですが、パンデミックは非常に現実的だと、近づいているというふうな警告を昨日あたり発表しております。

このような危機を乗り越えるには、専門家集団の知見が欠かせません。一昨日、9日に政府の専門家会議が次のような提言、指摘をしております。

一つは、当面は感染者の増加傾向が続くと予測されますので、警戒を緩めるわけにはいかないというのが1点であります。二つ目には、イベントなど自粛の要請が今出ているわけですが、発表時期から10日後、19日ごろまでは、引き続きイベントは自粛をしてもらいたいということでございます。3点目、これが非常に重要な点だというふうに私は思いますが、専門家会議のメンバーは、新型コロナウイルス感染症の対応について、今後数カ月から半年、年を越えて続くかもしれないと述べ、長期化する可能性を示唆しております。

今後の長期的な見通しは、諸外国で患者が増えているため、国内での急速な感染拡大を抑制できたとしても、世界的な流行を完全に封じ込めることはできないとし、国内でいつ再流行してもおかしくない状況だとの見解を示しています。

ほかの幾つかの自治体では、既に最悪の事態を想定して動き出しております。けさのメディアでも、東京都の問題とか、あるいは、埼玉県知事の動きとか報道されておりますが、最悪の事態を想定して動いているというふうな自治体も出てきているということでもあります。本町におきましても、先手先手で町民の健康と命、暮らしと営業を守ることに全力を挙げて取り組む

ことが求められております。住民の皆さんに最も近い地方自治体であります喜界町の、当面の最重要課題の一つであろうというふうに考えます。

今回の新型コロナにつきましては、新型ゆえに過去の経験だけでは対応しきれないというふうに指摘をされております。執行部も私たち議員もそうですし、町民もそうですが、持ち得るイマジネーション、想像力を総動員して、考えに考え抜いて有効な手立てを今出していく必要があるだろうというふうに私は考えております。

それでは、前置きが若干長くなりましたけれども、一般質問に入ります。

質問通告書は、2月の下旬に作成した関係がありまして、その後、政府なり、あるいは鹿児島県もかなり動きが活発になってきております。その辺の変化も踏まえて、ぜひ執行部のほうの答弁も、新しい情勢を踏まえてお願いしたいと思います。

それでは、まず通告書の質問事項1、感染症対策とありますが、本町では、防災行政無線やホームページで感染症対応として、町民に次のようなことを呼びかけております。

これはホームページからですが、一つは、次の症状のある方は、帰国者・接触者相談センター、名瀬の保健所ですけれども、そこに御相談くださいというふうに案内しております。具体的な症状としましては、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いているとか、あるいは、強いだるさや息苦しさ、倦怠感や呼吸困難がある、こういう症状の方は、名瀬の保健所に電話してくれと。そして、4日という期限についても、高齢者の方だとか、病気をお持ちの方は2日でも即相談してくれと、こういうふうに誘導しているわけであります。

そこで伺います。現状を伺いますけれども、質問要旨の1、本町で新型コロナの影響は現状どうなっているかという問題であります。役場の窓口や名瀬の保健所への町民の問い合わせ、相談、その件数及び相談の内容について伺いたい。そして②のところ、ウイルス検査、PCR検査というようではありますが、その結果はどうであったのか。そして、現段階で感染者は発生、陽性の確認ができたのか。

以上3点について、まとめて答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えいたします。

まず、一つ目の質問でございます。新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ、相談件数、内容につきましては、現在のところ役場へは2件の問い合わせがありました。名瀬保健所につきましては、市町村ごとの相談件数と内容につきましては、公表していないということがあります。

鹿児島県全体の相談件数は、2月28日現在829件となっており、相談内容は感染が疑われた場合の対応についてなどとなっております。

次に、ウイルス検査、PCR検査の実施件数と結果につきましては、3月9日現在、県内で102件実施されており、全て陰性となっております。

次に、町内で感染者が発生しているかにつきましては、現在のところ町内での感染は確認されておられません。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

名瀬の保健所の集計の問題でありますけれども、今回の感染症も非常に、新型ということもありまして、私はやはり各担当する、少なくとも市町村、名瀬保健所は、恐らく奄美市、龍郷、喜界、そして、大和村とか、いわゆる本島部分だろうと思うんですけれども、そのどこの市町村から問い合わせがあったのか。年代だとか男女別だとか、少なくともその辺のデータは保健所のほうに求めてもいいと思うんですね。今後來た場合の参考になります。どうですか。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

これにつきましては、こちらのほうも回答を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ぜひそのようにお願いをします。

次に、新型コロナ対策の基本はウイルス検査であります。陽性の方を早期に発見することが感染症対策の基本と。これは皆が共通して思っているわけでありましてけれども、そこで、質問要旨（1）の④、ウイルス検査の費用、いわゆる公的医療保険を適用する場合の公定価格、これは幾らかという点の一つ。

そして、2月の月末時点では、行政検査、国がある意味では、飛行機で武漢から連れて帰ってきたり、あるいは、いわゆる客船の対応、こういう部分については、基本的には行政検査ということになりますので、基本は公費の負担、こういうことになったわけですが、今後、新聞報道によりますと、3月6日からは保険が適用されるというふうに決まっております。しかし、逆に公的保険が適用されることで町民の自己負担が発生をしまして、PCR検査、いわゆるウイルス検査をちゅうちよする町民が出てくる可能性があります。感染症の性質上、誰もが当事者になります。私もうつされるかもしれませんし、うつすかもしれません。これは、町民7,000人近い人全てに言えることです。

そういう点では、全ての町民がお金の心配なく、このウイルス検査をできるようにすべきであるというふうに考えますが、対策を伺います。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

ウイルス検査、PCR検査の費用につきましては、1検査最大1万8,000円ということになっております。議員おっしゃるとおり、3月6日からは保険適用対象となっております。

窓口での自己負担分については、全額公費で補助することとなっておりますので、ウイルス検査に対して経済的な理由で受診しないということはないというふうに考えております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

後ほど細かくは見ますけれども。

では、国保の被保険者に係る証明書を発行している方たちがいますね。その方たちは、窓口では、通常の医療行為の場合10割負担する。1万円かかると1万円払うと。払わざるを得ない、今の制度ではね。払って後ほど役場の窓口に来て、自己負担が3割であれば7,000円を窓口からいただくというふうな原理になっていると思うんだけど、この保険証の方についても、今課長が言われたように、全額保険負担されるという理解でよろしいですか。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

その資格証明書に関しましては、新型コロナウイルス関係で受診をされた場合には、資格証明書を被保険者証とみなすということで通知が来ておりますので、被保険者証と同等な扱いで受診ができるということになっております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

一つの安心の材料ではありますね。このコロナウイルスの検査については、町民全員が、いわゆる1万8,000円については公費の負担になるということですね、全員に対して。ありがとうございます。

ここで考えなくちゃいけないのは、喜界町の町民の国保の現状であります。国保がどうなっているかという問題であります。

直近の国保世帯が1,460世帯ありますけれども、そのうち24.1%、352世帯が国保税を滞納しております。1,463世帯のうち352世帯、つまり24.1%。これは4世帯に1世帯が国保を滞納しているということですね。その理由はいろいろあるでしょう。素直に言えば、それだけみんな経済的に厳しいということになるんだろうと思うんです。

この滞納が長引いた方は、有効期間が原則1カ月の短期の被保険者証に切りかわっていきますね。これが85世帯あります。85世帯ね。

さらに、先ほどありましたけれども、さらに滞納を続けた方が11世帯ありますけれども、その方たちは、被保険者資格証明書の交付の実態にあるということでもありますね。つまり、町民の全てがきちんと保険料を払って、いわゆる被保険者証をいただいているということではないということです。

そうしますとどういう問題が出てくるかと思えますと、先ほど触れましたように、資格証明書の世帯は、窓口で10割負担を余儀なくされているということですから、制度上は、後日役場で戻してもらうということだけでも、現実的には滞納金額がありますから、窓口ではできるだけこれを払ってくれということで、必ずしも7割が町民に戻っているわけではないということでもあります。この滞納状況がこの4年間どういうふうに移しているかというところをちょ

っと見てみましたところ、こういうふうになっております。

平成28年6月1日現在、これは県の調査のデータでありますけれども、そこで喜界町は、平成28年の6月1日現在では、滞納者世帯は342世帯、これは先ほど触れたとおりですけれども、20.4%。つまり5世帯に1世帯が滞納をしている。

そして、令和2年、今年であります、保健福祉課のほうでデータをいただいたわけですが、352世帯、これは24.1%。つまり4世帯に1世帯は滞納者で、この三、四年間の中で町民の保険の状況は悪くなっているということですね。5世帯に1世帯が滞納していたのが、今4世帯に1世帯が滞納に陥っているということでもあります。

もっと深刻なのは短期の被保険者証。基本は1カ月のようですけれども、話し合いによっては柔軟に3カ月のケースもあるようで、これは運用上の問題だと思うんですが、一応、短期の被保険者証は27世帯が平成28年です。これが直近の本年度は、何と85世帯にまで増えています。短期の被保険者証、1カ月しか有効期間がない保険証をお持ちの方は85世帯、つまり58世帯増えて3.1倍になっていますね、平成28年からここ4年間の中で。これだけ町民のところでは、いわゆる健康保険税が払えなくなってきたということでもあります。

そして、これから問題になりますけれども、被保険者資格証明書が平成28年は1世帯。これは、さらに過去にさかのぼってみますと、必ずしも1世帯というよりはたまたま1世帯で、過去にちょっと多い年もあるようではありますが、少なくとも平成28年は1世帯だったのが、今年は11世帯、つまり10世帯増えているわけです。

これらの現状を踏まえた場合、町民が公的保険が適用されたからといってウイルス検査を受けるかという問題が出てきます。いわゆるウイルス検査の1万8,000円は全部公費でやりますよということで、これは大いに結構ですが、初診料という問題が出てまいります。初診料ですね。

これは、いろいろちょっとパターンがあるのであれですが、一般的に言えば3,000円、これが3割負担でも900円です。ウイルス検査する場合は、本体のところでは、検査自体はないけれども、初診料についてはかかってくるということですね。これが、いわゆるウイルス検査をする上での障がいにならないか、ちゅうちょしないかという問題が出てくるわけです。

私は、今回のウイルスの性格上、この初診料については、町が負担をしてでも全員が受診できる、検査できる、こういう体制をつくるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

現在のところは、ウイルス検査のみが公費で補助されるということになっております。その他の場合には、ウイルス検査と、また一般の疾病とは区分けして考えなければいけないというふうに、今のところは、現時点では考えられております。

今後、感染が広がっていくというような状況等になってきた場合に、また国のほうの指針等も示されるというふうに思いますが、その時に検討、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

そういう意味では、ぜひ検討していただきたいと思うんですけども、直近の町民の推計人口が出ておりますが6,685人ですね。これを単純に機械的に900円掛けますと約600万円です。ぜひ検討をお願いしたいと思います。もちろん、600万円がマックスですよ。実際そこまでいかないと思うんですけども、そのくらいの金額を予定すればできるということです。

次に、町民の最初の相談先は名瀬の保健所ということで、町のほうで案内して、町民もそういうふうに通っていくわけでありましてけれども、今回、保険を適用することによって民間の医院でも、クリニックでもできるというふうになってくるわけですが、そういうふうメディアはどんどん報道しています。民間でも医師の判断で検査できますよと、こういうふうなことが、保険適用している一つの、いわゆる検体を検査する量を増やしていく、そのための一つの手法でもあるというふうになっているんですけども、町民の側から見れば、従来は名瀬の保健所に電話をして、そこであれこれ仕分けをしていただいたと。あなたは、今回発生はしておりませんが、どこそこの病院へ行って、そこで抗体検査を受けてくださいと、こういうふうな案内があって、名瀬の保健所からは検査キットを人が持ってきて、その場で検査をして、これを検査する機関に持っていくという、非常に手間もコストもかかる、こういうふうな実態に今あるわけですが、こういうふうに通った場合、従来の町民の今のような名瀬の保健所への問い合わせの作業は、どのように変わるのか、変わらないのか、説明してください。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

先ほどありましたように、3月6日からは、ウイルス検査が保険適用対象になり、大学病院など設備が整った施設では独自に検査ができるというふうになっております。

現在、本町におきましては、感染が疑われる症状があった場合、名瀬保健所に設置された相談センターへ連絡し、その指示に従うことになっているということですが、今後もその流れは変わりません。設備が整っている医療機関とか、そういう施設がないということで、感染拡大を防止するために、まず相談センターへ連絡をしてから対応することになっております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

基本的なオペレーションは従来と変わらないということですね。

それで、町民の方からの不安として、名瀬の保健所へ相談をした場合、島外、喜界町以外の医療機関を紹介されるのではないかと。言えば名瀬に行かなくちゃいかんだとか、あるいは県本土まで行かなくちゃいけないのではないかとというふうな不安も寄せられていますが、そこについては、具体的な医療機関はとりあえず公表しないというふうにホームページ上になっておりますので、町内かどうかだけお答えください。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

検査が必要と判断された場合でも、保健所や医療機関と連携しまして島内で検査が実施できるように体制を整えているところでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。島外へ行くとなると、その足回りをどうするんだとか、人にうつすんじゃないかとか、非常に大変なリスクが出てくるわけでありまして、そういう点では、町内で基本的には対応できるという点では、非常に安心の材料かと思えます。

次に移りますが、対策会議の問題であります。

町長からも、この議会の最初の3月3日の行政報告の中で、現在の取り組みについては概要を御報告いただいているわけですが、その後の展開、今日までどういうふうに対策会議がなっているかということでもあります。

質問要旨の（2）感染症にかかわる情報を集約・分析して、共有化も入るんでしょうけれども、町民へ正確に提供すること、情報を提供すること、これが今非常に求められているわけでありまして、そして、刻々と変化します新たな事態に対して迅速な対応を目的に、こういう対策会議を設置することが求められているということでもあります。今はどのような動きになっていますか。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

町民への情報提供につきましては、2月7日に新型コロナウイルス感染症にかかるチラシを全戸に配布して、予防を呼びかけております。また、適宜防災情報無線やホームページでも情報の提供及び注意喚起を行っております。

2月27日には、情報の収集と共有を図り、今後発生する事態へ迅速に対応するため、庁舎内に新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を設置し、今後の対応を協議したところでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ぜひ正確な情報を迅速に提供していただくという迅速な対応をお願いしたいと思うんだけど、この連絡会議の中で検討しているかどうかだけでも、万が一でも喜界町で新型コロナの感染が確認されたときの対応については議論していますか。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

先ほど申し上げたとおりであります。万が一、本町におきまして感染が確認された場合にはどうするかということも、関係機関と連携を取り合いまして、その対策会議の中でも、こういうふうに取り組むということで情報提供したところでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

次に、これらの動きに対応する医療機関の問題であります。

本町では、先ほど課長のほうからもありましたように、病院での対応が基本になるわけですが、今でも混雑をしていると。私も患者の一人でもあります、最悪2時間待つという事態もあるわけで、こういうふうな逼迫した施設の状況の中で、病院のほうは全てを受け入れるということは相当難しいと思うんですね。

そこで、質問要旨の3番であります。

感染の疑いがあるんだけど、その場合、基本は名瀬のほうに相談するとして、感染の可能性の低いというふうに保健所が対応した場合は、それに対する医療設備を本町でも用意をする必要があるだろうというふうに考えるわけですね。

ここ1日メディアでも報道されておりますが、地域によっては、病院の隣にプレハブで3棟ぐらい建てて、感染症の対応専用の受付、そして、待合室、診察室、これをプレハブでつくり始めているというふうな自治体も出てきているわけですね。

本町は、幸いにしまして診療所があるわけですがけれども、現在、月に2サイクルと言いますか、4日ずつ2回、8日間だけ開業しているわけでありましてけれども、これを感染症の確認等ができた場合はフル稼働する、こういうふうな準備、場合によっては、敷地は既にありますから、プレハブを建ててその準備をするとか、こういう対応を最悪の事態を想定して今やっておくことも求められているかと思うんですね、いかがでしょうか。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

現時点の問題では、医療機関に感染が疑われるということで大挙して押しかけるということで、混雑をするということが一番感染拡大につながるということでございます。

現時点では、何よりも徹底した予防が重要だと考えております。引き続き、予防に努めるよう呼びかけているところでございますが、国内では、日々感染者が確認されて、政府の対応も変化しているところでございます。

このような状況を踏まえて、今後起こり得る事態を想定しつつ、感染防止対策として診療所のフル稼働等も含めて、各施設の活用法などについて対策会議で協議をしまいたいと考えております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。ぜひとも、想定し得るあらゆる場面を念頭に置きながら、連絡会議

の中では検討し、即対策を打っていただきたいというふうに思います。

次に、教育現場の問題についてお尋ねします。

質問要旨の（４）、新型コロナの対策としまして、政府が余りにも唐突に小中学校の臨時休業、休校を要請するというので、教育委員会を初め現場の先生方も相当大変だったんだらうというふうに思うわけですが、本町での幼稚園だとか小中学校は今後どのような対応をしているかということとの関係で、幾つかお伺いします。

一つは、この間、中学校の卒業式とか、あるいは高校の卒業式があったわけですが、非常に残念ながら、感染症対応ということで、高校の場合、卒業生と教職員だけの卒業式が行われたというふうなことも聞いております。

その点、これから予定されます幼稚園の卒園、あるいは中学校、小学校の卒業式、そして、もう４月の入学式、入園式の準備もされていると思うんですが、どのようなスタンスをおとりになるつもりですか。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

まずは、現在の状況も含めて御説明等させていただきたいと思いますが、学校における新型コロナウイルス感染症対策として、本町では、全国一斉臨時休業の国の要請、あるいは、県教委の方針等を踏まえ、小中学校において３月３日から３月１５日までの間、臨時休業の措置としました。なお、幼稚園や児童クラブ等については、国や県の考え方を考慮して休業措置は講じておりません。その臨時休業に伴って、各種行事や活動等についても中止や縮小など個別に対応しているところでございます。

御質問の幼稚園及び小中学校の卒園、卒業式については、先ほど少しございましたけれども、参加人数の制限、あるいは時間の短縮、その他感染症拡大防止の措置等を適切に講じた上で、式典は実施することとしております。在校生の参加については、学校規模や地域の実態等により若干異なるものと考えております。

なお、今後の入園、入学式については、卒園、卒業式への対応が基本となると考えておりますが、議員からもありましたけれども、状況が刻々変化することも踏まえ、今後の状況を注視しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○３番（良岡理一郎君）

先生方も相当御苦労され、父兄の皆さんも大変困っているというふうな状況かと思うんですが、それぞれのイベントの式に参列できない在校生だとか、あるいは、保護者、関係者のために、それぞれの小中学校、あるいは幼稚園で行われますイベントについては、ＩＴ機器を使ってライブ中継したりだとか、あるいはビデオをつかってアップすることによってそれを見るというふうな工夫をしている小中学校も全国的にはあるようであります。

例えば、今の議会も、これは全国に発信されております。正確には全世界ですかね。ライブで視聴もできますし、しばらくしますとユーチューブというところへアップされたりしますので、議会を全部点検できると。こういう仕組みが今できているわけですから、そういうふうな現存のIT機器を活用しながら式の様子を関係者に利用していただくという方向は検討できないですか。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

参加できない在校生が参加できなかつたり、あるいはまた、地域の方々も参加できない状況が発生しておりますけれども、私としては、当然ながらですけれども、祝う気持ちであったり、寄せる思いというのは、むしろ例年に増して強いものがあるのではないかと、深いものがあるのではないかというふうに捉えているところです。それに伴って、先ほどのその様子、状況等をどういうふうな形で伝えていくかということについては、今、同時配信ということまでは検討しておりませんが、VTRであったり、そういった映像等に残して、何らかの形で伝えていくということについては、学校と一緒に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

せっかくのイベントですので、ぜひ周りの方が共有できるような努力をお願いしたいと思います。

あと、私は使っていないんですが、今ラインを提供している会社では、教育関係者に対して、そういうふうなライブで対応できるようなサービスも提供を始めているようです。ぜひ研究もしていただきたいと思います。

それと今の休校の場合の児童生徒の居場所の問題です。現在の数値を見ますと、小学生が2校で358名、これは去年の5月1日現在ですが、小学生が358名、そして、中学生が192名いらっしゃるって、それぞれの方が自宅で待機したり、いろんなことをやっているんだと思うんですけども、この児童や生徒の皆さんの居場所はどうなっているかと。現在ですね。そして、共働きで対応できないだとか、先ほどもある議員から伺ったんですが、今Aコープだとか、スーパーへ行きますと、子供向けのお菓子だとか、食材だとか、簡易食というのがほとんど空になっているようなんですね。逆に、保護者の皆さんの苦労をそこからもうかがい知ることになっているわけですが、教育委員会としては、どのように状況把握をされ、実態はどういうふうになっていますか。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

まず、休校を現在実施をしているわけですが、その居場所等についてお答えいたしま

す。

感染防止のための臨時休業の趣旨、あるいは、保健管理の観点から、休業中は人が集まる場所等への外出を避け、基本的には自宅で過ごすことを原則としております。ただし、児童クラブを利用している子供たちは、これまでどおり児童クラブで預かることとしております。まだ定員にも余裕がある状況でございます。実態としてもですね、そういう状況でございます。

また、共働きなどで家庭で対応できない場合については、必要性を考慮しながら、児童クラブや学校などと相談しながら適切に対応していきたいと考えているところでございます。

また、児童クラブのほうが通常よりも預かる時間が長くなりますので、そういったことへの負担等も考慮いたしまして、特別教育支援員を児童クラブに勤務させるなどの支援体制づくりにも取り組んでいるところでございます。

また、各学校では、子供たちの状況把握、あるいは健康観察のために家庭訪問や電話連絡等を実施しております。

現在のところ、特に困難な状況であったり、あるいは相談等は生じていないと聞いております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

休校が当面15日までということのを伺っているわけですがけれども、長期にそういうふうな休校体制が続いた場合、形式的に心配するのは、進級する要件を満たしているのか、あるいは卒業に必要な授業時間は足りているのか、それと出席日数の問題、こういうのか外形的にどうか、形式的には心配になるんだけど、一番の問題は、学習のおくれですね。子供たちは、学校で勉強したり、あるいは遊び回ったりすることによって義務教育を受けているわけですね。そういう権利もあります。そういう点で、全体として今言ったような形式的な問題、あるいは子供たちの実際の学習のおくれの対策、ここら辺はどういうふうにやられていますか。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

まず、進級等に関する、いわゆる今御質問ありました、長期に及ぶ場合の授業時間や出席日数の取り扱い・確保についてでございますけれども、できる限り丁寧にお答えしたいと思います。このことに関しては、私どもも当初危惧をしておりました。そういった中で文科省から、臨時休業に伴う教育課程に関する参考情報というのが示されております。

それによりますと、臨時休業を行った場合において学校教育法施行規則等の定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。また、各学校の課程の終了、または卒業の認定は、児童生徒の平素の成績を評価して行うこととなっており、総合的に判断いただくものです。

さらに、児童生徒の各学年の課程の修了、または、卒業の認定に当たっては弾力的に対応し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮いただくようお願いいたしますとされており、総合的かつ弾力的に対応することが示されていることから、本町としては、画一的に運用され

るものではないというふうに捉えているところでございます。

また、当然臨時休業が延長された場合も想定して、著しく不利益が生じないように適宜、適切に対応してまいりたいと思っておりますけれども、先ほどありました、いわゆる、まだ学習できていないというか、未履修の分についても、現在どの程度の時間、日数等が残り必要なのか。学校には予備時数というのがありますので、おおむねそれに対応できる部分もあるんですけれども、あとどの程度必要なのか、現在把握をしているところでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ぜひとも、今の小学生、中学生等にそのことによって不利益が生じないようにいろいろ研究をお願いしたいというふうに思います。

全国の状況を見ても、政府は2日から春休みまでずっと休業にしようということを行っているわけけれども、それは違うでしょうと、地方自治体だから地方自治にかかわる部分は自分たちで決めるんだということで動いている自治体も少なからずあります。

都道府県単位であれば、島根県教育委員会は、県内に感染者がいない、出ていないということで、通常どおりの授業をされているというふうに報道されております。あと栃木県の大田原市教育委員会では、共働き世帯に配慮をして授業をやるんだということをおっしゃってやっていたんですけれども、昨日か一昨日、感染者が出たということで、翌日から休校の措置に変わっております。あと岡山県の井原市は、中学校は休校にするけれども、小学校は通常授業。理由としましては、小学生は一人で留守番が難しいし、給食についても学校で提供できるというふうな判断をされているわけであります。

あと朝日新聞のデジタル版によりますと、こういうふうな報道もされております。長野県の池田町教育長がフェイスブックにこういうふうにしたそうなんです。子供や教育現場から一番遠い国が決めたことについて、上位下達に従ったほうがいいという風潮に激しい違和感を感じた、こういうふうにかかれたそうですが、これについて大きな反響があったというふうに報道されております。考え方はいろいろありますけれども、こういうふうな国民世論もあるということです。

あともう一点紹介しておきたいんですが、小学校から大学までの教員の皆さんでつくって、国への政策提言も行っております公教育計画学会、こういう組織があるようでありますが、この公教育学会は、休校は地方自治体が主体的に判断すること、具体的な対応を示さずインパクトの強い政策を表明するのは政治的なパフォーマンスだということで、政府を痛烈に批判をしております。そういう声明を出しております。その中で会長は、全国一斉の学校休校は中止をして、危機的な学校を見きわめて限定的に実施すべきだということをおっしゃっているということも報道されております。

あと、地元紙の南海日日新聞に報道されております共同通信の調査データが、一昨日ですか載ってございましたけれども、全国の84自治体、これは主に県庁所在地とか政令市でありますけれども、今後どうするかという質問に対しまして、今後、この84自治体ある中の65市区、東京の場合は区を入れるので区と出てくるんですけれども、この65の市区では、学童保育とは別に

休校中の教室などで児童を受け入れるべきだという方向で動くそうです。もちろん、今教育長もおっしゃったように日々刻々変わっておりますので、足元で感染者が出たらどうするかとか、いろんな問題があり、胃が痛い状態が教育関係者も続いているわけではありますが、全国的には、そういうふうな動きもあるということでもあります。

これは質問通告しておりませんが、今の論戦を含めて、現在の15日まで休校後、16日以降はどのような方向に進んでいるつもりですか、方針をお聞かせください。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

質問の冒頭のところで、通告とのタイムラグがあるということもございましたのでお答えしたいというふうに思いますけれども、ここ一両日中の喫緊の課題は、15日までの休業をどう取り扱うかということもございます、それについては、基本的には自治体で判断するというところでございますけれども、先ほど委員からもありましたけれども、一昨日の国の専門家会議、それから文部科学省の考え方が示されましたし、昨日、県教委のほうの方針等も、私どものほうにも通知も届いております。

そして、また本町の実態、それから子供たちの学習の問題等々、あらゆる角度から総合的に判断して、まさに一両日中に方向性を示していきたいというふうに考えておるところでございます、現在最終の検討をしているところでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

大変難しい決断を迫られる場面かと思うんですが、ぜひ総合的に考えていただいて、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、町民の暮らしの問題だとか、その中での個人事業主、中小の小規模事業者支援の問題を伺います。

このまま新型コロナの収束が長引けば、町内経済も相当な打撃を受けることは間違いありません。早目早目の手立てが求められております。本町では、新型コロナ発症の確認はできておりませんが、それでも事業主の皆さんからは、厳しい経営の実態が聞こえてきます。

先週の土曜日、日曜日、そして月曜日と幾つかの事業者にお伺いをしたところ、ある旅行関連の事業者のところは、この間3件キャンセルがあったというふうなことです。コロナのためとおっしゃっています。それと集宴会施設のところでも、現在のところ、先週の段階で3月の予約がゼロ、これだけいろんなイベントが町内で開かれる中で3月の予約がゼロということで、150万円ほど赤字は間違いのないというふうにおっしゃっていました。

また、居酒屋のところでは観光客が減っているような気がするという感想だったようであります。また、カラオケスナックにおきましては、例年3月は予約があるんだけど、先週の段階では今年はゼロということです。

それと一昨日ですか、牛の競りがあったようであります。値段が下がっていると、軟化しているということで、じゃあなぜそういうふうになるかということ、先ほど先輩議員の皆さんとか

牛農家の皆さんにちょっと伺ったところ、やはり、今後この状況が長引いた場合、和牛の需要が減るだろうということ、いわゆる牛を買って行かれる仲買業者の皆さんたちは読みながら見ているのではなかろうかということです。こうだと決めつけるわけにはいきませんが、そういうふうな先々を見込んだ形での影響が、牛の競り価格にも今出てきているということがあります。

そこで質問要旨の5になりますけれども、商工業者の皆さんの経営不振だとか、資金繰りの悪化が出始めている、これから多くなってくるということが予測されるわけですが、支援が必要です。どのような準備を進めているかお伺いをします。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

お答えいたします。

新型コロナウイルスが世界的な広がりを見せる中、日本国内でも連日感染者が増え続け、その影響が国内経済にも広がっております。そのような中、国においては、3月2日にセーフティーネット保証4号を発動し、経営の安定に支障が生じている事業者への資金繰り融資支援策を決定しております。また、6日のセーフティーネット保証5号では、旅館、ホテル、食堂、レストランなどを追加し、指定事業者の幅を広げております。

町は、国や県からの通知を踏まえ、町のホームページに掲載するとともに、喜界町商工会、それから、金融機関3社と先週、情報共有、それから相談体制の確認を行ったところでございます。現在のところ、これは先週現在ですけれども、商工会、金融機関への事業者からの資金融資の相談はないとのことでした。

また、先週、事業者の聞きとりを行ったところでありますが、一部のホテルでは、150名ほどの団体、個人の宿泊や宴会のキャンセルがあったことは把握しております。

また、3月に入りまして卒業式シーズンでございますけれども、謝恩会の中止、あるいは大人数による宴会の自粛要請が出ている職場もあります。それによって飲食店やアルコールの卸売業にも影響が出始めているようでございます。

今後は、国や県の融資制度の周知に努めながら、融資の申し込みがあった場合には、速やかな手続きができるよう商工会、金融機関と連携を密にし、情報を共有していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

国のほうでも動いておりますし、県のほうでも独自の支援をするという報道もされておりますので、何よりも町内の各事業者がすぐそういう情報に接触できるように、わかるように、わかりやすい情報提供に努めていただきたいというふうに思います。

関連します質問の6番目でございますが、このように各事業者の経営がかつてないほど厳しい、これからさらに厳しくなるだろうということは大いに予測できるわけですが、その場合、

雇用環境も非常に不安定になってきます。場合によっては、島の皆さんには三つも四つもパートをかけ持ちしているという方もいらっしゃるかもしれませんが、仕事がなくなるという場面も想定をし、失業することもあるかもしれません。

この町民への対策はどのように考えていますか。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

国は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、さまざまな支援策を打ち出しているところですけれども、昨日ですけれども、個人事業主を含む中小、小規模事業者の支援のため、特別貸付制度を創設しております。日本政策金融公庫を通じて、実質無利子、無担保で融資するなどの対策を打ち出しているところであります。

国もそうですが、さまざまな民間事業者の個別の損失を町が補償することは困難ですけれども、国や県が打ち出す政策を速やかな確に事業者に伝え、最小限の影響にとどめるよう商工会と連携してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。県や国があれこれやる施策について、的確に町民に情報が伝わるような努力を引き続き続けていただきたいというふうに思います。

この新型コロナの問題につきましては、今後どういう展開になるか、率直に言って誰も予測できません。長期化するという予測が専門家から出ているケースもあります。一丸になって、ぜひとも町民の健康、命、そして、商工業者の事業が成り立つように、お互いそれぞれの持ち場で奮闘したいというふうに思います。

次の質問に移ります。鳥獣害被害の対策の問題であります。

この鳥獣害被害の対策につきましては、平成29年に島の高台にあります農家の方から、シカがタンカンの樹皮を削るといいますか、角をこすりつけて困っていると、そういう被害を受けているというふうな報告をされて、島にシカがいるんだということが、新聞の報道があつたりして知られるようになってきたわけですけれども、この問題は、一般質問でも数回にわたって取り上げておまして、今後も被害が根絶のめどがつかまで質問していくつもりですので、よろしくお願ひしたいということでもあります。

それでは、質問事項の2、シカ・カラスの鳥獣害対策について、要旨の（1）であります。

町長の施政方針でも触れられて、言及されている部分であります。鳥獣害対策であります。過去3年間のシカの駆除数、成獣、幼獣、雄、雌別はどういうふうになっているか、特徴で結構です。

そして、②は、非常に地域的な偏りがあるというふうに思っておりますけれども、シカの生息地域、駆除された集落等々の特徴。カラスの問題はちょっと分けましょう。①、②のシカの問題についてであります。

これは、農業振興会の協力もいただきまして、議員の皆さんと執行部の皆さんについては別途簡単な数表が出ておりますので、これもごらんになりながら討論をお聞きいただければと思います。お願いします。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまのシカ・カラスの鳥獣害対策についての御質問にお答えいたします。

まず、シカの駆除数につきましてですが、過去3年間の駆除状況についてでございますが、詳細につきましてはお配りしてある資料のとおりとなっておりますが、3年間でその特徴といたしまして、97頭が捕獲されております。その内訳としまして、成獣が88頭で全体の約9割、幼獣が9頭で約1割となっております。雄雌につきましては、雄が64頭で全体の6割強、雌が33頭の3割強となっております。地域別での捕獲状況につきましては、北部地区で73頭の全体の4分の3を捕獲しております。残りの4分の1の24頭が百之台周辺での捕獲となっております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

年度ごとにそれぞれ計画を立てて駆除しているということだろうと思います。

続きまして、カラスの被害も顕著になってきておりますので、過去4年間のカラスの駆除数を、設置場所別、年度別に御説明ください。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

続きまして、カラスの駆除状況についてでございますが、平成28年度から平成30年度までは、佐手久地区と湾地区の牛舎近くに、それぞれ1基ずつ設置をしまして駆除を行っております。

また、新たに昨年12月に志戸桶地区と荒木地区の牛舎近くと、あと町の粗大ごみ処理場の3カ所に追加で設置をし、現在合計5基の捕獲おりを用いて駆除対策を行っております。

年度別、場所別についてですが、平成28年度につきましては、資料にもありますが、佐手久地区で259羽を捕獲しております。平成29年度が佐手久地区で389羽、湾地区で60羽、平成30年度が佐手久地区で293羽、湾地区で71羽、今年度につきましては、3月1日現在の数字ですが、志戸桶・佐手久地区で223羽、湾地区で56羽、荒木地区で6羽の合計285羽となっております。

4年間での合計での捕獲につきましては、志戸桶・佐手久地区で1,164羽、湾地区で187羽、荒木地区で6羽の全体で1,357羽の駆除となっております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。

次に、質問要旨の2に移ります。

現在、シカの駆除につきましては、町内の猟友会の皆さんの協力をいただきながら進めているわけでありまして、駆除にかかわる費用については、成獣の場合が1頭1万円、そして、幼獣については1頭1,000円と、こういうふうに大きな開きがあるわけでありまして、猟友会の皆さんの作業をざっくり見てみますと、有資格者がくくりわなをシカがかかりそうな通り道とか、居場所に仕掛けると。仕掛けたら翌日以降、毎朝点検に行くと。毎朝ですね、かかるまで。あるいは取り外すまで。そういうふうなことをしながら、そして、わなにかかっている場合ですけれども、そのときはほかの猟友会のメンバーを呼んで、三、四名集まっていたいて、そこで一気に解体に入るというふうなことで、延べ時間にするのと相当な時間をかけているわけですね。

もちろん、猟友会の皆さんも、これをいわゆる事業としてやるとか、商売でやるという考え方は全くなくて、ボランティアをしながら協力できることは協力しようと、こういうスタンスでやっているのは、そのとおりでありますけれども、いかにも1,000円というのは安すぎませんか。見直しをお願いします。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまのシカの駆除補助金についてでございます。幼獣の改善を求めたいということですが、議員お示しのとおり、成獣につきましては、1頭当たり国からの補助金が7,000円と、町単での補助金3,000円の合わせて1万円となっております。幼獣につきましては、国からの補助金の1,000円のみとなっております。

幼獣につきましては、専門家のお話では、幼獣は子供になりますが、捕獲をしますと、親がすぐに妊娠、子づくりを行う傾向にあり、子供がいる場合は、1年から2年の間子育てをするため妊娠をせず子供が生まれないとこのことで、幼獣の捕獲は逆に増える原因になるとのことであります。そのため駆除の補助金につきましては、現行のまま継続して行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

仕掛ける猟友会の皆さんの立場に立ってみれば、そういうのは補助金が安いから、高いからということで仕掛けるわけじゃありませんよね。駆除をするために仕掛けるわけですから。結果として幼獣がかかる、あるいは結果として成獣がかかるということで、作業全体としては変わらないわけですよ。やはり見直しが必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

今議員がおっしゃいますとおり、作業につきましては猟友会の方に中心になってやっていただいております。その労力につきましては、成獣、幼獣を問わず御苦勞をされて駆除をされていると思いますので、その辺につきましては、また今後検討して対応していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

モチベーションが下がらないようにひとつ御配慮をお願いします。

それと要旨の3番でございます。

令和元年度に町のほうでもさまざまな予算措置をしていただきまして、くくりわな猟の免許取得者が3名増えて、今現在5名いらっしゃるようですね。そして、カラスの駆除箱につきましても一定の予算を組んで2基ほど増やしたということで、年度計画どおり全体としては進めているわけでありまして。

これで一気に被害が減ればいいんだけども、なかなかそうはいかなくて、去年の秋の段階でも、島の北部エリアについては夏植えのキビの新芽が食べられたと、苗自体もひっくり返ったというふうな被害が起きているわけでありまして、被害の根絶に向けました今後の計画、見通し、これはいついつまでにどうと言いきにくい部分でありますけれども、努力の方向性について伺いたいと思います。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

被害根絶に向けた今後の計画、見通しについてであります。引き続き猟友会の皆さん等の関係機関との連携をもっと密にし、特に被害が多く発生している北部地区を重点的に駆除活動を行っていき、今後の被害情報や目撃情報等を参考に対策を講じていきたいと考えております。あわせて生息頭数調査も定期的実施するなどして、根絶に向けた取り組み等の強化を図ってまいりたいと考えております。

カラスにつきましても、引き続き被害の多い牛舎などを中心に捕獲おりを設置しまして駆除を進め、被害状況等に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ぜひ根絶に向けてお願ひをしたいと思うんですが、我々議員も知っておく必要があると思いますのは、生息調査を専門家にお願ひした場合、1回当たり200万円近くの調査費用がかかるようなんですね。180数万円という数字が出ておりましたが、決して簡単な、安易に調査できる性格ではないということを押さえながらも、根絶に向けてよろしくお願ひしたいということです。

次に移ります。

質問事項の3番、イヌ・ネコの出張診療についてということであります。

要旨の1番、過去1年間の出張診療の月別の、月別というのは実施月ということですが、月別の診療だとか、その実績について伺います。これは、別途資料が皆さんのお手元に配られておりますのでごらんください。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

お答えいたします。

動物病院の出張診療は、中央公民館の旧館で昨年4月から3カ月に1回程度の予定で始まりましたが、利用者が予想より多く、結果2カ月に1回のペースで6回の実績となっております。また、2月から4月は猫の繁殖時期にありまして、3月にも予定されているようでございます。

これまでの出張診療の実績は、診察のみが犬126頭、猫134頭、その他1頭で、合計219頭、不妊手術が犬21頭、猫198頭で、合計219頭、その他手術が1頭で、総計481頭となっております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

今課長の説明にありましたように、当初予測していたよりも町民の皆さんが困っていて関心も高かったと。結果としては、私の質問では432頭というふうに書いてありますけれども、その後、初期の段階で無料診療もやられているようですので、それを入れますと481頭というふうに、ここは修正をかけていただきたいと思います。

奄美の世界自然遺産登録との関係で、本島や徳之島等々では、この野猫問題だとか、その駆除については相当力を入れてやっているわけで、本町は、世界自然遺産登録との関係では外れているわけですが、その中で群島全体が猫については害を及ぼすものは駆除していこうという流れの中で、当初は、喜界町の住民が猫の避妊手術をやるのに奄美大島まで行って、そこで手術をしてくるわけですが、当時は5万円近いお金がかかっていました。交通費の問題、あるいは現地の市内を動く交通費、そして手術費用が3万5,000円くらい、今5,000円くらいに一気に下がっているようですけれども、ぐらいかかっていたと。

そういう中で、町の協力をいただきながら、公民館前で、適宜手術、診療を行っているというのは、町民にも非常に喜ばれておりますので、ぜひとも継続していただきたいということと、今後の計画について、直近の繁殖期であるこの3月、ちょうど今かな、やるようでありますけれども、それ以降についてはどのような計画をお持ちですか。長期的な計画はありますか。長期計画。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

お答えいたします。

長期計画もですが、今始まって1年足らずでございます。とりあえずは今の体制を維持していくことが大事かと思っております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ぜひともそういう方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、質問項目の4番に移ります。マイナンバーの問題であります。

本町の直近のマイナンバー、直近というのは集計できたところで結構ですが、カードの発行の対象になる町民の人数、そして発行枚数、そして発行率はどのようになっていますか。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

お答えいたします。

マイナンバー発行対象人口は7,097人、交付枚数は令和元年12月31日現在で1,150枚、交付率は16.2%でございます。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

マイナンバー制度が始まっておよそ4年ぐらいになろうかと思ひます。これは国のほうも躍起になってカードをつくれつくれということでやっけていまして、これからまたいろんな仕掛けもするようですが、国全体でも今15%ぐらいですね。

これは、我々の日常的な生活において、このマイナンバーカードは特になくとも困らない。証明書は免許証をほとんどの人が持っている時代でありますから、そういう時代の中で、マイナンバーカードそのものを問う議論もありますが、きょうはそこはメインではなくて、きちんと管理をされているかどうかという問題についてお伺ひします。

次の（2）、今課長から説明がありましたように、このカードはつくったものの、まだ引き取りに来ない方がいらっしゃる。これは、かなり大変な個人情報マイナンバーカードに今も入っていますし、これからどんどん入ってくるわけですね。場合によっては、健康保険証がわりに使おうじゃないかとか、あるいは金融機関の口座にひもづけしようじゃないかとか、こういうふうなことが言われているわけでありまして、その管理については、引き取りに来ない町民の方もリスクを抱えています。町のほうとしても、その状態ではよくないだろうと思ひますね。その枚数と、最長未引き取りの期間はどのくらい長い期間引き取りに来ない方がいらっしゃいますか。その対応を含めてお願ひします。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

マイナンバーカードの未取引でございますが、令和元年12月31日現在で14名の方が未取引で、最長は3年でございます。

未取引の原因ですが、マイナンバーカード引き取りは、必ず本人が来庁していただき、マイナンバー交付通知書、印鑑、免許証等の本人確認のための書類、マイナンバー通知カードを持参してこなければなりませんので、書類がそろっていなかったり、本人の都合がつかないのが一番の原因ではないかと考えております。

また、対策としましては、未取引の方や家族の方が役場に来られたときに声かけを行い、取引をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

大変神経をすり減らす仕事かと思えますけれども、よろしくお願ひします。

次、（3）、ちょうど今確定申告の最中で、1カ月その申告期間を延ばすというふうな防災無線も入っているわけでありましてけれども、この確定申告のときにマイナンバー、個人番号12桁の記入については強制をしない、私はこれでいいと思うんですが、そういうふうにマイナンバーを未記入でも受け付ける、その根拠、国税庁の見解についてお聞かせください。

○議長（外内千里君）

税務課長、岩松利和君。

○税務課長（岩松利和君）

我々税務行政に携わる者は、税番号、それと個人番号という呼び方をしますので、マイナンバーを税番号、個人番号という言い方をするとということで、答弁中使用しますので御了承いただきたいと思ひます。

それでは、良岡議員の質問にお答えいたします。

国税庁のホームページで、国税の番号制度に関する情報が掲載されており、番号法整備法や税法の政省令の改正に伴い、税務署に提出する申告書や法定調書、法定調書とは、源泉徴収票、給与支払報告書等になります、等の税務関係書類に個人番号、法人番号の記載が義務づけられております。しかし、税番号制度に対する国民の理解の浸透には、一定の時間を要する点などを考慮し、申告書等に個人番号、法人番号の記載がない場合でも受理することとしております。

なお、記載がない場合でも、後日税務署から連絡をさせていただくこともあるようですが、その場合でも、税務職員が電話で直接個人番号を聞くことはないようです。

町税務職員につきましても、申告時期は、税理士法第50条第1項の規定に基づき、臨時の税務書類の作成及びこれに関連する税務相談を行うことを許可されてはおりますが、職員が電話で直接個人番号を聞くことはありません。納税者である町民におかれましては、税務課職員を装った不審な電話には、くれぐれも注意をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

要するに国税庁の見解は、個人番号は書かなくても正式書類として受け付けますよと、そして、罰則規定はありませんよというのが国税庁のQ&A、FAQですけれども、という基本的な見解ですよ。

それで、特に町としてきちんと情報を発信する必要があるのは、先ほど見ましたように、必ずしも町民の皆さんに、この個人番号をきちんと管理することの重要性が周知されているかというところが気になるわけですね。そういう点では、役場の職員を名乗って12桁の個人番号を問い合わせることは絶対ないよという情報は、何らかの機会ぜひとも発信をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（外内千里君）

税務課長、岩松利和君。

○税務課長（岩松利和君）

今確定申告中で、集落受付につきましては昨日で終わりました。ですが、新型コロナウイルスの拡大に伴って国税庁も4月16日に延期しておりますので、また広報紙等、防災無線等を通じて、また広報に務めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ぜひ町民への周知をお願いしたいと思います。

私の質問の最後になります。町長選についてです。

今度の秋、町長の任期が10月4日で切れます。前回、私の質問に対しまして大いに熟慮されているというふうに伺っているわけですが、そろそろ半年を切っております。

町長、熟慮の結果をお聞かせください。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

重ねての御質問がありましたが、実はあと6カ月もあるんです。4月には、役場の組織改正とか、今までの係制からチーム制に変えるという大変な時期です。私は、その6カ月ちょっとを一生懸命頑張ります。熟慮中です。終わります。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

大変な変革期の中で厳しい立場だということはよくわかります。ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（外内千里君）

これで良岡理一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。11時より再開いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（外内千里君）

休憩前に引き続き、一般質問を継続します。

町民生活の安心安全についてほか1件、生駒 弘君の発言を許可します。

生駒 弘君。

[生駒 弘君登壇]

○9番（生駒 弘君）

おはようございます。

東日本大震災から9年目、けさのニュースでは、いまだに避難生活をしている人が4万8,000人いるようです。一日も早い復興を願うものです。

それでは、地域住民の命を守る災害発生等の情報共有について一般質問させていただきます。

近年、大規模震災、大規模水害、大規模風害と想定を超える災害が頻発しています。これらの大規模災害に対して、現場の正確な情報を関係者が共有し、的確な判断のもとで適切に対応することが重要であります。今日、ICT、情報通信技術の進歩により、被災現場のさまざまな情報をリアルタイムで収集し、活用することが可能になっており、住民の安全を確保し、災害を最小限に食いとめるためのICTの利活用を積極的に進めるべきと考えます。

初めに、基盤的防災情報流通ネットワークの情報共有について伺います。

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムにて、基盤的防災情報流通ネットワークが開発されました。この基盤的防災情報流通ネットワークは、被害が想定される地域や被災した現場のさまざまな情報を迅速に整理し、電子地図上に表示するものであり、平成31年度から、内閣府防災担当が運用している災害時情報集約支援チームで、本格的に運用を開始しました。

基盤的防災情報流通ネットワークの活用により、刻々と変化する被害推定情報やインフラ被害推定情報を地図上へ表示することにより、地域ごとの避難指示等の発令が適切に進められます。また、避難所の被災者数、道路の通行どめ箇所、給水拠点などを同じ地図上に表示し、物資支援等の配布に際して、適切な巡回ルートを選定することができます。さらに、災害廃棄物の収集においても、緊急集積所、集積拠点の位置、一時保管所、通行どめ箇所等の情報を同一の地図上に表示することにより、スムーズな災害廃棄物の移動を可能にします。

そこで、災害時の被害を最小に抑えるとともに、適切な救援と迅速な復興を進めるために、基盤的防災情報流通ネットワークの情報を共有できるように、喜界町の防災情報システムを改修すべきだと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

生駒議員の基盤的防災情報流通ネットワークについてでございますが、今議員おっしゃいましたように、今国のほうでの支援チームが今年度から動き出しているようでございます。実際

の運用状況につきましては、全国的にもこれから普及してくるようなシステムではないかと思っております。

本町の防災情報システムにつきましては、基本的に県のほうと連動しておりますので、県のほうから情報を得ようと問い合わせを行いました。県のほうも、まだ具体的な計画の段階ではないということでした。

基盤的防災情報流通ネットワークですけれども、ICTを活用した近年の大規模災害への有効な対応手段の一つであるということ注目されているということを知っております。

県がシステムを導入検討段階に入った際には、一緒に我々のほうも検討が進められるように、全国的に地域ごとにどういった活用事例があるのか、また、本町の実情を照らし合わせながら、情報の収集に努めていきたいと思っております。

○議長（外内千里君）

生駒 弘君。

○9番（生駒 弘君）

実際に、去年から活用し始めた基盤的防災情報流通ネットワークですが、県のほうも、まだ国からの指示といったことがまだ届いてないのかなと思うんですが、ちょっと来年あたり、来年か再来年あたり質問するとよかったのかなと思います。

では、次の質問をさせていただきます。

災害時に迅速に情報を収集し、リアルタイムで関係機関と共有するためのシステムの構築について伺います。

災害発生時の情報を関係者が共有し、被害防止や抑制を図るためには、先ほどの基盤的防災情報流通ネットワークに私たちの地域の情報を迅速に伝達するための体制の整備も重要です。例えば、災害の発生が想定される場面で、現場の状態をリアルタイムで安全に確認するために、また、災害直後の近寄ることのできない被災現場で救助を求める人の捜索や、被災現場の状況把握を迅速に進めるために、ドローンを消防分署に配備するのも有効と考えます。また、公民館や学校の体育館等の指定避難所での避難生活が長期化するケースにおいて、刻々と変化する避難所の最新情報をリアルタイムで、基盤的防災情報流通ネットワークにつなげるための体制の整備も必要ではないでしょうか。

具体的には、平常時に運用している公民館や学校等のホームページをクラウド化し、災害発生時に書き込まれた避難所等の電子情報を、関係者がリアルタイムでシステムの構築も有意義であると思います。学校のホームページのクラウド化による情報共有システムは、新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの感染症の発生の状況の迅速な掌握による流行防止も期待できると思います。

そこで、ドローンの消防分署への配備や避難所となっている公共施設のホームページのクラウド化など、災害時に迅速に情報を収集し、リアルタイムで関係機関と共有するためのシステムの構築について伺います。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

まず、ドローンの活用についてですけれども、ドローンにつきましては、近年あらゆる分野で活用されていて、全国的な大災害の現場の映像とか、そういうところをよく目にしているところですが、本町でも平成28、29年に大災害がありました。それを受けましてドローンを導入しております。

災害現場の状況確認であったり、あるいは、不発弾処理で避難があった場合に、避難区域内の安全確認とか、そういったことにも活用している実績がございます。また、災害以外でも活用しております。ドローンにつきましては、今後も災害時の有効活用ということでは、可能性も広がっていくのではないかと考えております。現在は、ドローンの利用頻度とかを考慮いたしまして、消防署のほうで管理をしております。

それから、避難所のホームページのクラウド化についてでございますが、現状では、管理の面、それから、費用効果を考えると厳しいと言わざるを得ませんが、今後、双方向マルチメディアデバイスの対応の情報配信サービスなど、コスト面、それから、人的負担を極力抑えた形で検討をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（外内千里君）

生駒 弘君。

○9番（生駒 弘君）

今、消防分署にドローンがあると聞いたんですが、ドローンはたしか免許はいらないと思います。でも、実際に講習を受けて、機種ごとの講習をきちっと受けないといけないということになっておりますが、今実際に分署のほうでドローンを飛ばすことができる人は、大体何人ぐらいいるんですか。

○議長（外内千里君）

消防分署所長、松元秀雄君。

○喜界分署長（松元秀雄君）

ただいまの質問にお答えします。

2018年12月現在、ドローン飛行に義務づけられた免許や資格は要らないということになっております。ドローンの免許はいらないということになっておりますので、ドローンの講習を受けた先駆者、自衛隊の方ですが、持っていたドローンと同じ機種を役場で購入してもらい、喜界分署に招いて、この方から職員全員が講習を受けて、全員が一応飛ばせます。あと災害現場で飛ばすことができるんですけれども、習熟した者、あとは不器用な人、今若手が10人、10人はもう誰でも使えるように、毎月1回飛行訓練、あとは資機材の点検を行っています。10人程度は完璧に使いこなせます。

以上です。

○議長（外内千里君）

生駒 弘君。

○9番（生駒 弘君）

最新のドローンでは、Wi-Fiを搭載して、リアルタイムでパソコンに通信できるドローンもあるみたいですが、今のドローンはどういった機種なのかわかりますか。

○議長（外内千里君）

消防分署長、松元秀雄君。

○喜界分署長（松元秀雄君）

今のドローンに関しては、カメラ機能、あと手元のタブレットに送信できるだけの機能でして、送信システムは、他の機種への送信システムの機能はついていません。

○議長（外内千里君）

生駒 弘君。

○9番（生駒 弘君）

どれくらいの時間飛び続けられますか、1回の充電で。

○議長（外内千里君）

消防分署長、松元秀雄君。

○喜界分署長（松元秀雄君）

1回の飛行時間で大体30分程度、予備のバッテリーを4基保管していますので、予備のバッテリーを含めて2時間程度の飛行は可能です。

以上です。

○議長（外内千里君）

生駒 弘君。

○9番（生駒 弘君）

30分程度ということなんですが、ここから飛んで上がって現場を見て、30分したら墜落するんですか。

○議長（外内千里君）

消防分署長、松元秀雄君。

○喜界分署長（松元秀雄君）

今のドローンは性能が日本の機種から含めて、バッテリーの残量がなくなると自動的に帰還するシステムのドローンを配備しています。あと電波が届かない範囲にドローンが勝手に飛んだ場合も、自動的に帰還する性能のドローンを完備しています。

以上です。

○議長（外内千里君）

生駒 弘君。

○9番（生駒 弘君）

わかりました。ありがとうございます。

それでは、次に行きたいと思います。

災害時応援協定を結んでいる業界団体の情報共有についてお伺いします。

災害が発生した場合、地元の建設業者の皆様は、真っ先に復旧のため被災現場に駆けつけて、迅速な対応をしていただいています。災害時応援協定を結んでいる業界団体からの現場の情報は正確であり、信頼性の高いものであると思います。

そこで、スマートフォン等を活用して災害時応援協定を結んでいる業界団体の情報を共有するシステムの導入も有効と考えますが、見解をお伺いします。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今生駒議員御案内のとおり、災害が発生した際には、町の建友会との災害協定によって、迅速な対応をいただいているところでございます。本町では、そのほかにも国、それから、民間の機関とも災害協定を結んでおりますので、関係機関で災害時に情報共有ができれば、対応にも効果的だと考えます。

災害時の迅速、そして、正確な情報提供は、我々自治体の重要な責務の一つだと認識をしておりますが、いざ災害が発生すると当事者の立場では、その場の災害対応に迫られて情報提供がおくれることも危惧がされます。災害時に、あらゆる方向から情報が提供されて、それを集約して、リアルタイムでその情報提供ができる仕組みがあれば、災害対応、災害復旧にかなり有効だと思われまますので、既存のシステムの活用と合わせて、情報のリスク管理もありますので、そこは気をつけながら、手段を検討していきたいと思っております。

○議長（外内千里君）

生駒 弘君。

○9番（生駒 弘君）

災害がないのが一番いいんですが、もし災害が起きたときに、実際に2年前、2年連続で豪雨災害を受けていますので、できるだけそういったシステムを使いながら、住民の安全を守っていただきたいと思っております。どうかよろしくをお願いします。

では、次の質問に移ります。

プログラミング教育について。

教育長の施政方針にありましたように、新学習指導要領によって、本年4月から小学校ではプログラミング教育が必修化されます。学校の授業で子供たちがタブレット端末やパソコンを使いながら、コンピューターは、人が命令を与えることで初めて動くといったプログラミングの基本的な仕組みへの理解を養うとともに、判断力や思考力の育成を目指すものであります。プログラミング教育は、独立した授業として導入されるのではなく、社会や理科、算数などの既存の教科の中で一つの学習方法として取り入れられ、プログラムどおりにしか作動しないコンピューターを動かすには、目的を明確にして、正しい道筋を考える必要があります。

アニメーションやゲームづくりなどを通して、理論的に物事を考える思考力や、問題解決能力を楽しみながら伸ばすのがプログラミング教育の大きな特徴であります。このため、コンピューターと日常生活とのかかわりあいを学びつつ、自分の意図する動きを実行させるためには、どのような指示を与えればいいのかを順序立てて考えるプログラミング的思考を身につけることに重点を置いています。

公明党は、政府への経済政策の提言で、学校ICT環境の抜本的充実を訴え、普及を積極的に働きかけてきました。ICT環境整備に向け、政府が閣議決定した安心と成長の未来を開く総合経済対策には、2023年度までに学校の児童生徒が一人に1台のパソコンを使える環境の整備方針を明記しました。

このことについて喜界町では、どのようにしていくのか教育長の見解をお伺いします。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

プログラミング教育の概要も含めてお答えいたします。

令和2年度から小学校で全面実施される新学習指導要領では、新たにプログラミング教育を推進することとなっております。プログラミング教育の目的や方法等については、概略議員が御指摘のとおりでございます。

さらに、導入される背景や趣旨等については、文部科学省は、小学校プログラミング教育の手引きの中で、情報化の進展により社会や人々の生活が大きく変化し、将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を手段として活用していく力が重要であることや、子供たちが将来どのような職業につくとしても、プログラミング的思考などを育てることが必要であることなどを指摘しております。

そのようなことを踏まえながら、本町においても、学習指導要領に沿ったプログラミング教育の実践、充実に努め、論理的思考力などを育てまいりたいと考えております。それに伴ってプログラミング教育を推進するに当たって、パソコンなどの端末機器の必要性や整備等について、現段階では各小学校に整備してあるパソコン室を活用することとしております。なお、さらなる充実に図る観点から、国の事業等を活用したICT環境の整備を検討しているところでございます。

具体的には、議員先ほど御指摘のありました安心と成長の未来を開く総合経済対策の中に、未来への投資の観点から位置づけられているGIGAスクール構想における校内通信ネットワーク事業や、児童生徒一人1台端末の整備事業等を有効活用できないか、県と緊密な連絡調整を現在進めているところでございます。

今後、国や県の財政措置や年次的対応策等を含めて、導入について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

生駒 弘君。

○9番（生駒 弘君）

ぜひ喜界町の子供たちの未来を育むためのタブレット端末、全員に使える環境を整えていただきたいと、ぜひ頑張って町長を説得して、よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（外内千里君）

これで生駒 弘君の一般質問を終わります。

続いて、公衆トイレの設置についてほか2件、安田英次郎君の発言を許可します。

安田英次郎君。

[安田英次郎君登壇]

○10番（安田英次郎君）

おはようという時間にはちょっと過ぎましたが、午前中の部、恐らく私で最後となると思いますが、私は時間調整が非常にうまいので、恐らく10分前までには終わるかと思います。

それで明快な御答弁をいただきたいんですが、その前に、私の質問趣旨は、町長、各一般質問の方々も、町長、あるいは、教育長ということになっています。しかし、今の町長はほとんど答えないんですね。担当課長にお任せです。私も昭和の28年から集落区長をしていた関係で、繁多町政、野村町長、加藤町政、今日のそれぞれの町長の特徴を見てまいりました。

繁多さんは、もうすぐ腹が立つ人でしたが、その後はさっぱり非常ににこやかない人でした。野村町長は、職員には任せませんでした。必ず自分が全部答える。また、加藤さんは、専門分野である、今農業振興課ですが前産業振興課、その時代、農業問題に関する担当課長が説明していても押さえて自分が出るというタイプの町長でした。

川島町長さんは、よっぽど町長御自身への質問でなければお答えが余りないようでした。先ほどもありましたが、そこでちょっとそれでしたが、ここに普通なら質問という形の項目ではありません。本来なら既存であったトイレ等を新しくしてくださいというのであれば、恐らく担当になるのは保健福祉課長であり、企画観光課にも関連すると思いますが、きょうは、どうも皆さんの質問が保健福祉課長や企画課長、農業振興課長、そういう方に集中しているようでした。恐らく私の質問は、もう皆さん引き取り手がなかったんでしょうけれども、そういうことで、恐らく町長にかわって総務課長の答弁になるかと思うんですが、私の事前予測も非常に合うものでございます。

長くなりましたが、坂嶺小学校は、学校再編により115年の歴史をもって閉校となりました。その閉校になった負の遺産と申しましょうか、学校時代は何ら不自由はなかった。幼稚園があり、小学校があり、外来から、よそから、校区内外から来られる方もトイレに不自由することはございませんでした。しかし、学校再編がなされた後は、体育館は教育委員会のほうで管理されたままであります。しかしながら、それで人がいっぱい集まる場所でありながら、今旧坂小のところには、みんなが自由に使えるトイレはございません。

話ちょっとずれますが、役場庁舎を中心にした公的機関、警察署も含めてあらゆる場所、また、空港、港周辺は、大型スーパー、そういうところには全て、湾、赤連、中里には非常に整備され、何の不自由もございません。しかし、池治から小野津のムチャ加那公園まで、県道沿いで一般の方々が大いに利用したいと思っている中間は坂嶺です。

皆様も御承知のように、坂嶺小学校は昔から喜界島の中心地です、位置的に。そういう関係で、喜界高等学校が誘致された。そういうことがあって、今一般の観光客で来られる方も含めて、今高校の校庭後は、他の再編された学校跡地としては一番利用されている現状です。地域内外の方々は何とかここに新たなものを整備していただきたいと。隣で今やっているゲートボール場がございしますが、それも火、木、土と全島の方が車で来て活発にやっておられます。そこも、恐らく保健福祉課長あたりにいづれ上がってくると思いますが、トイレの老朽化がひどくて改修してくださいと。

それとあわせて、老朽化で建て直そうと。あそこはゲートボールの方しか利用できません。ふだんは鍵かけております。常に来られる一般の方からそういう施設はできないんですかと要望も聞かれておりましたが、川島町政ではございません、加藤町政で合併したわけですか

ら負の遺産は加藤町長であるんですけれども、体育館はよそよりも一番利用されているんですよ。夜間のバレーボールや高齢者学級、昼間の。あるいは、日曜祭日とかは女性団体のバザー、先週の日曜日あたりも70台以上の車が全島から来ております。ふだんは、小学生、中学生、高校生まで来て、今特に学校がお休みだということもあって、みんなそこでキャッチボールしたりサッカーしたり、また、乳幼児も子育てで遊びに来ています。

関連して両方お答えいただきたいんですが、遊具の設置ということもありますけれども、そういうことでですね、坂嶺小学校の体育館は、昭和51年に完成したわけです。落成した。あの当時は体育館とは言わなかったんですよ。皆さん御承知と思いますが、あの当時、体育館の位置づけは僻地集会所という形でつくられたんです、校区民が全部が利用できるように。学校関係だけで利用するものではありません。だから、地域の行事でも使っていていいということで、当時は8月や9月の天気が悪かった場合には、学校のあそこでアルコールも入って自由にできたんです。けれども、学校の用務員関係でボヤが出て以来、坂嶺じゃありませんよ、そういう関係で県の通達がありまして学校敷地内でアルコールなどはやらないでくれという通達があって以来、そういう経緯になっております。

そこで本題に入りますが、どうしても、先ほども申しました池治から小野津の間、県道沿いで皆さんが一番、一般の人でもどうしても欲しいと。マラソン大会やロードレース大会、そういうときにも全部私たちの校庭に車を乗り入れて、保護者や応援の方、そういう方も一番利用されているんですよ。そういうところで、一つ視点を改めていただいて、坂嶺小学校の校庭という名前じゃなくて、あそこを坂嶺小公園という名のもとに位置づけていただければ、今言ったような新しい公衆トイレの設置も可能だと思います。一番人が集まるところには必ず必要なものがございますから、ぜひ御検討いただきたいと思います。遊具の設置についても、公園という位置づけにすれば当然ながらできると思いますので、必ずしもたくさんつくってくださいとか、新しい設備だけお願いするというわけではございません。

当時、農村公園等を一時、G A T T、ウルグアイラウンドで国が農家にあめ玉のようにつくらせた時代がありましたが、それをどんどん喜界町も取り入れて、各地区に全部公園らしきものがあります。しかしながら、坂嶺小学校は、文字どおり7集落の小さい村から成り立ってまして、小学校の校庭が中心でございます、保護者も。そういうことで、公園は要望しませんでした。今日までそうなんです。しかし、環境が一変しました。これは学校再編のためです。そういうことを考えると行政的にもよく考えていただきたい。

現在、坂嶺小の校庭は、生涯学習課のほうから管理助成をいただいて、集落で特に自走式の50万円余りする芝刈り機も導入しまして、常にきれいな環境の整備に努めております。そういうことからして、1、2番、遊具の設置まで含めて一括して、総務課長ですか、早急に予算化をしていただいて、実施していただきたい。明快なお言葉をいただきたい。

また、後ほどその件に関しては、余り出番がない町長からも一言いただければ。よろしくお願ひします。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

安田議員の御質問ですが、財産管理の観点から私のほうから答弁をさせていただきます。

決して引き取り手がいなかったわけではございません。御案内のとおり、坂嶺小学校の跡地につきまして、体育館の利用率も高いですし、校庭部分につきましては、集落のほうに管理をいただいて、しっかりと管理をいただいているという認識をしております。そこで御質問の公衆トイレの設置についてですけれども、議員おっしゃったように、本町の幹線道路沿いのトイレの全体的なバランスを観れば、池治の海水浴場、それから、ムチャ加那公園の間も含めて、町には数カ所課題があると思います。坂嶺地区近辺も、その課題の一つだと思っております。町としましては、有利な補助事業をこれまでも探しておりましたけれども、まだ見つかっておりませんので、有利な補助事業があればすぐ検討したいと思っております。

それから、その際に設備とかそういうことも御質問でありますけれども、施設整備の段階になったときに設備とかは、検討することになるかと思えます。ただ、これまでの流れで言いますと、町が、例えば、そういう公園を整備してトイレをつくりますと、当面集落が管理をいただくという形になるんですけれども、年数がたてば、後々は結局集落で管理がもう難しいので、町のほうでお願いしますということも結構今課題となっておりますので、そういったことも含めまして、整備の段階で協議をさせていただきたいと思っております。

それから、遊具等についてですけれども、議員のほうからもありましたけれども、過去には、そういった事業を使って各集落にそういった公園もありました。町では、来年度以降、公共施設等の公有財産のあり方について検討を行ってまいります。町一円の公園、それから、学校跡地の施設、遊具につきましても公有財産管理の観点から集約を図るなど、整理をしていく方針でございます。

その段階で、既存の施設から移設ができる遊具があれば、利用状況に応じて優先順位をつけて、有効活用を考えております。

それから、跡地の芝生ですけれども、我々もよく子供たちが向こうでサッカーをしたりしている風景を見ます。その施設の特性を生かした活用という点では、芝生を生かした活用が実践されているものだと思っております。

さらに、どういった生かし方があるのかを含め、検討を考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（外内千里君）

安田英次郎君。

○10番（安田英次郎君）

総務課長の答弁は、私の想定内でございますが、恐らく財政を預かるものとしては、そういう答弁になろうかと想定しておりました。

ただ、おわかりのように、ぜひ、優先順位と申しましたが、優先順位は第1にさせていただきたい。そういうことで、ぜひ実現を図っていただくようお願いしたいと思います。

ちょっと申しわけありませんが、町長にも一言御答弁いただければ幸いです。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

おっしゃるように、湾、赤連、中里、国は、コンパクトシティをして公共投資をできるだけ効率よくやれという構想を持っていますが、私は逆で、集落こそ喜界の要だと思っていますので、そういう意味では、校区校区がどう生き残っていくかというのが大変大事だと認識しています。

それから、農村公園のことですけれども、あれもアメリカとの日米交渉で日本は内需で金を使えと、何兆円も使えというんで要らんをつくってありますから、その辺を少し集約化して、先ほど総務課長が言いましたように、全体を見回して、もう少しいいイメージの集落活性化とか、そういうものを含めて検討してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（外内千里君）

安田英次郎君。

○10番（安田英次郎君）

大変町長のお言葉ありがとうございました。ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

いわゆる、湾、赤連、中里から住まわれている方からいうと、我々池治から向こうの家は郡部と言います。同じ喜界島にありながら田舎と町ですよ。実際に生活スタイルを見ても、今の若い方々が、方向がほとんど中里、その辺に住居を構えています。なぜかというと大型スーパーがあり、そこは常に暑い時期でもクーラーが入っている。若い奥さんなんか聞くと、クーラーの入っていないお店なんかで買い物したくないとはっきり申し上げるんで、そういう生活スタイルになっていくんでしょう。だから、郡部が同じ喜界島で、昔の喜界町早町村みたいに郡部と言われている地域が活性化しないと、この行政の周りだけで活性化したところで、町長がおっしゃるように喜界島はなくなりますよ。ますます人口減になっていきます。そういうことも踏まえて、まず総務部長、第1番に優先順位を上げて予算化をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、時間も私の指定した時間にあと10分しかございませんので、最後に質問いたします。

これは恐らくまた農業振興課長に御答弁いただきたいと思います。実は、その部分では大朝戸・西目地区の畑総事業についてという質問事項としてございますが、これにつきましては、私は、昭和28年ということは、集落区長をしております、昭和57～58年度に坂嶺校区の畑総事業は全て完了しました。その関係で大西関係も、全部畑総事業の計画一緒に取り組んできた区長さん方と経緯がございまして、その当時、大西のほうも、上の台地のほうは完全に畑総整備がなされたわけですけれども、同時に今集落のすぐ真上のあの地区は、当時、水田地帯でございました。ましてや、最後まで町の水道事業が行き届かなかった地域です、大西は。

というのは、みずから集落内に用水地に升をつくって、そこから自分らでパイプを地域で購入して、各家庭に配管した。つい水道が引かれる前まで、今日、最後まで残っていた地域です。そういう湧水で、飲み水の一番大事な地区を畑総はだめだという反対もありまして、さまざま反対があった。それで、その地区は、今現在では、喜界町で一番遊休地の多い箇所として、

常に農業委員会でも頭を悩ませてきたところですよ。

なぜこれを取り上げたかと申しますと、実は、個人的になりますますが私の父方は大朝戸出身でございまして、大西は90%以上親戚でございまして。そういう関連で、私なんかの親戚筋の土地もたくさんございまして。しかも、今回のいろんな調査で、本人なんかに打診して同意書が送られてきて、どうしましょうかと私に相談がいっぱい来ているわけです。

実際にされるようになったら、今の時期、私なんか帰ってきて農業もしません。都会に行って子供もしません。もしするんであれば負担金とかそういうものはどうなるんですか。もし本当にできるんだしたら、私に土地を負担金をしてでもしてもらえませんかとか個人的な意見がいろいろ来っています。

そういうことで、過去2回、境界線前まで実地踏査した経緯があるんですよ。それでも今言ったような事情で下のほうはできなかった。ほかにも大きな理由はございまして、大朝戸地区の畑総が完成した配分時点で、一部の有力者が自分のところに土地をまとめた、そういうものに反発することもございました。

しかし、この事業を逃せば、恐らく今後もう永久的にとってもいいかもわからない。今、川島町長のもとで第2地下ダムも始まっています。実際にボーリング調査もし、また、旧荒木小学校に国営水利事業所も建設されると。完全に道筋に乗ったと思っておるんですが、遊休地の解消という点からも、やっぱり今回ぜひとも成し遂げさせていただきたいと思うんですが、そこで、今の現況を、農振課長に現在わかる範囲でよろしいですから、進捗状況を伺いたいというのが質問の趣旨でございまして。わかる範囲内で結構でございまして、町長が答弁することはございまして、どうぞ詳しくよろしく申し上げます。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいま安田議員のほうから大朝戸・西目地区の畑総事業について詳しい説明をいただきましたが、議員御指摘のとおり、本地区の現在の圃場は、不整形、形が整っていない状況、圃場が多く、農道も未整備のため機械等による農作業の効率が低く、営農に多大な労力を費やしており、また、耕作放棄地も多く、農地の荒廃化が進んでいる状況でございまして。

そのため、畑地帯総合整備事業、いわゆる畑総事業の実施により、区画整理や農道等の整備を行うことで農業の大規模化を図り、農地の集積、集約化を推進し、農業生産性の向上、経営の安定化を図ることとしております。

このようなことから、本地区につきましては、平成30年度に受益者124名の申請により、事業の施行が決定しております。

今後の見通しについては後でいいですか。

○議長（外内千里君）

安田英次郎君。

○10番（安田英次郎君）

改めて質問しなくて全部答えてくれると思っていたんですが。今わかるのはその範囲だけで、決定した段階で、ちょっと申し上げますと、調査段階と申しましょるか、予算を見ると600万

円ちょっとあると思うんですが、重機を入れて、今埋蔵文化財とかそういうものの調査なのかわかりませんが、私の作業している畑のすぐそばなんかも、何か所かやっている。また、埋め戻しがつい先日済みましたけれども、そういうことで、事業は決定しただけであって本格的な着工時期とか、そういう見通しはまだわからないわけですか。それまで伺いたかったんですよ。それ以上のことは聞きませんから。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

済みません、今後の見通しとしましては、平成30年度から施行同意の聴取を行ってまいりまして、今後設計委託や埋蔵文化財の試掘調査等を実施していき、現在のところ令和9年度の事業完了を目指し、大朝戸・西目地区の換地を中心に事業推進を図っているところでございます。以上です。

○議長（外内千里君）

安田英次郎君。

○10番（安田英次郎君）

随分長い先の話でございまして、私なんかいるのかな。現在その道路に面した土地だけは、ほとんど私が耕作しておりましてうほかは実際アカギが生えて、山というか林になっている。昔の面影がない状況になっているわけですよ。だから、みんなが心配していて、10年前までは水田だった場所が山になっている。本当にそれだけできるのかなという皆さんからの声もあったので、質問させていただきました。

平成に入ってから、30年からということでしたが、その前は、県の当局者からは、投資効果がないのでここはしませんという御返事もいただいておりましたので、あえて質問しました。できるということを伺って安心しました。できるだけ、9年と言わず前倒しで予算を獲得していただいて、川島町長がやっている間につくっていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

それでは、ありがとうございます。時間どおりでございます。ぴったり10分前です。ありがとうございます。

○議長（外内千里君）

これで安田英次郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後は1時30分に再開いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○議長（外内千里君）

それでは、午前中に続き一般質問を続行いたします。

ふるさと納税について、峰山恵喜光君の発言を許可します。

峰山恵喜光君。

[峰山恵喜光君登壇]

○5番（峰山恵喜光君）

皆さん、お疲れさまでございます。

昼の部の一般質問に移らせていただきます。安田議員に引き続き、令和2年度第1回定例議会に臨み一般質問を行います。

私は、平成26年12月定例会、そして平成28年6月定例会において、ふるさと納税について質問をさせていただきました。平成20年から始まりましたこの制度は、皆さんに説明するまでもなく、今なお伸び続けており、1年でも長く、この制度が続いてくれることを願うばかりであります。

自治体間の競争が過熱になり、国は再三、返礼品の割合を3割に指定したり、返礼品の品が過激にならないよう注意を促しておりますが、今なお寄附額が増額しており、平成30年度、国全体で約5,000億円という、当初では考えられない寄附額になっているのも事実であります。

私は平成26年の最初の一般質問でも述べているとおり、この議会で言っているように、一貫して伝えているのは、自主財源の乏しい市町村に、また、地方においては、このふるさと納税制度を有効に活用することは、島の発展、また活性化につながると述べてきました。特に、離島であればなおさらであります。そのことにおいて前のめりに行動をしている自治体が伸びてきている現状があるということを受けとめ、今後、本町がどうしていくか、真剣に話し合い、行動していくことが大事であると考えております。

本町も始まった当初からすると、飛躍的ではありませんが、右肩上がりに伸びてきております。2008年は約300万でした。新聞やネットを検索することで、全国各市町村の結果が見ることができ、その結果を見てうらやましくなる現状であり、何とかしたいと思っているのは私だけではないはずで、まだまだ伸び代がある中で、今後、どのように対策を講じていくのかがかぎを握っております。

また、集まった寄附金、今ふるさと寄附基金を本町も積んでおりますけども、このふるさと寄附基金の活用を今後どうするか話し合う必要があり、有意義な一般質問になることを期待しております。

以上のことを踏まえて、通告に沿って質問をさせていただきます。

1番目、ふるさと納税のさらなる発展を目指し、現在の状況と今後の課題は何か伺う。

(1)番、過去3年分のふるさと納税の実績を伺う。件数と金額をお願いいたします。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

[企画観光課長富 充弘君登壇]

○企画観光課長（富 充弘君）

峰山議員の御質問にお答えいたします。

資料はお手元に配りしてございます。

過去3年分のふるさと納税の実績でございますが、平成28年度が720件、寄附額は1,816万8,000円。平成29年度、954件、2,121万2,000円。平成30年度、1,251件、寄附額2,292万5,000円。令和元年度、2月末現在でございますが、件数が2,610件、金額は3,889万円となっております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

ありがとうございます。

31年度2月末現在で2,610件、3,800万ということであります。

ちなみに、平成30年度の奄美群島の12市町村の合計額を私調べました。30年度です。全体で12億3,000万、件数にして4万8,000件っていうのがありました。その12市町村の中で、調べましたところ、1番集まってる、寄附額が多いところからいきますけども、1位が徳之島町であります。28年度、1億3,000万円。29年度3億5,000万。そして30年度、4億8,700万。まだ、31年度というのはまだ締めてないからわからないんですけども、予定でいくと、徳之島町、31年度は6億3,000万円の寄附額が集まっているという話を聞いております。

今、4,000万円ということで、奄美市、そして瀬戸内の群島の中でも、いろいろ創意工夫をしながらこの寄附額を集めて、そしてまた基金を運用しているという状況があります。31年度は、この数字よりもさらに多くなっていますので、本町が4,000万ということをおっしゃいましたけども、群島全体、またそのふるさと納税全体でも今後伸びてくるのではないかと思います。ちなみに本町は、今12市町村中9番目の寄附額となっております。

続いて、2番目に移らせていただきます。

実績の寄附金の中で、本町出身者、そしてまた一般の寄附者の割合がどうか、お願いします。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

サイト欄には出身者を入力する項目がございまして、メッセージ欄にコメントを残す方がいらっしやいます。ですので全体の割合というのは残念ながら不明です。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

私も、寄附額はどういう人が寄附をしてるのかっていう結果が見ればですね、次の対策につながるんですけども、そこで言いたいのが、寄附をする、ふるさと納税の趣旨というのは、出身者が希望していただけたらありがたいんですが、実際はちょっと違っていて、やっぱりそうじゃない寄附者も、課長は答弁で答えられなかったと思いますが、結構多いんです。ですので、やっぱり町の出身者に向けて広告を出すとか、そうでない人に向けて出すっていうことが、今後のかぎを握っていると思うんですけども。特に離島であれば、地方への郷土愛というのも多いですし、本町でいえば、郷友会の組織が東京、大阪、鹿児島各県にありますので、今後も積極的に宣伝して行ってほしいということがあります。

3番に移らせていただきます。

過去のデータの中で、増えた要因は何であるか、お答えください。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

まず第1に泉佐野市などによる4市町村が除外されたことが大きいかと思っております。平成30年度は4市町村で1,112億円を集めております。全体のふるさと納税額5,127億円の21.7%に上ります。これらが分散されたことが大きいのではないかというふうに考えております。

第2に島内の参加業者が10社から16社に増え、返礼品の選択肢の幅が広がったことが挙げられると思います。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

課長から答弁がありました。

ふるさとチョイス、私はですね、これを分析しましたら、やっぱり窓口を広げてるっていうことで寄附額が集まっている。もともとふるさとチョイスというところに窓口を置いてましたけれども、やっぱり楽天さんであったり、本町はやっておりませんがJTBさんとかいろいろありますけども、窓口を広げることで、そういう広告が打てるということでありまして、本町の頑張りもあって、2,000万近くあったふるさと納税が倍になって4,000万になっている。今後こういう努力が必要だと思っております。

大きい2番に移らせていただきますが、今後の対策についてどう考えているか。

現在、本町は、担当職員はいますけども、この職員というのが兼務での対応になっているわけでありまして。どうしても兼務での対応となると、集中して業務に当たらない環境でありまして、なぜそんなことを言うかという、これは町の方針によってですけども、ある市町村ではふるさと納税課を立ち上げていたり、専属の職員を増やしたりっていう、そういう対策を打っている現実があるわけです。

実際、喜界町では4,000万円集まりましたが、私が思うのは、今の職員の担当者はすごい頑張ってますし、補助職員にいる臨時の職員さん、現在2名でやってますけども、これが件数が増えてくるとキャパオーバーになってしまって、負担が大きくなるわけです。

300万円集まったころ、2008年ですから結構前ですけども、徐々に右肩に上がっているんであれば、確実に増員しなければならなくなりますし、町がどういう認識を持っていくかで、ふるさと納税を意識して仕事に向かうことができるのかというのが大事になってきますので、ぜひ、次の質問なんですけども、現在の担当者の増員は可能か、そしてふるさと納税が駆け込む月、これを10月から12月って言うてるんですけども、これは、12月31日までが締め日で、3月の確定申告を寄附をした人はやりますから、この時期に特に駆け込むと思うんですけども、増員はできないか、御答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

まず現在の職員配置についてお伝えをいたしたいと思っております。現在兼務の職員と臨時職員の

2名で、ふるさと納税を担当しております。毎年10月から12月にかけて寄附件数が増えて、今年度は昨年度と比べて、取扱件数が2.5倍、平成31年度が1,866件、その前の平成30年度が742件でありました。それに伴い事務処理時間も増えているのは事実でございます。

ただ、その他の月については多少余裕がございます。その間に、新規の事業者の掘り起こしですとか、あるいは新商品の相談、それからホームページの写真撮り、また事業者との意見交換・調整等を行っているところでございます。

担当職員の増員についてでございますけども、新年度からは行政改革によりチーム制に移行いたします。他の職員も、システムを協議しながらフォローする体制を整えていきたいと考えております。その上で今後、寄附額が大幅に増えることがあれば改めて検討したいというふうを考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

チーム制を考えているということで、4月から課も変わってきますし、企画課も変わってくると思うんですけども、課が変わるチーム制は、これは例えば、ふるさと納税ではなくて、いろんな業務をやりながらこのふるさと納税もやるという解釈でよろしいですか。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

企画観光課で来年度から、企画調整のグループと、それから観光物産のグループの二つに分かれます。その観光物産の中でチーム制をとってフォローしていきたいというふうに考えております。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

もう一つ聞きたいんですけども、課長も認識があると思いますが、やはり10月、11月、12月、これは相当駆け込むんですけど、今現在では多分僕は対応できないと思ってます。その点について、来年度、10月、12月は、もし対応ができなくなったら増員するっていうことでよろしいですか。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

確実に増員するという事は述べておりません。

○5番（峰山恵喜光君）

わからない。

○企画観光課長（富 充弘君）

実際に返礼品がどのくらい出るのか。各自治体を見ますと、やっぱり海産物とか、肉で

あるとか、果物、そういったものが豊富にあるところはやはり伸びてるわけですね。我々のところは供給量がそこまでありませんので、どの程度伸びるかというのは、今後まだ慎重に見ていかなければいけなくて、今のところは、増員の検討はいたしますけれども、約束はできません。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

ありがとうございます。

今年度の実績で4,000万集まっていますんで、ぜひ検討していただくという答えをいただきますから、事務員の負担が、これは相当な数になってきますから、対応ができてきますんで、それは町にまた考えていただいて、そのときには、増員していただきたいと思います。

ちなみに本町は4,000万ですけど、徳之島町は6億5,000万円集めたということで、僕は担当者に電話して聞いたんですね。そしたら、徳之島町ですけども、職員が専属で3名、臨時職員3名の6名体制で業務を行っている。先ほど課長があいてる時間が暇になるっていう不安があると。それは僕もわかるんですけども、そのあいている時間に実は作戦を練ることができて、専属でやることにプラスになる、意味があると私は本当に思っています、ぜひ本町も、もういつまで続くかわからない制度ではあるんですけども、ここにチャンスがあるんだっていうことを認識していただいて業務に当たっていただきたいと。

徳之島には3町ありますが、徳之島町が一つずつ抜けて上がってます。それによって伊仙町、天城町と。天城町も今回、4月から、もう専属を入れるというような動きが調べていくとわかってきました。

今、私は奄美群島の話をしてますけど、鹿児島県に目に向ければまた違うやり方をやっていますし、全国でいけばまた違う工夫をして、やっぱり昔の自治体と違って、行政が稼ぎに依っているとこのような認識を私は持っています、町もその考えを持って行動していただけたらと思います。

和泊の事例なんですけども、職員が兼務で担当してます。どうしても職員の業務じゃできない場合がある。そういったときにどうするかというと、業務委託っていうことも選択肢に入れる可能性があるんです。本町はJTBに加入してませんので……。「ふるぽ」っていうサイトがありますけども、ぜひ、そういうやり方、いろんな選択の可能性が無限にありますんで、いろいろ工夫してやっていただきたいと思います。

やっぱり窓口の担当者の力量次第で全然違います。できれば、町長が「よしこれをやるぞ」って言うてくれたら、議会のメンバー12名で、よくふるさと納税の話をするんですけど、議会メンバーからは、頑張ってもらいたい、ちょっと前のめりに頑張ってもらいたいという話があります。

○議長（外内千里君）

町長、川島健夫君。

○町長（川島健夫君）

貴重な御提言ですが、私はその必要性をあんまり感じてません。というのは、喜界島は、非常に珍しい花良治みかんとかゴマとかあります。ですけど、私が夏冬お歳暮を出すのに非常に

困る島なんです。制約があって、なかなか手に入らない。僕は喜界島の最大の特徴は、そういう非常に希少な珍しい貴重品はある割に、外に出すほどのものがないということで、私は人数を増やしても……。だから皆さんから、こういうのも扱ったらどうかといっても、クルマエビもなかなか手に入りませんからね。頑張っていたきたいんですが。

そういうことで、喜界島であと何があるか。さっき課長も言いましたように、肉とか果物とか、そういうのが非常に出るらしいんですけど、島ではなかなか……。ほかにありますか。ぜひそれを教えていただきたい。

今のところは、職員を増やしてもその知恵がどっから出てくるかなど。皆さんからアイデアでこういうのもあるよというのが出たら、そのときに体制を考えてみようかと。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

まさか町長からそういう答弁をいただくと思ってなかったんですけど、僕はそうは思ってないですよ、町長。素材は相当いいのそろってます。もちろん花良治みかんもそうですけど、何が言いたいかっていうと、この後の質問にあります。

やっぱり、その素材をどう今後使うかっていうことなんです。確かに喜界島は物が少ないかもしれない。でもそれを言ってしまったら、島の特産品がないっていうことは島の魅力がないって言うのと一緒であって、だからみんなで考えなきゃいけないということ、僕は強く思ってるんですけど。

クルマエビで例えるならまだまだキャパあります。

[「量がないよ」と呼ぶ者あり]

○5番（峰山恵喜光君）

いや、あります。はっきりふるさと納税でいくと、10分の1に満たないです、量としては。だからまだまだ出せる。それはマンゴーもそうです。

徳之島が6億5,000万集めたって言ったら、喜界島よりも魅力があるからですか。僕はそうは全然思ってないですよ。

やっぱり工夫して、何とか肉用牛出そうとか。今、本町もやってますけども、やっぱりやり方っていうのはいろいろ方策がありますから、それをしっかりこの行政の中でも考えて。もちろん、民間もですね、私も今ここで質問しているように提案していきますけど、フットワークを軽く、物があるんだったら頑張っていってという意見を町長から今いただきましたので、これはすごい前向きな意見ですから今後頑張れますし、もちろん喜界町であっても、1億、2億……。

町長が26年の最初の一般質問したときにこれは寄附だよっていうことを僕に教えてくれました。それはそうなんです。ただこのふるさと納税の、寄附だけでも、実際制度がこういう活用があるっていうことをしっかり考えて行政は動かないといけないということを強くここで言うておきたいと思います。

次に、2番移らせていただきます。

これが、先ほどのこの後の提案につながるんですけども、島出身者や、観光客には航空券、そしてまた宿泊への需要がある。返礼品として考えられないか。これは以前も私は質問で入れてます。ぜひ、当局がどう思ってるのかお聞かせいただきたい。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

お答えいたします。

郡内では徳之島町が、幾つかの航空路線、それからまた航路を返礼品としてサイトに掲載しております。返礼品の数も約300種類と、先ほどもからも、峰山議員がおっしゃってるように、徳之島町は郡内で特にふるさと納税に力を入れております。

本町でそれが可能かどうか、一応旅行代理店のほうにも確認したところ、船便については、喜界発の便であれば、喜界—奄美、喜界—鹿児島については、可能であるということです。逆に向こうからの便については、他の市町村と旅行代理店との協議が必要とのことでありました。

航空便については、オープン券として、これ旅行代理店ですけども、発行可能ということでもあります。

宿泊券についてなんですけど、これについては、ホテルによって意見が分かれています、できないというところもあれば、できますというところもありますので、その辺はまた、意見を集約しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

航空券っていうのをなぜ私が提案したかといいますと、島を出て、大阪なり東京なり福岡なり行きます。島に帰りたくても、家計の問題で旅費がすごい高いんですよ。帰りたくても帰ってこれない出身の方がいる。そして喜界島の立地からしますと、東京から来るのにも奄美を乗り継がなきゃいけない。そうすると、観光客、よく町長が言いますけど喜界島に来るお客さんというのは、いいお客さんが多い。それはなぜか、お金をかけてでも来る人がある。所得の高い人は喜界島も選択肢に入れます。でも、もしかしたら、そうじゃなくて喜界島に来たいっていう人もいますし、先ほど課長から答弁いただきました、徳之島町がやっていると。

今年度は、私も調べたら、奄美市であったり、和泊であったり、与論だったり、こういう認識を持って取り組んでいる自治体というのは、航空券を検討しているというか、もう実行してまんですけども。需要がある、ほかの市町村がやってるいい取り組みというのは、本町でもまねできるわけですので、今後、島の出身者のためにもなりますし、これから観光客を集めるっていう話であれば、ふるさと納税での返礼品に航空券を入れるべきだと私は思います。

それで、情報がすごい早くなってまして、私がきのうこの質問をする準備をしていましたら、JALのホームページであったり、ANAのホームページから行けますよっていう案内も、もう出しています。これを国が認めてなければ私はここまで強く言いませんけども、可能性があるなら早く、町長が返礼品になるものがあるのであればっていうのであれば、ぜひこれにトラ

イして解決していただけたらということをお願いいたします。

次にいきます。

3番ですが、成功している自治体へ職員を研修させることはできないか、お尋ねいたします。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

お答えいたします。

毎年、ふるさと納税関係では担当者の会議が開催されております。その際に他の市町村との情報交換を行っているところでもあります。また、ふるさと納税システムの民間会社がございまして、そこでも担当者会議があるんですが、その中で、全国でも、納税額の多い市町村の講演会というのもありますので、現在のところは特別な研修会というのには考えておりませんが、日程の都合がつけば、出張の際にあわせて、1日延ばして予算の範囲内で視察を行うなど、工夫したいと思います。

以上です。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

ぜひ、鹿児島に出張行ったとか、奄美群島回る機会がありましたら、町長のほうから、ふるさと納税見てきてくれって言うだけでも、僕はその担当職員の人材育成にもつながると思うんですよ。それぞれの市町村で困ってることというのは違いますけど、いろんな課題が聞けて、こういう取り組みしてるんだと。その若い職員、今の担当者もすごいやる気ありますし、臨時職員さんも頑張ってます。トップが、出張の際に入れて行っていただきたいと思います。

この当初予算で、私見ましたら、旅費の28万円っていうのが上がってるんですけども、費用対効果として投資効果がある、勉強ができるっていうのであれば、まだまだ予算をつけても僕はいいと思うんです。ぜひ、そういう認識で進めほしいということをお願いいたします。

ちょっと次に移らせていただきます。大きい2番に移らせていただきます。

次は、ふるさと寄附基金についてお尋ねいたします。

これは、1番と2番と一緒に質問したいんですけども、議長よろしいですか。

○議長（外内千里君）

はい、どうぞ。

○5番（峰山恵喜光君）

まず、寄附残高、寄附金の基金の残高は幾らか。

そして2番なんですけども、これが、私が一番ふるさと納税にこだわっている一つの理由なのでここが一番重要なんですけども、使い道について伺います。現在はこの基金の使い道というのは小中高生の入学代金で、大変ありがたいです。この子育て支援の使い道を拡充することは可能かお尋ねいたします。

子育て支援って書いてますけど、妊婦さんも子育て支援ということで解釈いただければ。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

お答えいたします。

現在の基金残高でございますが、5,959万9,000円、約6,000万ほどございます。

それから、寄附基金の使い道についてでございますが、町の財政を預かる立場からすれば貴重な財源の一つであるということは今さら申し上げるまでもございませぬが、ふるさと寄附基金の条例では、その目的について、喜界町の環境の保全に関する事業、喜界町の振興に関する事業、その他目的達成のために町長が必要と認める事業とうたわれております。

議員がおっしゃるように、寄附基金を活用した事業はただいま入学祝い金だけでございますが、新たな使い道がないか関係担当課と協議を進めているところでございます。寄附者の御好意を受けとめながら、使い道も、皆さんに理解を得られるように御提案を、峰山議員から、今、具体的な御提案もございましたけれども、そこも含めて、関係各課と協議をしながら有効な使い道を増やしていければと思っております。

ただ、各担当課との話をする中で、いろいろ国とか県の補助事業の絡みであったり、それから、寄附金が充当する事業の中での対象者の公平性とか、そういうこともございますので、関係課のそういった意見も尊重しながら、これから詰めて総合的に考えていきたいと思っております。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

この基金、予算編成委員会もあると思うんですけども、ふるさと納税のこの基金を使いたいという、この各課の課長会なり話し合いがあると思うんですけども、もし何かこういうのに補助したいという話し合いの中で、こういう案が出たというのがあれば教えていただきたいんですけど、具体的に。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

予算の使い道について、今おっしゃった財源にふるさと寄附基金を活用しての事業に特化したヒアリングというのは行っておりませんが、毎年その予算査定の中で、そういった話は出ますし、例えば、全国的な使い道とかを見ますと、やはり議員がおっしゃるように子育て支援とかあります。それから、先ほど来出てますように寄附金の規模にもよります。規模によっては、そういったハード事業であったりとかをやっているところもありますけど、これからは、やはり基本的にはソフト事業だと思っております。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

ありがとうございます。

ここで私、提案したいんですけども、私8年、議員やっております、今回施政方針で町長

がおっしゃっておいりました、人口減少がとめられない、そこの問題がもう一番最大の課題だということをおっしゃっておいりました。私もその認識は一緒に、今ここにいる議場の皆さんもみんな一緒にだと思ひます。

そこで、子育て支援と言ひましたけども、一つ、焦点、フォーカスを当てるとしたら、僕は妊婦健診という、妊婦さんの助成っていうのを考えたいと今この議場で思ひんです。お母さんの方々、妊婦の方々、僕が議員やっけてよく言われることが、確かに喜界町っていうのは、率先して子育て支援策を打っけておいります。でも、妊婦、私もここに書いてあるんですが、出産の際の旅費はもちろん出ます。宿泊費なんです。ここの宿泊費の部分が、妊婦支援の条例っていうのが私の手元にあるんですが、平成27年の4月1日から施行ということは平成27年からは、この妊婦さんに関しては変わってないっていう現実がありまして、この中で、僕が本当に一つ推したいというのは、出産のときに、1泊3,000円支給する、これが大体31日分というのがあるんです。最初定期健診に行くときは5,000円なんです。そして、出産で子供を産みに行きます、そこに対して1カ月つけますっていうのがあるんですが、所得の高い世帯の出産の人っていうのはそこまでお金は考えないと思ひんですが、そうじゃないお母さん、妊婦さんというの、どうしてもこの出産の3,000円で足が出ると、今。命がけで出産をしに行っけていけるのにもかかわらず、お金のことを考えで出産するというのは僕は本当にいかなもんかと思ひんです。ぜひ、今、ウイークリー代、ホテル代の3,000円ってなっけてますけども、3,000円で泊まれるけれども、そこには食費だったり、1カ月待機して待つ、ここを拡充する必要があると思っけてるんですが、保健福祉課長の見解を尋ねたいと思ひます。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

峰山議員の出産の宿泊費についてお答えいたします。

当初27年度4月から、この条例は施行されておいります。その中で1泊、出産の宿泊時、31日分を限度として3,000円が上限となっけておいります。その当初は、ウイークリーで長期間滞するということで、その相場等を検討いたしまして3,000円が上限ということで設定をしたわけでございますが、現在の物価とか、宿泊施設の相場とか、そういうことを考えた場合に、少し検討することが必要かなということも課内でも検討しているところですので、今後、もう少し上げられるかなということも検討していきたいと思っけておいります。

以上です。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

ぜひ検討していただきたいと思ひます。

私も子供が4人おまして、ある妊婦のお母さんから、峰山さんは出産に立ち会っけてのっけてという話をされたんです。私4年で4人子供生まれまして、妻は鹿児島で出産しました。9月と12月議会とかぶっけて、1度も立ち会っけてないんです。この議場の中を見ましても、女性2人。男性陣にはですね、妊婦さんの気持ちっていうのはちょっと薄い。私もその人に言われて初め

てはっとしたんですね。私も、嫁は大事にしていますけども、そこまで考えてなかったなっていうのがありまして。その人が言うのは、命がけで出産しに行く。いろんな不安があるわけです、1カ月待機して。ましてや子育て中の奥さんが出産しに行くときというのは、島に残ってる子供たちのことも考えてますし、この精神的不安を少しでも軽減することが大事になってきます。

何でここまで強く私がこれにこだわっているかという、本町が島で出産できるのであれば、そういうことは考えませんが、どうしても、奄美だったり、鹿児島に出産をしに行きますんで、ぜひ課でもんでいただいて。今、基金が積まれています。そうすれば私は、ふるさと納税をもうちょい頑張ろうとか、何かつながってくると思うんで、ぜひ、この点についてですね。そのほかにもいろいろあります。遠征費だとかいろいろありますけども、まずは、私は妊婦さんというところの助成を拡充してほしいというのを、きょうここでは一番強く言っていきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして3番ですね。使い道なんですけども、先ほど町長が、加工品が少ないんじゃないかっていうところが、これにつながってくると思います。

加工品のパッケージデザイン、そしてプロのカメラマンによる写真撮影の助成はできないか。また、新商品開発など加工品に係る費用を町として。以前も、新商品開発については町が補助をしてやった結果もありますんで、その点について、またお答えいただければと思います。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

お答えいたします。

プロのカメラマンによる写真撮影の助成についてですけども、各自治体のふるさと納税のサイトを見ますと、商品によってプロが作成された写真があるようです。特に肉とか魚、果物、そういった写真でやっぱりプロとアマの違いが出るようです。

助成についてですけども、ふるさと納税の全出展者がプロのカメラマンの撮影を希望しているのか、また一部の出店者や商品だけに助成をするというのは公平性を欠きますので、供給量とのバランスとか、あるいは費用対効果、この辺も勘案した協議が必要ではないかというふうに思います。

それから、パッケージデザインや新商品の開発についてでございますけども、これまでも地方創生事業、あるいは広域事務組合の事業でデザインの相談会とか、それから助成事業も実施しております。その事業を活用したり、その他の事業があれば、助成事業があれば、事業者へ周知をいたしますので、ふるさと納税ということではなくて、そちらのほうを活用していただければと思います。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

ぜひ、このパッケージデザイン、そしてプロのカメラマン。なぜこれにこだわるかという、

喜界町にも4,000万というのが集まりましたが、寄附をしていただいている人というのは、先ほど言ったクルマエビもそうですけども、全国にクルマエビはあります。なぜ喜界町のクルマエビを選んだかっていうところとか。

焼酎が一番、今、喜界町で、実績がありますけども、以前の写真はちょっと見た目がよろしくなかった。でもやっぱり担当者が創意工夫して、一本道の坂道を背景にした写真を撮ったんですよ。それで2社セット売りしているこの焼酎というのはすごい売り上げが伸びてまして、ぜひ、この4,000万円集まった寄附の実態を調査していただいて今後に向けて行ってほしいんですけども。

そこでちょっと課長にお尋ねしたいのが、私は28年に質問しましたときに事業所の説明会をぜひ開いてくれって言ったのはそういうことで、まだほかに眠ってる事業所もたくさんいると思うんですよ。周知させるためにそういう説明会を今後開いてほしいんですけども、その点についてどうでしょう。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

私に来てから、一度役場のほうでやったことがございます。

今、峰山議員からもありましたように、うちの返礼品の約50%は焼酎でございます。ほかにも最近ではざらめを入れたり、トマトをお願いしたりタンカンをお願いしたりと、農家回りとかもやっております。確かにまだ眠っている特産品もあると思います。ただ一つ、先ほども言いましたけどやっぱ量ですね。量を何とか確保しないとなかなか出ない。限定30個というような形でいつも果物は出しておりますので、そこを何とか農家と、あるいは担当課とも協議しながら伸ばしていければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

ありがとうございます。

ぜひ、そのほうも進めていただいて、伸ばしていただけたらと思います。

最後ですが、企業版ふるさと納税についてお伺いいたします。濟いません、通告書に私は、島出身者と書いていますけども、島出身者じゃなくてもいいので、ここはちょっと。通告書に出していますけども、全国の企業に向けて、今後、企業版ふるさと納税も検討する必要があるか、伺います。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

企業版ふるさと納税は企業の皆様が寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取り組みを応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。企業側には社会貢献、自治体とのパートナーシップの構築、地域資源を生かした新事業展開などのメリットがございます。

令和2年度からは、企業の税額控除割合が6割から9割に、また認定手続も簡素化され、地方経済の活性化を後押しする事業に民間資金を流れやすくする狙いがあるようでございます。

ただ、2018年度の企業版のふるさと納税の寄附額というのが34億円でございます。個人版のふるさと納税の寄附額5,127億円を大きく下回ります。自治体が企業訪問を重ねても予算の予定金額が集まらなかったりといったケースもあるようでございます。今回の改正で寄附企業が増えるかどうかまだ不透明だと思います。

町では今現在、次期地方創生計画を作成中です。ですので、その中で、企業版のふるさと納税を活用した事業の可能性を探るとともに、ほかの自治体のプロジェクト、あるいは動向も参考にしながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（外内千里君）

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

課長から説明がありましたように、私も企業版ふるさと納税を調べさせていただきました。来月の4月1日から、先ほども説明がありましたように税制改正が行われまして、税額控除を含め寄附額の9割が負担軽減すると、実際の自己負担というのが1割ってということになります。1,000万をの寄附をして、企業は100万で寄附をしたことと同じということになるんですけども、課長がお答えしたように、企業版ふるさと納税って以前からあったんですけど、そこまで浸透してなかったんですよ。私は、9割の負担軽減ということで、必ずこれは伸びてくるものだと思います。

奄美群島を見渡しましたら、今これに奄美市が登録しておりまして、先ほど課長がおっしゃいましたように、地方創生、私もそう思います。企業版ふるさと納税をするためには、役場で地域再生計画っていうのを作成することが条件になってるわけでありまして。それを国に提出して内閣府の認定を受けて初めてつながるんですけども、私はこの地域再生計画で喜界町だったら何がいいのかなというのを考えました。

提案という形になると思いますが、例えば、町長も検討した話なんですけども、これも出産なんですけど、奄美市に出産する際の宿泊場を建設したらどうかっていうのを町長が、広域の中で、島で出産ができない、奄美市に出産する方も多いで、他の市町村に声をかけて奄美市の中に宿泊場をつくる、そこで待機することはできないかということをおっしゃいました。そしたら喜界町しか手を挙げなかったっていう寂しい現実があるわけです。

そこで、このふるさと納税のこの企業版を使って、喜界町の……。与論が、沖縄のほうにクラウドファンディングで、今こういう形をとっています。与論は与論でやってもらっていいんですけど、やっぱ喜界町のネックな部分というのは町長も一緒であるわけですから、ぜひこれは、提案なんですけど、課のほうでもんでいただいて、それに賛同してくれる企業を。もちろん島の出身者もそうです。子育てについては一番わかっていますから、ぜひ、宿泊場を計画に入れてということが言いたいんですけども。

ほかにもまだあると思います。課のほうでしっかりもんでいただいて。どうしても、さっきも強く言ってますけども、やっぱ喜界島では出産ができませんから、そういった意味での補助

というか、そのチャンスが、このふるさと納税にあるということをごでお伝えしたいと思います。

最後に、私、もう締めの方なんですけども、思いをちょっと語りたいと思います。

これからの自治体は、最初にも述べましたように、もう稼げる自治体にならなければならないと私は思います。本町の現在の自主財源というのは、約10億円です。その中で、税の徴収額ってというのは皆さん知ってると思うんですけども、約5億円なんです。現在ふるさと納税は4,000万円あります。私はこれは、町長も難しいと思ってるかもしれませんが、もちろん民間も頑張りますが、町サイドの頑張り次第でやっぱり1億、2億、可能性はあると思います。そうすれば、町税の約2割を占めるんですが、そのチャンスは、もう本当に目の前に来てます。来年度に向けて本当に1億いく可能性もあります。ですけども、そういうチャンスが来てても、前のめりに準備、またその仕掛けをしなければ、かなうことはありません。

本町が裕福で交付税に頼らなくてもいい自治体であれば、私はこんなことは絶対言いませんし、やらなくてもいいと思います。ですけども、やっぱり厳しいわけです。だから、町の収税額が決まってる、じゃあどこで稼ぐかっていう認識が変わって、稼ぐって言い方おかしいんですけども、変える必要があると思います。

今回質問するに当たって、現在の状況を全国から片っ端から、私、情報を拾いまして、奄美群島の情報も集めました。序盤でも述べましたとおり、徳之島町が3万件集めて6億3,000万っていうのを聞いて本当に驚いたんですけども、基金については5億円近くなっているという現実があります。

僕、5年前にこのふるさと納税の質問をした際に、当局に目標額は幾らかっていうのを聞いたんです。そのとき、2割増の1,200万っていう回答が返ってきました。5年、6年経過した今、4,000万円近いふるさと納税が集まっているとは、多分そのときみんな思ってなかったと思うんですよ。この結果っていうのは、間違ったらいけませんけども、やっぱり企画課の頑張りであったり、もちろん担当職員の努力の結果であります。ですけども、やっぱりほかの市町村を見たら、まだまだ喜べる数字ではありません。次の対策を絶対的に立てるべきだと思います。

令和2年度の一般会計予算書で、ふるさと寄附金の収入残高が2,500万でした。これは目標額……。私4,000万売り上げるのであれば、せめて4,000万を載せて欲しかったっていう思いがあるんですけども、ぜひ認識を変えていただきたいという思いです。

やっぱり、寄附金という認識はそうなんです。当たり前なんですけども、これが島のPRになる、稼げる材料というのはおかしいんですけども、その可能性があるということをお考えれば、財政状況が厳しくても、単独事業で町民のニーズに必ず応えられると思うんです。この頑張った結果が絶対的に、私は本当に強く言いますが、必ず喜界町の糧になって、底上げになると本当に思ってます。

町長がおっしゃいました、品がないんだと。ですけども町がバックアップして特産品を増やしていくってこの強い思いが、これから、観光に向けてますけども、いろんな観光客の方にも喜んでもらえますし、喜界町は世界遺産に登録されませんが、間違いなく奄美には人が集まってくるので、その準備がこのふるさと納税を使ってできるんだと思います。

集まった寄附金で、町民の困ったことに手助けできて、町が潤って、町民が潤い、そして寄附をしていただいた方にも喜んでもらえる制度でありますので、ぜひ、私も頑張りますし、また提案もしたいですし、全員で盛り上げて町の発展につながればと思ひまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（外内千里君）

これで峰山恵喜光君の一般質問を終わります。

続いて町道の整備について、幸 一美君の発言を許可します。幸 一美君。

[幸 一美君登壇]

○7番（幸 一美君）

峰山議員に引き続き一般質問申し上げます。

今回は、町道の整備について1件だけお伺いいたします。

本町の道路も100%近いほど舗装が完了しているようですが、湾、荒木地区にまだまだ舗装されていない場所がございます。道路というのは、日常的に人的な往来の利便性、そしてまた安全面の向上、それから災害時において避難リスクの軽減、経済活動における物流の促進という、重要な役割を果たしております。しかしながら、この道路が舗装されていないということで、水たまりをつくったり、そして通行を妨げたりして、さらには段差をつくり、高齢者や障がい者の方々のつまずき転倒などを招くなど、また、自動車、自転車等に危険を帯びているわけでありまして。さらには、土砂の流入により排水溝の機能不全や、ひいては、衛生面への影響も懸念されるところでございます。

このような状況を打開するためにも、一日も早い工事復旧を望むわけでありまして、これまで工事着工に至らなかった問題点は何だったのか。また今後、このまま問題をどのように対応していけるか。明快な回答を求めます。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

幸議員の質問にお答えいたします。

幸議員の質問については、集落内の道路の件だと認識しておりますので、回答したいと思います。

集落内の未舗装道路については、集落からの要望を受けて、担当職員が現地調査を行い、危険性、緊急性などを考慮し、優先順位を決め整備を行っています。水たまり等ができて通行に支障を来してる場合については、応急的に、整地作業を行い、人が通れるように、現在も行っているところであります。

また、現在は、地方改善施設整備事業を活用して、二、三カ所ずつの道路を舗装及び水路を設置しております。今後も、地方改善施設整備事業等を活用して対応していく方針であります。

以上です。

○議長（外内千里君）

幸 一美君。

○7番（幸 一美君）

今、町道のほうは、民間の方が水たまりに重機を持ってきて、そこを埋めて、皆さんに通行していただいている。昔は機械課という課がありまして、相当機動力を発揮して、コーラルを持ってきて、そういった補修をしていたんですけども、最近これがなくなりましたもんですから、区長とか我々がこうやって質問しないと、なかなか落ちが明かないということです。恐らく集落からも言っていると思うんですけども、港住宅前の10メートル道路も、10年がかりで行政が舗装されたってということで、なかなか着工に難しい点があると思うんですけど、ただ問題は、工事カ所が分散しますと、結局は工事業者が、またがって工事しなくちゃならないということになってくると思うんです。そうしますとやはり、これは手作業じゃないですから、重機の移動とかに大変負担かかると思うんです。ですから、今後はこういったことのないように、やっぱり工事発注の段階でしっかりとその辺も情報入れて発注していただきたいと思うんですが、今後、その辺をどうお考えになりますか。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

今の質問にお答えします。

現在も地方改善施設整備事業等では、1路線を末端まで行っております。過去に、若干終点のほうは、未舗装で残してある部分が2カ所ぐらいあります。それは、いろいろ土地の境界等の問題がありまして、その当時にできなかった分であります。現在1路線を完成させるようにしております。

○議長（外内千里君）

幸 一美君。

○7番（幸 一美君）

コンクリートの舗装ですと、一流メーカーから出荷できるんですけども、やはり、アスファルトの場合ですと少量の出荷がなかなか難しいんですよ。そうしますと、小さいところの1カ所だけをやるっていうわけにはいかないんですよ。ですから、その辺を今後発注段階において、こういったことにならないように、ぜひそれはもう慎重に検討していただいて、今後の検討課題として要望させていただきますけど、これからもいろんな工事が出るとは思いますけど、こういったことのないようにそれを要望して、一応質問を終わりますけども、優先順位もあるでしょうけど、港のあの辺も、その1点だけなんです。人通りも多いです。住宅がこれから10棟建ちますと50の世帯が入るわけですよ。この方々がしょっちゅう通るわけですから、その辺はぜひ検討いただいて、早急な着工をお願いして、質問を終わります。

○議長（外内千里君）

これで、幸 一美君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時45分

○議長（外内千里君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

防災対策についてほか1件、野間弘也君の発言を許可します。

野間弘也君。

[野間弘也君登壇]

○2番（野間弘也君）

ただいま黙祷をささげましたが、くしくも9年前のきょう、東日本大震災があったきょう、本町においての防災対策について質問することになりました。災害に見舞われた方が、今後、全国でそういう目に遭わないように願ってほしいと思いますので、私はその備えをしっかりとするためにも、しっかり議論をして、柱をつくる立場として、今後、しっかり、これから迎える梅雨時期、台風襲来時期に備えていかなければならないと思っております。

本町では、平成28年の大雨、29年の台風被害で甚大な被害に見舞われました。昨年は台風被害もなく安堵するところでしたが、全国で千葉県を中心に、台風15号、19号の襲来で大きな被害がありました。毎年どこかで、災害、被害が起きております。自然現象ですので、避けては通れませんが、そのため、いざというときの備えをすること、また、近年の災害は想定外ということはよく聞きますが、そのための備えをしっかりとすることが大事だと思っております。

最近の想定外の原因としましては、地球温暖化による現象、またCO₂の増加、海洋ごみ、さまざまな問題が原因であると思っております。その多くは私たちが原因にあると思っております。防災の備えと地球を大切にす環境問題は、私は同時に考えていかなければならないと考えております。

そのことから、防災対策と環境問題について通告書に沿って質問いたします。

前文でも述べましたが、近年増加している勢力の強い台風や記録的な大雨など、これまでの防災対策の見直しを考えなければなりません。28年、29年の災害の復旧に当たっては、町当局の迅速な対応、現場の復旧に尽力されました建設会社や、関係機関、関係者の皆様が苦勞されながら、取り組んでいただいたことに敬意と感謝を申し上げます。

それでは、質問いたします。その中で、一昨年の大雨被害を受け、見直しがされ、復旧された内容について、水路の幅員などについて伺いたいと思っております。お願いします。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

野間議員の質問にお答えします。

議員さんのおっしゃるとおり、一昨年に発生した災害については、道路、河川の災害がありまして、その復旧も平成30年度に全て完了しております。なお復旧に対しては、原形復旧が基本ですので、今回は水路の断面等の見直しを行って復旧した実績はありませんでした。

以上です。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

私のほうから農業振興課に関連する取り組みについてお答えいたします。

見直しがされ復旧された内容について何うということでしたが、一昨年のもう豪雨災害では、農地農業用施設におきましても甚大な被害が発生したところでございます。そのときの災害復旧につきましては、農地農業用施設災害復旧事業を活用したもので、この事業の目的が、ただいま建設課課長からも答弁がありましたが、我々も、原形復旧が基本となっております、機能向上を目的としていないことから、御質問の見直しに当たる復旧にということには当てはまらないものと考えております。

ただ、災害防止対策としまして、町単独事業による道路側溝の設置を行い、雨水流末の分散を図ったり、水止りサークル活動による水路にたまった土砂揚げ等の環境整備を実施するなどして、農地や農道等の冠水防止を図っているところでございます。

そのほか、日ごろからため池の水位調整を実施することにより、大量の雨水が一気に流出しないなど、防止対策を講じております。これからもこれらにつきましては今後も継続して実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

ありがとうございました。

予算上、また早期に復旧、全体をとということになれば、やっぱり原形の復旧という形になってくるのも理解はもちろんできます。またこの場合ですと、建設課サイドの問題と農業振興課サイドの問題は、私は少し分けなければいけないのかなと思っております。

農業施設の普及に関してやっぱり、まず、原形で、作物がつかれるようにしていくのが基本だとは思いますが、建設課サイドの道路、水路の整備に当たっては、住民の安心安全というものにつながってきますので、まず、とりあえずしっかり現状使えるように整備をする。

次の質問になりますけれども、それからあの教訓を受けて、今後、やっぱり同じような被害に遭わないために、今後取り組みを絶対しないとけないと思っております。そこで、伺います。全体的に復旧完了しているという認識ですが、今後、その見直しを図って、備えての整備を行っていく箇所や内容があればお願いいたします。

○議長（外内千里君）

建設課長、加島英郎君。

○建設課長（加島英郎君）

御質問にお答えします。

現在は具体的に検討してるはところありませんが、2度にわたる豪雨は、住民に宅地の浸水や、道路の冠水等による不安と不便を強いた災害でありました。今後は町内全域で、住民が安全安心な暮らしが送れるような水路網の構築を検討していきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

2番目の、今後整備を検討している箇所や内容について伺うについてでございますが、農地関連事業では、令和2年度から新規事業として、県営農村地域防災・減災事業（喜界地区）におきまして、坂嶺、伊砂、早町の3地区におきまして排水路の整備、見直しを行っていく計画となっております。また、今後も災害に強い、総合的な防災・減災対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

ありがとうございます。

農業振興課サイドでは、これから見直しをされていくと、建設課サイドでは、検討しながら進めていくということですが、ここは、本当に集中して、知恵を出し合って。もちろん予算のかかることですが、あの大雨を経験すると、本当に怖いなというのを、私も喜界島育って37年ですが、親とか、祖父から聞いた話でも余りない経験でしたので、アンテナを張って、しっかり取り組んでいかなければならないと思いますので、しっかりまた検討していただきたいと思います。

それで、災害を最小限に食いとめるためにはもちろんハード面の整備、個々の準備が必要ですが、それでも、万が一、避難を余儀なくする災害が生じた際の対応について質問の2番目、お伺いしたいと思います。

町全体の避難箇所、そこでの食事や、お風呂の対応など、具体的な、内容について伺います。お願いします。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

町内の避難所の状況ですが、指定避難場は各公共施設と集落公民館含めて指定をしております、現在30カ所になります。

ただ、今、防災計画の見直し作業中でございます。来年度には完成する見込みでございますが、その中で多少の変更はあるかと思っております。順次、その避難場につきましても計画的に、防災事業を活用して、既存の施設を、機能強化ということで進めているところでございます。

災害の際、避難の状況でございますが、基本的に自主避難の段、自主避難についてはそれぞれ、食事等を準備をしていただくということになっておりますが、町のほうで避難準備情報、これは高齢者避難準備情報も含めますけれども、あと避難勧告、避難指示、などを発令した場合は、町のほうで避難場を開設しますので、そこで食料、それから水、マット等準備し、対応することになります。

それからお風呂というお話がありましたけど、今現在その避難場で、お風呂はございませんがシャワー施設を備えているところが、役場のコミュニティー施設、そこがシャワー1基、あと休養村管理センター、そこは男女別に複数、三つぐらいあったかと思っております。それからあと防災食育センターにも一つあるということで把握しております。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

喜界町で全体30カ所という認識でよろしいですね。

で、公民館などを含むというお話ですけども、大雨災害、台風となると、公民館でもいいのかなと思うんですけども、やはり津波災害となったときには、現在ある本町にある公民館、海沿いにある集落の公民館も多数あります。そこら辺の集落とのやりとりに関して、区長会等を使って、しっかりとした準備ができているのか、伺いたいと思います。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今、私のほうがあえて言わせていただいたその指定避難所、町が指定をする避難場については30カ所。で、今野間議員のほうからもそういう津波の際の起案ということでありましたけれども、その指定避難場は、そういった海沿いの場所は外してあります。まず津波の際は、基本的にはまず高台に逃げる。そこが基本でございますので、まず住民の皆さんにはそういった行動をとっていただくと。その上で、あと、日数的に長い時間を過ごさなければならないとかなったときには、今整備をしてる避難町のほうに移っていただいてそこで、対応するというのを想定しております。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

やっぱり集落民、特にお年寄りの方になると、いつも集まる公民館というのは行きやすい環境にあると思いますので、その認識を……。

喜界島の津波が起きたのがちょっと調べてありませんが、昔あったと。現代ではなかなか起きてないということで、東日本大震災とかの映像を見ると、怖いなと思っても、なかなか、実際喜界島に来たときに、住民の方がしっかり高台に避難できるかっていうのは、また別問題じゃないかなと思ってます。災害の種類によって、津波の場合は高台にしっかり逃げてくださいよというのは、また、私は集落、青年部とか、婦人会とかとも協議をしながら、そういう手助け、また、情報発信をしっかりと、分けて考えていかなければならないのかなと思ってますので、そこら辺もまた、今後検討しながら、住民説明というのをしっかりとやらなければならないのかなと思っております。

そこで、今ありましたように、今後、町民の方がよくやるんですけど、最近防災訓練をしませんよねという話が出てくるんですけども、これは私の個人的な意見なんですけども、防災訓練をしたからいいという話ではないと思います。私も研修会で、防災アドバイザーの奥村さんという方の防災、テレビでよく出演される方なんですけど、お話を聞いたら、今までの防災訓練は、正直少し無意味ですよと、実際に生き残るための訓練というのをしっかりとやらないといけないんですよっていう声を聞きました。そこで、形式的な訓練にならないような、生きるための訓練、もちろん避難もですけど、避難した後の避難場での生活も考えた訓練というのを

やっていかなければならないなどは思ってるんですけども。

一つは町全体でやっていくこと、もう一つは、これは私のほうの勝手な要望なんですけども、今喜界町で、例えば夏祭りだったりとか、いろんな行事をやってると思うんですけども、それで、人がそこに集まる場所で、例えば炊き出しの訓練イベントをちょっとやってみるとか、多くの人々が並ぶときに避難誘導訓練をしてみるとか、そういうのもやってみたらどうかなという思いなんですけども、その全体的な防災訓練も含めて今検討があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

避難訓練についてでございますが、議員がおっしゃるように私もまずはその実践的な訓練が第一だと思っております。ここ数年、実際、おっしゃったその大きな訓練というのは実施をしておりますが、個別に自主防災組織、そこを中心に頭上訓練とか、そういう形は、毎年ではございませんけれども実施をしております。来年度、いろいろ町の行事がありますので、なかなかその開きというのは難しいかと思いますが、早い段階で自主防災組織を中心とした訓練の一つ、もうそこは今準備を進めているところでございます。

それから、大きな訓練ということと言いますと、今年度、婦人会の皆さん方が中心になって、避難場での過ごし方というような形で、今おっしゃった炊き出しとか、そういう訓練も行っております。実際我々と一緒にという形で最初進めていたんですけど、最終的には、我々がサポートする側に回ってしまったんですが、町のそういう、おっしゃるいろんな団体もありますので、意識の高い団体のそういった活動には積極的に協力しながら、そういったイベントとかも含めて、そういった組み合わせというのはすごく有効だと思いますので、前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

課長、ありがとうございます。

やっぱり防災訓練をやっていかないといけないという認識は一緒で、しっかり準備もしてますよというお話の中で、ある方から言われたのが、町民の中でも、子供、私たちのような青年、婦人会のような女性の方々、年配の方々と分けて考えたほうがいいですよという話があつて。

前回大雨のときに、スクールバスで子供たちが帰る時間帯と重なったということで、これは私は全く責めてる意味ではなくて、バスで帰るときに、雨がちょっと厳しい中、連携がなかなかとれてない、そういう経験もない、その中で、子供たちにどう対応しているのかってところでそのままバスからおろしたという事例があつたという話がいろいろ出てると思うんですけども、そこでの今後の取り組みも多分やってると思います。なので、婦人部の方と訓練をするときに、災害があつたときに、その方々が実際そこにいれるのかっていう検証等。婦人会の方々が、そこにそれだけの人数が集まってしっかりした取り組みができるのか、そこに男性もまじるのか、子どももまじるのかっていう具体的な検証もしながら取り組んでいただければと

思っております。それが、生きるための、防災訓練じゃないかなと思っておりますのでお願いしたいと思います。

それで、次の質問なんですけども、災害が起きました、避難場がこういうふうにありますと。そのときに今度は、その中でも、周知。台風、大雨っていうのは、情報をつかみながら、あらかじめ大体準備ができると思います。地震津波というのは、今、南海トラフの話が出てますが、80%の確率で起こりますよという危機感情報は情報の中に入ってますけども、実際いつ起こるかわからない。その中で、突然起こった際に周知をどうするのか。その中で、農地で作業をしている方、特に今、サトウキビの刈り取りシーズンなんですけども、海沿いでハーベスターなどを使って作業している方たちへの周知をどういうふうに考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

地震、それから津波が発生したときの対応についてですが、まず、地震でも分けて考える必要があるかと思えます。

まず自分で揺れを感じた場合、それから、揺れは感じないんですけど遠くであって、津波の危険があるといったケースもあるかと思えます。そこで対応が変わってくるかと思うんですが、農作業に限らず、屋外にいる人に対しては、基本的に、防災無線の屋外スピーカー、それが一つの情報伝達手段になりますが、集落から離れていたりとか海岸線、今おっしゃったその海岸線などで聞こえない場所があるかと思えます。それから消防であったり役場の広報車を出してそこでカバーすることになるかと思えます。

それから、今の携帯、スマホの普及を考えますと、そういった機能の活用も有効だと思いますので、その辺も町民の皆さんにももう少し周知をしていかなければいけないかなと思っております。

今言った津波到達まで時間がある場合はそういった対応も可能なんですけど、先ほどの質問でもお答えしましたが、まず、地震があったらまず高台へ逃げるということを徹底していただきたいと、そういう意識づけを我々もまたこれから行っていきたいと思っております。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

課長がおっしゃいましたように、聞こえない場合に、消防だったり、当局の担当が海沿いを回るといって、知らせるっていう方法も、絶対的に大事なことですけども、防災に対する本の中にあつたのは、前は津波が15分で来た、そうすると、みんな大体15分はかかるんだという認識で逃げていたら、今回は5分で来てしまったという話で甚大な被害につながったという、実例もちょっと見ました。課長がおっしゃったように、来るスピードによって対応も違ってくると思いますので、まず町民の方々にしっかりした逃げるといって意識と、今の携帯電話で地震が来る少し前にアラームが鳴るといって、その辺も、私も農家としてそういう組合、協議会の中でも、ちょっと意識を張って、海沿いで仕事をしているときには、もしかしたらというときのためにそういう意識も張って、いってくださいよっていう、認識を持ってもらうような動きも必

要なのかなと思ってますので、協議しながらしっかり、そこら辺の検証もやっていかなければならないなと思っております。

先ほど来ありますけども、防災アドバイザーの山村武彦さんの言葉で、誰かがやるだろうは誰もやらないということがありまして、それが先ほどの、これぐらいだろうという勝手な、人の認識で、それが大きな被害になってしまうというような言葉がありますので、私たちが、今本当に来なければいいんですけど、来ないので、すぐすぐ来るわけじゃないのでなかなかこの緊張感というのは持ちたくもないですし、なかなか持てない部分もあるんですけども、やはり、こういう場を使いながらとか、またテレビ報道とかを見ながら、また改めて1回、緊張感を持ち続けて、いざというときに備え検討を、対策を、全体でやっていかなければならないと思っておりますので、今後また、意見交換しながら取り組んでいけたらなと思います。

それでは次に、環境問題のほうについて、質問を移らせていただきます。

世界中で議論がされて、取り組みが全世界に行われてますけれども、国全体の取り組みはもちろんです、各自治体、そして集落、個人等、小さい取り組みが必ず必要じゃないかなと考えております。

現在の喜界町のクリーンセンターですが、分別が、前よりも、各所定の箇所でされるようになりまして、整理整頓がすごくされてるなという思いで、私は思っております。各所定場所へごみを分別して出さないといけないので、利用される方々は多少不便を感じている部分もあるのかなとは思ったりもするんですけども、それはごみを出される方の一人一人が分別することによって、すごく小さいことなので、そうやって一人一人がやっていただくことで、センターの作業効率の向上にもつながると思っておりますので、今後も引き続き、今の整理整頓されたクリーンセンターの運営の継続をしていただけたらなと考えております。

そのクリーンセンター内で、今年度から、稼働しています。質問の1なんですけども、段ボールマテリアルリサイクルでの成果について、わかっていれば伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

お答えいたします。

焼却施設の負担軽減と資源のリサイクルを図るために、本年度から段ボールのリサイクルに着手いたしました。成果でございますが、234トンの段ボールを中間処理しております。

焼却ごみの削減量、燃料の削減がどの程度かにつきましては、期間が短いこと、平成30年度は、台風24号災害、平成29年度は、水害等がありまして、信頼できるデータが得られていない状況でございますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

クリーンセンター内に行きますと、入って左側に奥屋がありましてその中に圧縮された段ボ

ールが積み上げられて、ぱっと見ると、これだけのものが今まで燃やしたんだなと思うと、これを今現在再利用できる仕組みを何とかとっているところが、環境問題についてすごく取り組みが成功してるんじゃないかなと私の中で思うんですけども。

前回もこのごみ問題は質問させていただいてるんですけども、私は若さゆえに、やるなら一気にやらないかという思いはあったんですけども、秋田課長のほうから、やはり一つずつだというお話を伺って、現実やっぱりそうだなと思いました。やっぱ大きいことを言って、大きいことをやって大失敗するよりは、やっぱり確実に確実に積み重ねることが大事だなと思っております。これは、他の自治体の例なんですけども、ちょっと縁のある自治体なんですけども、二十数種類のごみの分別をして、なるべく燃やさない取り組みをしているという自治体が、実はもうやめましたと、全部燃やしますという自治体が出たんですよ。その理由は何かなと聞いたら、仕分けがしっかりできないので、実際に持ち込まれたごみをまた仕分けしないといけなくて、財政が逆に圧迫なったんだということでもたもとに戻しますという自治体もあるそうです。なので、やっぱりやるからにはしっかりした周知、やれることをしっかりやらないと、また、一歩下がってしまうということにもつながりますので、このマテリアルリサイクルがしっかり成功事例となってきたら、今後次だなというような思いで今いるところです。

その中で、前回からも議論されてますように、今後やっぱり生ごみの分別じゃないかなというふうに思っております、これから生ごみ処理に対しての検討があればお願いしたいと思います。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

議員おっしゃるようにごみの減量が一番のごみ対策であると考えております。特に、臭いの原因となる生ごみの減量の必要性を認識しております。

これまで広報紙やごみカレンダーで食べ切り、使い切り、水切りの3切り運動、宴会等で乾杯後30分は料理を楽しむ、お開き前の10分間はもう一度料理を楽しむ、3010運動の推奨を案内してきたところでございます。

これからはさらに、来年度からでございますけれども、各家庭からの生ごみ減量対策として、生ごみ処理機購入補助金制度を実施しまして、ごみの減量化につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

済いません、生ごみについては特別委員会の中でもこの話はさせてもらったんですけど、改めてまたこの場で町民へ向けてのアピールという思いで、改めて聞かせていただいたんですけども。

さっきの話ですけども、大きいことでまずやらずに、小さいこと、各家庭の生ごみを処理していきましょと。意識のある方に、補助を出してやっていって実証実験を行っていこうとい

うことで動き始めるというような流れになると思うんですけども、喜界島の場合は、大体、多くの家庭が隣に小さな、家庭菜園と言えはいんですかね、があつたりしますので、そこへ、生ごみを乾燥させて堆肥化して処理できるという、このゴールまで何とかつなげることができるのではないかなと思ってますので、ぜひまたこれから徐々に徐々に、生ごみの処理をしっかりとやっていければなと思っておりますのでまた、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、今、課長からもありましたように3010運動、ごみを処理するっていうのももちろん一つですけども、前提としてまずごみを出さないという運動が絶対的に大事になってくると思ひます。

そのことで、世界で、海洋プラスチックが世界でも問題視されているんですけども、その中でビニール袋、これはやはり風に飛ばされやすいという性質があるために、海に漂流しやすいという問題がありまして……。ここで済みません、問題移りますけど、環境省と通告書に書いてありますけど、実際は、環境省と経済産業省が取り組んでいる課題ということで、ことしの7月から、レジ袋の有料化を行うという動きが出ております。あくまでもこれは、小売り会社に対しては任意ですよという国の方針なんですけども、本町の対応と、また、小売店への周知っていうのは商工会も絡んでくる部分とは思うんですけども、町当局としてどうのお考えなのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（外内千里君）

住民課長、秋田達磨君。

○住民課長（秋田達磨君）

レジ袋の有料化が、ことし7月1日からスタートしますけれども、フィルムの厚さが50マイクロメートル以上のもの、海洋性分解性プラスチックの配合率が100%のもの、バイオマス素材の配合率が25%以上のものにつきましては、有料化の対象とはならないようでございます。

島内の大型事業所も有料化の方向で、検討しているようでございますので、町としましても、各小売店、町民の方々、エコバックの推奨も含めまして、有料化の周知を広報等で行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

ぜひ、この国の動向に沿って動いていくということですので、ぜひやっていただきたいんですけども、やっぱり私たち消費者側としても、その認識をしっかりと持って、なるべくレジ袋を使わないという方向で、意識を持っていかなければならないのかなと思っております。

今、国のほうでも実証実験をいろいろやってるようですけども、私も喜界島で、何か物を買うときにはなるべく使わないような癖をつけてるんですけども、買った後、すぐ車とか、家自体が近かったりするんですけども、ちょっと島外に出て宿泊せずにいるときに買い物とかすると、どうしても手に持って歩くのが、ちょっとうーんと思つてよく使つたりするんですけども、喜界島でも町民の方は徐々に徐々に少なくなっていくのかなと。ただ島外から来られた、職業柄こちらにこられた方とか、そういう方々はなかなか対応が難しくなってくるのかなと思うん

ですけれども、そこら辺もやっぱり有料化っていうことで、少し抑制ができるんじゃないかなと思ってますので、ぜひ進めていただきたいなと思っております。

質問の3番ですけれども、これまで、ごみの不法投棄、ポイ捨てが問題視されてきました。もちろんその解決も今後またしっかり取り組まなければならないんですけれども、先ほど来ありますけれども、今後、ごみを極力出さない働きも必要と考えております。

先ほどちょっと、答弁が一緒になる、3010連動とかそういうことになりますよね、ちょっと省略させていただいてもよろしいですか、議長。そのまま。

○議長（外内千里君）

はい。

○2番（野間弘也君）

このままいいですか。済いません。

○議長（外内千里君）

3番は省略っていうことで。

○2番（野間弘也君）

済いません、重複しますので、私はこれで。質問の3ですね。

○議長（外内千里君）

3番は省略っていうことで。

○2番（野間弘也君）

大変申しわけございません。

これで、最後の質問になるんですけれども、これも世界で取り組みが議論されています再生エネルギー。環境問題については必ず出てくると思うんですけれど、その再生エネルギーの活用についてなんですが、電気ガス、石油燃料というのは現代の生活にさまざまなエネルギーが必要なのが現実でございます。これらを地球環境に優しいエネルギーの活用を検討していかなければならないなと思っております。まだまだ実際は、研究段階にあり、費用も高額であります。本会議で、安田委員長から報告がありましたけれども、東京の羽村市の視察に行きましても、費用は、確かに国の補助金をうまく利用しながらやっていますけれども、すごく費用がかかっています。

しかしながら、今後開発が進んでくると思います。現実的に蓄電池が実用化されながら、これまでネックであった再生エネルギーの蓄電っていうのが、研究段階で広まってきております。今後その企業が、費用面や実用性がどんどん取り組みやすい環境になってくるとは思っております。それまでに、本町としても、アンテナを張って、少しずつ今取り組みをしておくことが、今後、チャンスというか、流れが来たときにすぐ動ける体制ができるんじゃないのかなと思っている中で、質問の4番に行きますけれども、本町で再生エネルギー活用の取り組みについて、現状、どのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、富 充弘君。

○企画観光課長（富 充弘君）

御質問にお答えをいたします。

エネルギーはあらゆる国民生活、産業活動を支える基礎ですが、現在の日本のエネルギー事情は、化石燃料への依存度の増加、電気料金の上昇等、対応しなければならない多くの課題を抱えております。経済産業省自然エネルギー庁の発表によりますと、日本は、海外から輸入される石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料に大きく依存しております。東日本の大震災以降、化石燃料への依存度はさらに高まっており、2017年度は87.4%となっております。

そのような中、国は2018年7月、日本のエネルギー政策に関する中長期的な基本方針、第5次エネルギー基本政策を閣議で決定しました。その中で、再生エネを主力電力化していくということが打ち出されております。

町での取り組みでございますけども、昨年10月から、再生エネルギーの活用について、町内外の民間の方々も含めて、これまで4回の勉強会を開催をしているところであります。勉強会では導入可能な再生エネルギーの検討や、ほかの地域での取り組み、それから、導入に至った場合の課題などを話し合っております。

まだ具体的に何かを進めるといった段階ではございませんけども、国の再生エネの主要電力化というのがありますので、またヨーロッパで再生エネルギーの拡大というのがありますし、地球温暖化の防止の観点からも、さまざまな可能性を探っているという段階でございます。

以上です。

○議長（外内千里君）

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

ありがとうございます。

アンテナを張りながら、本町でも議論しながら、年4回の勉強会、済いません、私もしっかり参加して、勉強するようにいたしたいと思います。

それで、国も、その方向性で動いておりますので、アンテナをしっかり張りながら、今後この活動が、私たちの代にできるのか、次の時代になるのかわかりませんが、必ずこの問題に対しては取り組まなければ、東日本大震災などもありますけどその際の、福島原発の事故の後すぐ議論をされてますけども、現実、簡単に再生エネルギーにがっと切りかえることは、正直厳しいと思うんですけども、少しずつ始めて、次の時代、その次の時代に責任を持って、安心したエネルギーの供給を今、私たちがやっていけないんだなという認識でまたこれから議論を深めながらやっていければなと思っております。

最後になりますが、昨夜、この質問の内容を目を通しながらちょっと休憩でテレビを見ていましたら、東日本大震災の話がありまして、私ぐらいの年代のお父さんが、家族3人、妻も亡くしたという話で、そのだんなさんが子供さんの御遺体を見つけたという話が出てまして、すごく胸が熱くなりました。私も娘がいます、自分たちは絶対そんな思いをしないでだろうと考えていますけれども、現実、同じ日本でそういう現象が起きております。その被害に遭われた方々からしても、私たちのような思いは絶対してほしくないという思いであると思っておりますので、私たちは危機感をやっぱり持ちながら、喜界島では絶対に人を亡くさないという強い決意で、中心にいる私たちメンバーは頑張っていかなければならないなと改めて思うところでした。今後また、議論しながら、しっかりとした取り組みをまた検討していければなと思っております。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（外内千里君）

これで野間弘也君の一般質問を終わります。

続いて、国民の祝日に各家庭での日の丸掲揚の推進についてほか1件、上間一寛君の発言を許可します。上間一寛君。

[上間一寛君登壇]

○12番（上間一寛君）

本日最後の質問者となりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

まず質問に入る前に、去る3日の本会議において、各常任委員長より、所管事務調査についての詳細な報告がありました。今日、地球的規模の環境問題は国際社会の共通認識だと思っております。

東京で子育てしやすいまち、羽村市は、平成15年に環境方針を掲げ、市民、事業所、市が一体となって、環境に配慮したまちづくりに取り組んでおり、私自身、そのことに刺激を受けましたので、少し紹介させていただきます。

羽村市は、平成23年3月、地球温暖化対策推進計画を策定し、CO₂の削減策として、庁舎への太陽光発電、蓄電池、電気自動車用充電施設の設置、電気自動車の導入等により、日本初の小型電気による路面バスを、平成24年3月から運行を開始し、市民生活の質の向上に取り組んでおります。将来の世代へのよい環境を継承する羽村市は、平成29年度、地域温暖化防止活動、環境大臣表彰を受賞しており、地方行政としての意識の高さに敬服しつつ、質問に入ります。

まず一つ目の質問は、国民の祝日に各家庭での日の丸掲揚の推進について、お尋ねしてまいります。

国民の祝日に関する法律、第1条、事由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい美風を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築き上げるために、ここに国民こぞって、祝い、感謝し、または記念する日を定め、これを国民の祝日と名づける。

第2条、国民の祝日を次のように定める。年の初めを祝う元日、1月1日から11月23日、勤労をたつとび、生産を祝い、国民互いに感謝し合う勤労感謝の日まで、年間16日の祝日が定められております。

第3条、国民の祝日は休日とする。2項と3項は割愛をいたします。

昔は、祝日はほとんどの家庭で日本国旗、いわゆる日の丸を玄関先に掲げる習慣がありました。近年、国が定めた祝日に国旗を掲げる家庭がだんだん少なくなっていると思います。

国旗は国家と国民の尊厳の象徴であると考えます。具体的な事例としては、船舶は公海上を航行するときは、国旗を必ず提示しなければなりません。また、海外の日本大使館には必ず高く日章旗、国旗を掲げます。

国旗には日本を代表するという意味が込められていると思います。同時に、民主主義国家であることから、国や自治体が、国旗掲揚することは、国民を敬っている意味が込められていると思います。教育の場では、卒業式や入学式の国旗の掲揚と国歌斉唱は、国を代表するという意味では、同様であります。子供たちは、入学し卒業するまで、国民が見守るという意味を込

めて、国旗の掲揚と国歌が斉唱されると思っております。公共施設においても、役場においてもそうですが、休日を除き、毎日、国旗や関連旗は掲揚されております。各家庭で掲揚し、日本人として、自己を見つめ直す。議会として自主的に掲げてもらいたいと願っております。

そこでお伺いいたしますが、各家庭での日の丸掲揚を調査したことがあるかどうか、また、実態を把握しているか、お尋ねいたします。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

上間議員の御質問でございますが、各家庭における国旗掲揚についてですが、町で特に調査を行ったことはございません。したがって、実態についても把握をしておりません。

○議長（外内千里君）

上間一寛君。

○12番（上間一寛君）

私、2月11日の建国記念日と、23日の天皇誕生日に町内一円を見て回りました。掲げてあるのは、各集落二、三軒ないし四、五軒が、日の丸を掲げているのが実態であります。回ってみて気づいたのが、現職のとき、職場で身近に触れた方々のOB宅には、必ず門に掲げております。その人たちは、日本国民として誇りを持って、祝日をお祝いしている姿が見てとれました。若いときから習慣を身につけておけば、幾つになっても祝日を忘れずに掲揚しているのだというのが実感であります。

そこで、教育長にお尋ねいたします。新学習指導要領における国旗及び国歌の取り扱いについて説明を求めます。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

令和2年度からスタートします。小学校で全面実施されます新学習指導要領における国旗及び国歌の取り扱いについては、特別活動の儀式的行事の中で規定されております。その文言によりますと、入学式や卒業式などにおいては、国旗を掲揚し、国歌を斉唱することが必要であると明記され、その取り扱いについては、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする規定されております。

また、その具体的な解説文の中には、国旗及び国歌の指導については、社会科においては、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うよう配慮すること等としているとともに、音楽科において、国歌君が代は、いずれの学年においても歌えるよう指導することとしていると示されております。

新学習指導要領における、国旗及び国歌に関する規定や取り扱いについては、現行の学習指導要領と同様であり、今後の対応や指導等に、変更や影響が生じないと認識しております。

本町の今後の学校教育においても、学習指導要領に示されている我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視するとともに、世界の文化や歴史についての理解を深め、国際社会に生

きる日本人としての資質を養うことに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

上間一寛君。

○12番（上間一寛君）

ただいま、教育長から説明がありましたとおりです。私もこのことを質問するにおいて、新学習指導要領をちょっと調べてみました。

今おっしゃったように、国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国の愛する心を育て育てるとともに、児童生徒が将来、国際社会において尊敬され信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことであるとうたわれております。

現在でも学校では、運動会や町民体育祭など公的な行事のときには、児童生徒の手で国旗掲揚と君が代斉唱が冒頭にあり、その後、全ての行事が進行していくのではないのでしょうか。このことによって、子供たちがしっかり国旗国歌について認識していくものだと、こう思っております。

次に、役場職員の問題ですが、役場職員は全体の奉仕者であると同時に、地域集落においては、リーダー的な存在であると考えております。そういった観点からも、地方職員が模範となるような行動を起こすことによって、住民も学び、なびいていくことだと信じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

職員に対する国旗の掲揚についてのお話だと思います。先ほど教育長のお話、それから、上間議員のお話の中にもありましたけれども、やはり各種イベントとか、その行事、それと、個人については分けて考える必要があるのではないかと思います。役場職員についても国旗を掲げている人もいますし、そうでない人もいます。それを個人の意思に基づくものでありますので、これは統制できるものではないのではないかと考えております。

○議長（外内千里君）

上間一寛君。

○12番（上間一寛君）

私は役場職員が率先して掲げてもらったほうが、地域における認識も高まっていくんじゃないかと。これは強制するものでありませんけれども、そのように私は考えております。

それでは、4番目の周知徹底を図るため、各組織団体、広報紙等への要請といいますか働きかけは考えられないか、お伺いします。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

これも先ほどの答弁と重なるところもあるかと思うんですけども、いろいろな立場の方がい

らっしゃると思います。それぞれが、国旗、それから国民の祝日の意義などについてよく理解をされ、それぞれで行動されることが望ましいのではないかと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（外内千里君）

上間一寛君。

○12番（上間一寛君）

私の思いは、祝日に日の丸が3,700戸の家々で掲げていただければ、美しい景観となり、圧巻だと思います。そのことは、ひいては地域資源の一つにもなり得ると私は思っております。ぜひ推進していただきたい。

最後に「私は生まれ変わるなら、また日本がいい」、この自民党の政治家の言葉を紹介して、次の質問に入ります。

けさも質問にありましたが、町長の進退についてお伺いいたします。町長の8年間の町政運営につきましては、先日の総括質疑の中で十分うかがい知ることができました。きょうは、改めて町長にお伺いいたします。

令和元年、第4回定例会の一般質問の中で、町長選挙についての質問に、「熟慮しております」との答弁でありました。申し上げるまでもなく、町長は、4年間の町政に負託を受けており、今現在は、施策の推進に、全力投球中だと理解しておりますが、町長の任期は令和2年、ことしの10月4日までだと承知しております。午前中の答弁では、任期まではまだ6カ月残っているというのは全くそのとおりでありますが、町長が慎重であるのはよくわかりますが、現在はまだ熟慮中なのでしょうか。町長の去就については、町民も固唾をのんで見守っていることと思います。

どうぞ町長、この議場の場で、町民に向けて今の思い、気持ちを率直にお話ししていただけないでしょうか。どうぞ、明快な答弁を求めます。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

午前中、良岡議員の質問に、「熟慮中です。4月から新しい組織やら、仕事のやり方も変えます。一生懸命それに努めます」ということ言いまして、多分、みんなニュートラル、どっちもありだなと受け取ったと思ってましたら、昼食時間に友達やらから、「あれじゃ3期目ありだと強く感じた」というのが来まして、これは困ったということで、ここで良岡議員のときと違って。実は、私は気が小さいもんですから、早目に次回は出ませんと言うと、いわゆる、ダッチロール、統制不可能とか、そういうときに使うあれですけど、そういう意味で統制力、影響力がなくなって、あと6カ月の仕事がうまくいかないんじゃないかと、気が小さい男だもんですから、ついそう言ってしまいました。本音は、もう3期目は体力、気力もちません。ですんで、10月4日を期して、あとは皆さんに委ねたいと思っております。きょう初めて2期目で終わるというのを表明させていただきますが、ただし、10月4日までは精いっぱい頑張りますんで、議員諸君、それから町民の皆さんの温かい御支援をいただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

上間一寛君。

○12番（上間一寛君）

ただいま町長のほうより、次期選挙には出馬しない、勇退する旨の発言があったと、このように思います。小粒でもきらりと輝くいい島を目指してまいりました。さらに、きらきとまぶしいほどの、いい島に輝かしてほしいと願っておりましたのに、残念としか言いようがありません。勇退後は、地元の大先輩として、喜界島の行く末、さらなる発展を見届けてほしいと願いつつ、祈りつつ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（外内千里君）

これで上間一寛君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は3月13日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時50分

令和 2 年第 1 回喜界町議会定例会

令和 2 年 3 月 13 日

(第 3 日)

令和2年第1回喜界町議会定例会

令和2年3月13日（金曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 報告第1号 平成31年度喜界中学校（1・2学年用）改修工事の工事請負変更契約の締結について

[予算審査特別委員長報告]

- 日程第2 議案第1号 令和2年度喜界町一般会計予算について
- 日程第3 議案第2号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第4 議案第3号 令和2年度喜界町介護保険特別会計予算について
- 日程第5 議案第4号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第6 議案第5号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第6号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第7号 令和2年度喜界町水道事業会計予算について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第9 議案第8号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 喜界町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 喜界町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 喜界町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 財産の無償貸付契約の変更について
- 日程第15 議案第14号 財産の無償譲渡について
- 日程第16 議案第15号 喜界町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 喜界町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第19 議案第17号 喜界町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 喜界町水道事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第21 議案第19号 喜界町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 喜界町屠畜場事業財政調整基金条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第21号 喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○日程第24 発委第2号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書（案）について

○日程第25 議員派遣の件について

○日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
8番	榮 哲治君	9番	生駒 弘君
10番	安田 英次郎君	11番	里村 忠弘君
12番	上間 一寛君	13番	外内 千里君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 幸田 勝光君 事務局 長 補 佐 沖 康仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	副 町 長	隈崎 悦男君
教 育 長	久保 康治君	総 務 課 長	吉沢 伸一君
企画観光課長	富 充弘君	住 民 課 長	秋田 達磨君
税 務 課 長	岩松 利和君	保健福祉課長	吉行 進君
農業振興課長	武藤 裕和君	建 設 課 長	加島 英郎君
水環境課長	竹内 功君	会 計 管 理 者	徳 勝志君
教委総務課長	菊地 典子君	生涯学習課長	來 和法君
あゆみ幼稚園長	乾 みち子君	喜界分署長	松元 秀雄君
行政管理監	中村 幸雄君		

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 報告第1号 平成31年度喜界中学校（1・2学年用）改修工事の工事請負変更契約の締結について

○議長（外内千里君）

日程第1、報告第1号、平成31年度喜界中学校（1・2学年用）改修工事の工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

報告の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

おはようございます。追加して御報告を申し上げます。

報告第1号の専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項、議会の議決を経て、工事の請負契約について当該契約にかかわる契約金額の10分の1に相当する金額、その金額が1,000万円を超えるときは1,000万円の範囲内において変更契約を締結することについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第1号、平成31年度喜界中学校（1・2学年用）改修工事の工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

1、契約の目的、平成31年度喜界中学校（1・2学年用）改修工事。契約金額、1、変更する額、250万3,000円の増額、2.45%の増でございます。変更後の契約金額、1億480万3,000円、契約の相手方、大島郡喜界町早町122番地、株式会社峰山建設 代表取締役峰山奥恵喜でございます。

変更理由といたしましては、平成31年度喜界中学校（1・2学年用）改修工事におきまして、直接仮設工事、これは給食コンテナ室ですが、及び防水工事を追加実施することにより、契約金額を増額するものでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（外内千里君）

以上で報告を終わります。

△ 日程第2 議案第1号 令和2年度喜界町一般会計予算について

△ 日程第3 議案第2号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計予算について

△ 日程第4 議案第3号 令和2年度喜界町介護保険特別会計予算について

△ 日程第5 議案第4号 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算について

△ 日程第6 議案第5号 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算について

△ 日程第7 議案第6号 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計予算について

△ 日程第8 議案第7号 令和2年度喜界町水道事業会計予算について

○議長（外内千里君）

日程第2、議案第1号、令和2年度喜界町一般会計予算についてから、日程第8、議案第7号、令和2年度喜界町水道事業会計予算についてまで、以上7件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、上間一寛君。

[予算審査特別委員長上間一寛君登壇]

○予算審査特別委員長（上間一寛君）

おはようございます。ただいま議題となりました当予算審査特別委員会に付託されました議案第1号、令和2年度喜界町一般会計予算から議案第7号、令和2年度喜界町水道事業会計予算までの8件について、予算審査の経過と結果を一括して御報告申し上げます。

令和2年度は、高齢化の進行などによる扶助費の増加、また、今年度から会計年度任用職員制度による人件費の増加など厳しい財政状況であります。財源の確保及び経費の削減に努め、全ての事業において最少の経費で最大の効果が得られるよう、その上、住民サービスを停滞させることのないよう、心豊かで活力に満ちたうるおいのまち実現のための予算編成としております。

当委員会は、審査に際し、町長の施政方針や町民のニーズに的確に対応しているか、また、財源の確保、健全財政の堅持に努力されているかの視点に立って、執行部の出席を求め、審査を深めるため資料の提出を求め、慎重に審査を行いました。

議案第1号、令和2年度喜界町一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ70億2,723万6,000円と定めており、前年度に比べ4.1%、2億7,363万6,000円の増額となっております。

最初に、歳入予算について申し上げます。

まず、地方税の計上額は5億722万8,000円で、前年度当初予算と比較して0.5%、231万3,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、固定資産税の増によるものであります。

町税は、課税権に基づいて賦課する税で、財政運営上、極めて重要な財源であります。

次に、地方譲与税についてであります。地方譲与税は5,115万円計上されております。前年度比768万5,000円の増となっており、増の主なものとして、自動車重量譲与税の574万8,000円の増と、新規に、森林環境譲与税150万円などによるものであります。

次に、法人事業税交付金111万6,000円と、環境性能割交付金416万9,000円は新規の交付金であります。

続いて、地方交付税についてであります。地方自治体間の財源の不均衡を調整し、住民が標準的なサービスが受けられるように交付される普通交付税28億円と、特殊な事情を考慮して交付される特別交付税1億8,000万円、合計29億8,000万円は前年度比4,000万円の増となっており、歳入における構成比は42.4%となっております。

次に、国庫支出金についてであります。特定の事務事業の財源に充てるための国からの支出

金で、令和2年度は8億663万9,000円で、前年度当初予算と比較して3.7%、2,849万円の増額となっております。

支出金の主なものとして、地方改善施設整備事業費補助金750万円は民生費の社会福祉費に充当され、保育所等整備交付金1億1,100万円と次世代育成支援対策施設整備交付金806万円は民生費の児童福祉費に充当され、社会資本整備総合交付金は土木費の港湾費に2億4,500万円、住宅費に3,722万1,000円、道路橋梁費に5,180万円に充当される国からの支出金であります。

次に、県支出金について申し上げます。国庫支出金同様、特定の事務事業の財源に充てるため県から交付されるもので、令和2年度は6億2,217万8,000円で、前年度当初予算と比較して6.6%、3,833万円の増額となっております。

支出金の主なものは、基幹水利施設管理事業補助金2,100万円、農業次世代人材投資事業補助金1,500万円、農林水産物輸送コスト支援事業交付金40,043円、農業基盤整備促進事業補助金2,133万2,000円、奄美群島移動規制害虫特別防除事業委託金4,387万6,000円は、いずれも農林水産業の農業費に充当されます。

埋蔵文化財発掘調査委託金1億1,790万円は、教育費の社会教育費に充当されます。

次に、繰入金について申し上げます。財源補填のため、財政調整基金より3億8,313万2,000円は調査施設改修工事費及び国営水利事業所改修工事等へ、公共施設整備基金より1億7,140万3,000円町債元利償還金へ、町営住宅基金より1,000万円をそれぞれ繰り入れております。

次に、町債であります。町の事業の財源に充てるための長期の借入金で、主なものとして、焼却施設整備事業費に5億650万円と港湾整備費3,630万円は過疎対策事業債を、農地整備事業費と道路整備事業費は辺地対策事業債を充て、住宅整備事業費9,100万円は公営住宅建設事業債を充てるものであり、町債の2020年度の計上額は10億5,800万円で、前年度当初の予算と比較して2.8%、3,020万円の減額となっております。

続きまして、歳出予算の目的別について御説明申し上げます。

まず、議会費についてであります。人件費等経常経費が主なもので、総額8,694万8,000円は前年度比3.1%、278万6,000円の減額となっており、構成比は1.2%となっております。

次に、総務費について申し上げます。職員給与等一般管理費として3億6,452万5,000円で、庁舎維持管理費6,348万2,000円、電算管理費5,964万3,000円、地方創生関連事業費910万1,000円、ふるさと寄附金事業費1,595万2,000円などで、総額9億2,137万4,000円は、前年度比3.6%、3,170万円の増額となり、構成比は13.1%となっております。

次に、民生費についてであります。主な歳出として、扶助費が5億8,679万2,000円、保育所整備負担金、子育て支援センター整備事業費、いわゆる児童福祉総務費として4億50万2,000円、特別会計への繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金1億781万6,000円、介護保険特別会計繰出金1億7,179万5,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金4,531万3,000円、直営診療施設勘定特別会計繰出金1,499万1,000円、繰出合計3億3,991万5,000円となっており、民生費総額15億5,729万8,000円は前年度比23.3%、2億9,458万8,000円の増額となっております。構成比は22.2%であります。

次に、衛生費についてであります。主なものとして、火葬場費1,637万4,000円、塵芥処理費1億2,279万3,000円、一般廃棄物焼却施設整備事業費5億650万円など、総額10億9,803万

7,000円で、前年度比17.5%、2億3,344万2,000円の減額となっております。構成比は15.6%であります。

次に、農林水産業費についてであります。本町の基幹産業である農業分野に要する経費であります。糖業振興費2,168万6,000円、園芸振興費4,874万円、畜産振興費1,521万5,000円、水産業振興費437万7,000円、国営水利事業所改修整備事業工事補強費1億円など、総額8億8,334万8,000円は、前年度比10.2%、8,210万6,000円の増額となっております。構成比は12.6%であります。

次に、商工費について申し上げます。観光費5,324万3,000円の主なものとして、公園管理委託料が2,003万6,000円となっております。ジオパーク推進費1,073万2,000円など、総額7,115万8,000円は、前年度比86.1%、3,293万円の増額となっており、構成比は1.0%であります。

次に、土木費についてであります。道路改良舗装工事費7,650万円、喜界島港改修工事費2億7,760万円、湾宮戸団地新築工事費1億2,899万8,000円などで、総額7億4,567万3,000円は、前年度比1.1%、794万1,000円の増額で、構成比は10.6%となっております。

次に、消防費についてであります。常備消防費1億3,996万8,000円、非常備消防費2,458万1,000円、防災災害対策費810万9,000円で、総額1億7,265万8,000円は、前年度比4.2%、691万7,000円の増額で、構成比は2.5%であります。

次に、教育費について申し上げます。喜界町の児童生徒の健全育成と重要な人材育成を目的としており、主なものとして、小・中学校入学祝い金にそれぞれ140万円、高校入学祝い金120万円、就学支援金として、小学校679万7,000円、中学校820万4,000円、各種検定トライ促進事業200万円、埋蔵文化財発掘調査費1億4,176万1,000円など、総額7億1,251万4,000円は、前年度比3.1%、2,113万円の増額となっており、構成比は10.1%であります。

次に、公債費につきましては、総額7億7,322万8,000円を計上しております。元金に7億4,148万2,000円を計上、利子3,174万6,000円を計上、前年度と比べ4.4%、3,255万2,000円の増額となっており、構成比は11.0%であります。

予備費については、前年度同額の500万円の計上となっております。

次に、一般会計の歳入歳出予算についての質疑の主なものについて申し上げます。

消防分署の高台への移転についての質疑に対し、町行政に高台移転の計画を具申しているが、用地買収等、年次計画については実現に至っていないとの答弁でありました。

救急救命士は何名かとの質疑に対し、学校での取得者が2名、町予算で取得した人が4名であるとの答弁であります。

会計年度任用職員の期末手当についての質疑に対し、予算は計上しているが、月々の給与も期末手当もまだ決定していないとの答弁でありました。

ジオパーク推進事業の進捗状況についての質疑に対し、喜界空港に看板があり、3月までに湾港とサンゴ礁科学研究所に看板を立て、また、パンフレットも3月末までにでき上がるとの説明であります。

公園管理についての質疑に対し、緑地公園は県が整備したものですが、管理清掃などは町になります。

新型コロナウイルスの影響で中止や延期になったイベントはどの質疑に、4月19日に予定さ

れていた第6回喜界島マラソンは中止になりました。参加費は返金するとの答弁です。

奄美群島移動規制害虫特別防除事業の進捗状況と開発組合への委託についての質疑に対し、毎年、計画を立て、全島に薬をまいている。不妊虫については数が少ないため、今、南部方面で不妊虫防除しており、県はあと4年で根絶を目指しているが、実際には前に進んでいない現状があるとの説明でした。

働き方改革に基づき、アリモドキ防除員16名及び事務員1名、営農センターの作業員5名を開発組合へ業務委託をし、営農支援センターに係る歳入歳出についても管理するとの情報ですので、開発組合に委託するとの説明でありました。

自然休養村管理センターの管理を教育委員会へ移行するとの質疑に対し、働き方改革において議論があり、これまでより有効活用が図れるということで、移行するとの答弁であります。

農業基盤整備促進事業費の工事請負費についての質疑に、湾頭原2号線、手久津久島中農道、喜界中部で嘉鈍と阿伝の区間4カ所であるとの答弁を受けております。

児童福祉費の保育所建設と子育て支援センターについての質疑に対し、土地の登記名義は喜界町であるが、建物等は事業者の所有となります。子育て支援センターは喜界町所有で、いずれも国の補助事業であるとの答弁でありました。

高齢化の進行による扶助費の増についての質疑に対し、これは保健福祉課分です。令和元年度より996万2,000円の増となっており、主に自立支援給付と障がい児給付による増であるとの説明を受けました。

地方創生関連事業費の中高生海外研修派遣事業補助が計上されていないのはとの質疑に、個人への補助ではなく、より多くの生徒に還元できるように、今年度はキャリア教育と国公立大学応援事業及び各種検定が補助になったとの答弁がありました。

新年度から、教育委員会総務課と生涯学習課についての質疑に、教育委員会事務局となり、学校教育チームに局長が一人、生涯学習課にチームリーダーが一人、文化財保護チームにチームリーダーが一人配置することになり、幼稚園は単独となりますとの答弁であります。

生ごみ減量堆肥化助成金について説明を求めたのに対し、一般家庭用小型生ごみ処理機の助成金で、価格5万円を上限とし、半額2分の1を助成するとの説明を受けました。

空港気象観測管理費の国庫補助金が減額で、一般財源が増額になっている理由についての質疑に、気象観測は昨年2月から自動化になっており、万一、自動の機器の故障に備え、毎朝1回訓練しているためであるとの答弁でありました。

図書購入費で、地元からの購入費についての質疑に、30年度の実績で16%、あとは図書流通センターからの購入であるとの答弁であります。

この件につきましては、予算審査特別委員会の要望として執行部に申し上げます。地元には1店舗しかない業者を育成するためにも、可能な限り地元業者を利用するよう強く要望するものであります。

引き続き、各特別会計及び企業会計について御報告申し上げます。

議案第2号、令和2年度喜界町国民健康保険特別会計予算についてであります。事業勘定につきましては、町民の医療と健康増進に極めて重要な役割を果たしております。誰もが安心して良質な医療サービスを受けられる制度の安定的運営を行うよう努めるとしてあります。本年

度の予算総額は、前年度に比べ2.0%、1,985万7,000円増の10億2,549万7,000円の計上となっております。

続いて、直診勘定についてですが、これまで同様、毎月第2週と第4週の月2回の診療を実施するとしております。本年度の予算総額は、前年度に比べ0.5%、13万5,000円増の2,628万1,000円の計上となっております。

質疑の主なものについて申し上げます。

診療所の会計年度任用職員についての質疑に対し、医師一人、看護師二人、窓口業務一人で、1カ月の就労体系は、看護師14日、窓口業務が10日であるとの説明を受けております。

次に、議案第3号、令和2年度喜界町介護保険特別会計予算についてであります。第7期介護保険事業計画に基づき円滑運営に努めるとしてしております。本年度は前年度に比べ2.8%、2,673万8,000円減の、9億1,674万1,000円を計上しております。

質疑の主なものとして、低所得者保険料軽減繰入金で、対象者の区分についての質疑に対し、第1段階1,021名、第2段階342名、第3段階260名であるとの説明であります。

議案第4号、令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療保険料の均等割軽減特別の見直しが行われますので、適切に対応するとしております。本年度は、昨年度に比べ14.3%、1,386万2,000円増の1億1,105万5,000円を計上しております。

後期高齢者医療保険料の増額になっているのにとの質疑に対し、制度改正の特例の軽減率がなくなり、8.5割から7.75割へ通常に戻すことにより保険料が上がるとの説明を受けました。

次に、議案第5号、令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。施設の長寿命化計画を活用し、施設の延命化に努めるとしてしております。本年度は、前年度に比べ9.8%、1,043万1,000円増の1億1,637万7,000円を計上しております。

次に、議案第6号、令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計予算についてであります。引き続き、接続率の向上に努め、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るとしており、本年度は、前年度に比べ1.6%、334万8,000円減の2億138万1,000円の計上となっております。

質疑は、公共下水道施設整備についての質疑に、長寿命化のため、施設が過年度劣化が来ているかどうかを調べるため、また施設が被災を受けたとき、いち早く回復させるための事業のあり方が必要か、マニュアル的なものを作成する事業であるとの答弁を受けました。

最終的な公共下水道加入率と今後の見通しについての質疑に、現在、5割、6割の加入率である。2名体制で戸別訪問を実施し、毎年十数件ほど加入があり、今後も地道な訪問を続け、維持管理費に対する精算ベースはとれていると思うが、起債証券等を踏まえるとまだまだと思うとの答弁を受けました。

次に、議案第7号、令和2年度喜界町水道事業会計予算についてであります。本年度より、水道事業は特別会計より企業会計へと移行し、独立採算性を保持しながら健全財政の運営を基本に努めるとしてしております。本年度は、収益的支出と資本的支出の合計額7億7,587万6,000円の計上となっております。

営業費用の修繕費の質疑に対し、機器、電気系統の施設の修繕であるとの説明であります。

水道料金の未納滞納分についての問いに、特別損失貸倒引当金に相当するものになるとの答弁でありました。

令和2年度の特別会計予算についても依然として各会計年度財政状況は厳しく、本年度も一般会計より繰り入れた予算編成となっており、今後も独立採算制を保持しながら健全財政に努めるよう望みます。

結びに、施政方針で表明されておりますように、今後もさらなる行財政改革を推進し、生産性向上、働き方改革、女性活躍推進等により、多様化する住民ニーズに対応するとともに、本町の地域特性や可能性をしっかりと生かした行財政運営に取り組み、町民力が結集された、小粒でもきらりと輝くいい島を目指し、最善の努力を期待するところであります。

以上で審査を終了し、予算審査特別委員会に付託されました令和2年度予算、一般会計70億2,723万6,000円、特別会計、企業会計の合計31億7,320万8,000円、総額102億44万4,000円の予算については、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号から議案第7号までの7件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。

議案第1号から議案第7号までの7件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（外内千里君）

起立多数です。したがって、議案第1号、令和2年度喜界町一般会計予算についてから、議案第7号、令和2年度喜界町水道事業会計予算についてまでの7件については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第8号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

△ 日程第10 議案第9号 喜界町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

△ 日程第11 議案第10号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

△ 日程第12 議案第11号 喜界町特別会計条例の一部を改正する条例について

△ 日程第13 議案第12号 喜界町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

- △ 日程第14 議案第13号 財産の無償貸付契約の変更について
- △ 日程第15 議案第14号 財産の無償譲渡について
- △ 日程第16 議案第15号 喜界町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第17 議案第16号 喜界町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（外内千里君）

日程第9、議案第8号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第17、議案第16号、喜界町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまで、以上9件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

報告いたします。去る3月3日、本会議において総務文教常任委員会に付託された議案第8号から議案第16号までの審査が終了しましたので御報告申し上げます。

当委員会は、3月9日、委員全員出席のもと、当委員会の日程を1日間と定め、審査に当たっては所管課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その経緯と結果を報告いたします。

議案第8号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてですが、平成16年から実施しているもので、依然として財政が厳しい状況にあるという町長の判断から、町長、副町長、教育長の給与を特例的に10%削減しているのを、令和3年3月末日まで延長するものであります。附則、この条例は、令和2年4月1日より施行する。

次に、議案第9号、喜界町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和2年の4月から機構改革によるチーム制を導入することになり、それによる業務の負担が増えると考えられる課長級、補佐級の中の、特にチームリーダーの期末勤勉手当の役職加算率を引き上げることができるよう、上限をこれまで100分の10となっていたものを100分の20を超えないものということで範囲を持たせているものであります。附則、この条例は令和2年4月1日より施行する。

次に、議案第10号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてですが、産業医と選挙関係で、期日前投票管理者と期日前投票立会人を新規に制定するものであります。それと、投票管理者と投票立会人の報酬の引き上げをするものであります。産業医については、今まで委託料で支払いをしていたものが、会計年度任用職員の制度改正に伴って報酬へ移行するものであります。附則、この条例は令和2年4月1日より施行する。

次に、議案第11号、喜界町特別会計条例の一部を改正する条例についてですが、令和2年4月1日から、簡易水道事業特別会計は公営企業会計へ移行します。屠畜場事業特別会計は廃止をして、一般会計の衛生費と一緒に計上しています。老人福祉施設事業特別会計は、経過措置が設けられていましたが、満了して、それも廃止するものであります。付則、この条例は令和2年4月1日より施行する。

次に、議案第12号、喜界町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてで

すが、会計年度任用職員の制度導入に当たって、任用形態や任用手続がさまざまであることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うものであります。この条例は令和2年4月1日より施行する。

次に、議案第13号、財産の無償貸付契約の変更についてですが、旧志戸桶小学校跡地を南西テレワークさんと無償貸付契約を取り交わしておりますが、今回、旧荒木小学校で埋蔵文化財が作業しておりますが、そこが国営事業の事務所として整備していくので移転が必要となりました。旧志戸桶小学校のあいている1階部分を活用するため移転が決まりました。契約の内容は、南西テレワークさんが実際に使っているのが2階部分だけなので、実情に合わせて契約の内容を変更するものであります。

次に、議案第14号、財産の無償譲渡についてですが、民営化の段階で、全ての建物は無償譲渡ということで手続を完了しているものと認識していましたが、固定資産税の建物評価が県のほうであり、発電室と車庫は一体として考えておりましたが、そこは財産としては別なものであるという判定が出ましたので、それに合わせて追加で発電室部分について改めて契約するものであります。

次に、議案第15号、喜界町都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてですが、令和2年4月1日より行財政改革で課の再編に伴って建設課をまちづくり課に改めるものであります。附則、この条例は令和2年4月1日より施行する。

次に、議案第16号、喜界町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてですが、改正民法が令和2年4月1日より施行されるため、それに合わせた条例の一部を改正するものであります。第6条については、今まで入居条件の最高金額が示されていたが、各政令に定める金額に置きかえるというものであります。第13条の同居承認については、条の変更による数字の変更です。第14条についても同様であります。第16条の収入の申告については、現行では、入居者の収入申告に基づいて家賃の算定をしていたのですが、入居者が同意してマイナンバーカードを提示した場合、町が雇用主に所得を照会できるということを明記してあります。第19条の敷金については、現行は、未納家賃を敷金のうちから控除した形で運用しているが、これを明文化されまして、滞納分は敷金で充てることはできるが、他の債務のために還付を受けることはできないということを明記しています。第41条については、明け渡し時の額の請求に係る率を年5分の割合と明記してあったが、これを法定利率と明記するものであります。

次に、主な質疑について申し上げます。

議案第8号の町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例で、他の12市町村の状況を教えてくださいとの質疑に、実施しているのは、大和村、宇検村、龍郷町、和泊町、知名町であります。

議案第9号の喜界町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、対象者は何名であるかの質疑に、期末勤勉手当の役職加算部分で制度を整えることで、運用についてはチーム制に移行して1年も経過していないので、状況を見ながら柔軟に変えられるようにと思っております。4月から運用するわけではありません。

議案第10号の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例で、県・国との兼ね合いはどうなりますかの質疑に、国の基準額に合わせております。郡内の自治体も同様に改正をしております。

す。

議案第11号の喜界町特別会計条例の一部を改正する条例で、屠畜場事業特別会計を一般会計に移した理由は何ですかの質疑に、特別に分ける理由がないということで、一般会計の大きな予算枠の中で実施したほうがいろいろと修繕料とか出しやすいのではないかと。また、大きな改修も一段落しているということで、特にこれから先、大きな改修もないということでもあります。

議案第13号、財産の無償貸付契約の変更については、南西テレワークは何名雇用しているかの質疑に、管理者1名、登録者28名、実稼働者12名であります。

議案第16号、喜界町営住宅管理条例の一部を改正する条例で、第16条で、マイナンバーカードを使って収入を把握できる場合、具体的にどのような種類の収入が把握できるかの質疑に、家賃の場合は所得だけであります。夫婦の収入は必要ですかの質疑に、同居人で収入のある人全員分であります。

以上で審査を終了し、議案第8号から議案第16号までは、討論なく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号から議案第16号まで、以上9件を一括して採決します。本案に対する委員長報告は原案可決です。

お諮りします。議案第8号から議案第16号までは委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第16号、喜界町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまでの9件については、原案のとおり可決されました。

----- . - . -----
△ 日程第18 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書について

○議長（外内千里君）

日程第18、陳情第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書について議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

報告いたします。去る3月3日本会議において総務文教常任委員会に付託された陳情第1号の審査が終了しましたので報告いたします。

当委員会は、3月9日、委員全員出席のもと、当委員会の日程を1日間と定め、慎重に審査をいたしましたので、その経緯と結果を報告いたします。

陳情第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書について、報告いたします。

陳情者は、鹿児島市荒田1丁目2番3号、九州南部たばこ販売協同組合連合会会長福島洋一氏ほか7名であります。

陳情の内容は、国内のたばこを取り巻く環境については、複数年にわたるたばこ税増税、改正健康増進法の段階的な施行など、禁煙規制強化の動きが拡大しており、非常に厳しい状況にあります。そこで、地方たばこ税の一部を活用した公共喫煙場所の常設維持、飲食店等が取り組む屋内喫煙室設置の助成、喫煙マナー向上に関する普及啓発など、分煙環境整備の推進などの事業に充当することを強く要望するものであります。

当委員会の意見としては、地方たばこ税の一部をこれらの事業に充当できる制度の整備が必要であるとのことであります。

以上で審査を終了し、当委員会は、陳情第1号の願意は妥当であると認め、討論なく、可決するべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第1号については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情については委員長報告のとおり採択されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（外内千里君）

休憩前に引き続き議会を再開いたします。

-
- △ 日程第19 議案第17号 喜界町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第20 議案第18号 喜界町水道事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について
 - △ 日程第21 議案第19号 喜界町給水条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第22 議案第20号 喜界町屠畜場事業財政調整基金条例を廃止する条例について
 - △ 日程第23 議案第21号 喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（外内千里君）

日程第19、議案第17号、喜界町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第23、議案第21号、喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで、以上5件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。

産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

おはようございます。総務文教常任委員長に引き続きまして、御報告申し上げます。

産業福祉常任委員長報告を申し上げます。令和2年度第1回定例会において、当委員会に付託されました議案第17号から議案第21号までの提案理由については、3月3日の本会議において町長より説明を受けましたが、さらに詳細な審議を必要とするため、全委員出席のもと委員会を開催し、審査期間を3月9日の1日間と定め、担当課長の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。その審査が終了いたしましたので御報告申し上げます。

議案第17号から議案第21号まではいずれも条例案件5件でありますので、一括して申し上げます。

農業振興課所管の議案第17号、喜界町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、これは昭和54年喜界町条例第673号の一部を次のように改正する。別表、会場使用料は御参照ください。

この条例は使用料の改正を行っております。これまで3年間で約1億3,000万円かけて施設の充実を図ってまいりました。今回、さらに運用の充実を図り、教育委員会部局に管理を移管します。そこで、ほかの施設との調整を図るため、使用料の改正を行うものであります。なお、宿泊料につきましては、旅館業法、消防法との関係でさらに施設の改修が必要となるため、今

回は規定より削除しております。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

議案第18号、水環境課所管の議案第18号、喜界町水道事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例（喜界町監査委員条例の一部改正）。第1条、喜界町監査委員条例。昭和40年喜界町条例第151号の一部を次のように改正する。

以下はお目通しください。

水道事業の開始に伴い、既存の関係条例を取りまとめて改正するものであります。

特に、第6条、喜界町水道事業の設置に関する条例、令和元年度喜界町条例第22号の一部を次のように改正する。第3条2項中、水環境課をまちづくり課に改める。別表を次のように改める。

別表につきましてはお目通しください。

第6条、関係給水区域の変更に関するものであります。ほかの条例については文言の改定となります。

第6条、関係給水区域の変更に関するものであります。ほかの条例については文言の改正となります。

第10条の改正について質疑がございましたが、審査員と監査員に改めるのではという質疑に対しましては、文言の訂正となりますとのことでもございました。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

議案第19号、同じく水環境課の所管でございますが、喜界町給水条例の一部を改正する条例。喜界町給水条例、令和元年度喜界町条例23号の一部を次のように改正する。

新旧対照表をお目通しください。

料金の支払い請求の放棄について。これは民法の166条、債権等の消滅時効に改正があったものに関するものです。消滅時効5年と改定されましたので、準用規定を改めるものであります。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

次に、議案第20号、住民課所管の議案第20号、喜界町屠畜場事業財政調整基金条例を廃止する条例。昭和53年喜界町条例第644号は廃止する。附則、施行期日、この条例は令和2年4月1日から施行する。経過措置、2、この条例の施行の日の前日において、改正前の喜界町屠畜場事業財政調整基金条例に属する財産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金は喜界町一般会計に帰属するものとする。

特別会計から一般会計へ移行することに伴うものであります。現在の屠畜頭数130頭前後、収入も30万前後であります。単一会計で管理したほうがわかりやすくもあるということでもあります。なお、現在の基金残高は2万2,638円です。これによって、決して本町の屠畜事業が終息する流れによるものではないと考えておるとの説明でございました。参考までに、喜界町屠畜場の過去最大屠畜実績についての質疑に対しましては、記録のある昭和56年以降では、昭和60年度の1,623頭、内訳は、豚が935頭、ヤギ685頭、牛3頭であります。

次に、議案第21号、保健福祉課所管の議案第21号、喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。平成26年喜界町条例第255号の一部を次のように改正する。附則、第2条中、平成32年3月31日までのを当分に改め、平成32年3月31日までにを削る。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

新旧対照表を御参照ください。

これは附則に規定する放課後児童クラブの職員の経過措置に係るものです。平成32年3月31日から当分の間とするものです。職員の資格に関するもので、人材不足を緩和する内容であります。

以上で審査を終了し、ほかに質疑、討論はなく、採決に入りました。異議なしと認め、当委員会は、議案第17号から議案第21号までの所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号から議案第21号についてを採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第17号から議案第21号までは委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号、喜界町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第21号、喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの5件については原案のとおり可決されました。

△ 日程第24 発委第2号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書（案）について

○議長（外内千里君）

日程第24、発委第2号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書（案）について、総務文教常任委員より提出されていますので、議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております発委第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号については、提出者の趣旨説明を省略するこ

とに決定しました。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから発委第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって発委第2号については原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の各関係機関への提出手続につきましては一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

△ 日程第25 議員派遣の件について

○議長（外内千里君）

日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合には、議長に一任することに決定いたしました。

△ 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（外内千里君）

日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第1回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書

国内のたばこを取り巻く環境については、複数年に亘るたばこ税増税、改正健康増進法の段階的な施行など、喫煙規制強化の動きが拡大しており、非常に厳しい状況にあります。

県内の葉たばこ耕作の状況は、農家数 196 戸、面積 404ha、販売高 19.7 億円となっており、たばこ耕作農家は自らの農業経営を託し、自信と誇りを持ってたばこ耕作に取り組んでいます。増税や規制強化等の影響によるたばこ消費量の減少という厳しい状況下においても、葉たばこの品質向上や収穫安定化への取り組みは怠らず、より良い国産葉たばこ生産のために不断の努力を続けております。

零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ産業の健全な発展を図り、もって地方財政収入の安定的確保及び地域社会の発展に貢献しております。一方、近年の度重なる増税や、一律・過度な規制は、たばこ販売店の経営を直撃、まさに死活問題となっている所です。

飲食業、宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の全面施行までの限られた間に、原則屋内禁煙の措置に伴う店舗の改装や標識の掲出等の対応が求められており、短期間に相応の負担を強いられる状況となっております。

一方、たばこは、たばこ事業法で規定された合法的嗜好品であり、税収面からも貴重な財源として一定の役割を果たしております。平成 30 年度の鹿児島県のたばこ税は、県税 17.5 億円、市町村税 107.1 億円となっており一般財源として大きく貢献しています。改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙を防止する」という観点からも、たばこを吸う人と吸わない人が共存するためには一定の喫煙場所の整備が重要だと考えております。

分煙環境の整備は、望まない受動喫煙を防止はもとより、継続的安定税収入の確保に資するものと考えます。また、公共喫煙場所を充実させることは、ポイ捨て・歩きたばこが減少し、行政・商店街等が取り組む環境美化の推進が期待されます。そして、喫煙室（場所）設置や排気設備更新が進まない飲食店等の事業者を支援することは、健康増進法遵守の徹底、無用なトラブルの減少になります。

財政資源としてのたばこは、国税・地方税の一般財源として一定の役割を果たしているところではありますが、喫煙者が望まない受動喫煙をさせないためにも、たばこ税を「分煙社会の実現」・「望まない受動喫煙防止の推進」に向けて優先的に使用する妥当性・必要性が高まっていると考えます。

以上の趣旨に基づき、下記事項を要望します。

記

1. 地方たばこ税の一部を、公共喫煙場所の増設・維持を目的とした事業に充当することを強く要望致します。
2. 飲食店等が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当することを強く要望致します。
3. 喫煙マナー向上に関する普及啓発など、「分煙環境整備の推進」を目的とした事業に充当することを強く要望致します。
4. 国に対し、喜界町議会として、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備を強く要望致します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 2 年 3 月 13 日

鹿児島県喜界町議会
議長 外内 千里

内閣総理大臣	安倍晋三	殿
衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿

各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
予 算 審 査 特別委員会	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号	令和2年度喜界町一般会計予算について 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計予算について 令和2年度喜界町介護保険特別会計予算について 令和2年度喜界町後期高齢者医療特別会計予算について 令和2年度喜界町農業集落排水事業特別会計予算について 令和2年度喜界町公共下水道事業特別会計予算について 令和2年度喜界町水道事業会計予算について
総 務 文 教 常任委員会	議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 陳情第1号 発委第2号	町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について 喜界町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について 喜界町特別会計条例の一部を改正する条例について 喜界町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について 財産の無償貸付契約の変更について 財産の無償譲渡について 喜界町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について 喜界町営住宅管理条例の一部を改正する条例について 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書について 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書(案)について
産 業 福 祉 常任委員会	議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号	喜界町自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 喜界町水道事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について 喜界町給水条例の一部を改正する条例について 喜界町屠畜場事業財政調整基金条例を廃止する条例について

	議案第21号	喜界町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
--	--------	---